

北九州市監査公表第3号  
平成15年2月13日

北九州市監査委員	山 住 晃 一
同	神 尾 榮 一
同	木 村 証
同	松 井 克 演

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人より監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 14 年度

包括外部監査の結果に関する報告

「環境施策に関する事務の執行について」

平成 15 年 2 月

北九州市包括外部監査人

公認会計士 小島 庸 匡

平成 15 年 2 月 13 日

北九州市包括外部監査人

小島 庸匡

平成 14 年 4 月 1 日付包括外部監査契約書第 8 条に基づき外部監査の結果について  
別紙のとおり報告いたします。

包括外部監査の結果報告書  
(環境施策に関する事務の執行について)

目 次

第1．外部監査の概要	1
1．外部監査の種類	1
2．選定した特定の事件(テーマ)	1
3．事件を選定した背景及びその理由	1
4．外部監査の方法	2
第2．環境施策に関する事務の執行の概要	4
1．環境施策の概要	4
2．歳入及び歳出の状況	6
3．マトリクスの作成	12
第3．外部監査の結果	14
．ごみ・し尿処理業務関連	15
1．ごみ・し尿処理業務の概要	15
2．ごみ処理手数料	15
3．ごみ収集運搬業務	23
4．その他の業務委託及び建設工事等の契約	25
5．県内自治体からの焼却灰等の受入れ契約	27
．国際協力及び環境啓発事業関連	29
1．国際協力事業	29
2．北九州市環境ミュージアムに関する事務の執行	36
3．環境シンポジウム	39
．環境産業推進事業関連	43
1．エコタウン事業	43
．環境保全・研究事業関連	46
1．環境科学研究所	46
．廃棄物発電事業関連	48
1．廃棄物発電特別会計	48

．その他	54
1．環境債	54
2．環境局が所管する土地・建物の状況	56
3．環境局が所管する未利用土地の状況	58
4．環境局が所管する物品の管理	60
5．社団法人 北九州市衛生総連合会に対する補助金等	62
第4 利害関係	63

本文中の表内の数値については、四捨五入にて端数処理を行っており、合計数値と内訳数値とに相違がある場合がある。

## 第 1 . 外部監査の概要

### 1 . 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

### 2 . 選定した特定の事件 ( テーマ )

#### ( 1 ) 外部監査対象

環境施策に関する事務の執行について

#### ( 2 ) 外部監査対象期間

自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日

ただし、必要と認められた範囲において、上記平成 13 年度以外の各年度分についても一部監査の対象とした。

### 3 . 事件を選定した背景及びその理由

近年、地球温暖化をはじめとする地球的規模の環境問題や化学物質による環境汚染等、社会を取り巻く環境問題は多様化・深刻化している。

北九州市においては、過去の高度経済成長期における深刻な産業型公害すなわち大気汚染や洞海湾の水質汚染等さまざまな環境汚染を経験してきたことがバネとなり環境問題には早くから積極的に取り組んできた。

平成 8 年 3 月には、市の環境保全行政全般の行動計画となる「アジェンダ 21 北九州」を策定するとともに、平成 12 年 12 月に環境行政の進むべき方向や市民・事業者・行政の役割等の基本理念を定めた「北九州市環境基本条例」を制定して多様化する環境問題について、市民が健全で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを課題にして取り組んできている。

また、平成 9 年 7 月には、全国に先駆け「エコタウン事業」の地域承認を受け、同事業をスタートさせる等、資源循環型の都市づくりを目指した取組も行われている。

このように、環境行政は、都市経営の中でも大きな地位を占めており、とりわけ環境問題はごみ収集等市民の暮らしにとって身近な問題であって、市民の関心も極めて高いことから、環境施策に係る事務執行の合規性の監査を行うとともに、経済性、効率性及び有効性についても監査を行うことが必要と判断し、当該事件を選定した。

#### 4 . 外部監査の方法

##### ( 1 ) 外部監査の視点

当該事件について、次のような着眼点で監査を実施した。

環境施策に関する事務の執行は、地方自治法、条例及びその他の法令に従い適正に行われているか。

環境施策に関する事務の執行は経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

なお、具体的には次のような視点を有している。

予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。その他、財務に関する事務の執行は適正に行われているか。また、関係書類の整備・保管は適切に行われているか。

委託業務は適切に行われているか。

補助金交付手続は条例等に従い適正に行われているか。また、補助金はその目的に従い適切に執行されていることが確かめられているか。

使用料及び手数料等諸収入は正しく収受され、適切に運用されているか。これら収入で賄われている事業の経営又は運営は計画的かつ合理的に行われているか。

環境局所管の財産は適切に管理され有効に利用されているか。特に、土地の利用状況に問題はないか。

事務についての内部統制組織が確立され、有効に機能しているか。

環境に関する情報開示・啓発活動は、適切に行われているか。

## (2) 主な監査手続

北九州市環境基本条例に定められた環境行政の概要について、議会提出資料及び環境局作成の各種パンフレット・ガイド等から把握した。

歳入歳出決算書より年次比較し、概況を把握するとともに、特異な項目について説明聴取、内容分析を行った。

業務委託、建設工事及び修繕工事等について、契約書、仕様書及び見積書等を閲覧し、関連書類との照合、質問及び分析等により、適正性等の検証を行った。

補助金について、その交付要綱を閲覧し、環境施策により交付された補助金がその目的に従い交付され、その目的に従って使用された実績が確認されているか、交付要綱、実績報告書の閲覧により、検証を行った。

使用料、手数料等の収入事務及び滞納整理事務について、関連帳票等の閲覧、照合及び質問等により、内部統制の整備運用状況及び収入事務等の適正性等の検証を行った。

環境局所管の財産について、台帳、帳票等の閲覧及び照合を行い、関連帳簿類の整備状況及び正確性等の検証を行った。

現場視察及び現況調査を実施した。

## 5. 外部監査の実施期間

自 平成 14 年 6 月 25 日 至 平成 15 年 2 月 13 日

## 6. 外部監査人補助者

公認会計士	藤田	和子
同	新間	達吉
同	松嶋	敦
同	小幡	寛子
同	川浪	清司
同	吉川	栄一
同	斎尾	浩一朗
同	福園	健
同	山口	徹也

## 第2．環境施策に関する事務の執行の概要

### 1．環境施策の概要

北九州市は、過去、大気汚染や水質汚濁等、深刻な公害を経験したこともあって、積極的に公害防止対策に取り組んできた。

しかしながら、都市・生活型の公害や身近な自然の減少といった従来型の環境問題に加え、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等影響が広範囲にわたる環境問題の顕在化により、より多岐にわたる対応が求められるようになったことから、新たに地球環境保全をも視野に入れた環境の保全全般にわたって、市、事業者及び市民の役割や行動の方針を明らかにし、それを着実に推し進めていくため、平成8年3月に「アジェンダ21 北九州」を策定した。

その後、さらに多様化する環境問題に体系的かつ永続的に取り組んでいくために「北九州市環境基本条例」(以下「基本条例」という)を制定し、平成13年1月から施行している。

「基本条例」では、次の6つの環境保全のための基本理念を定めている。

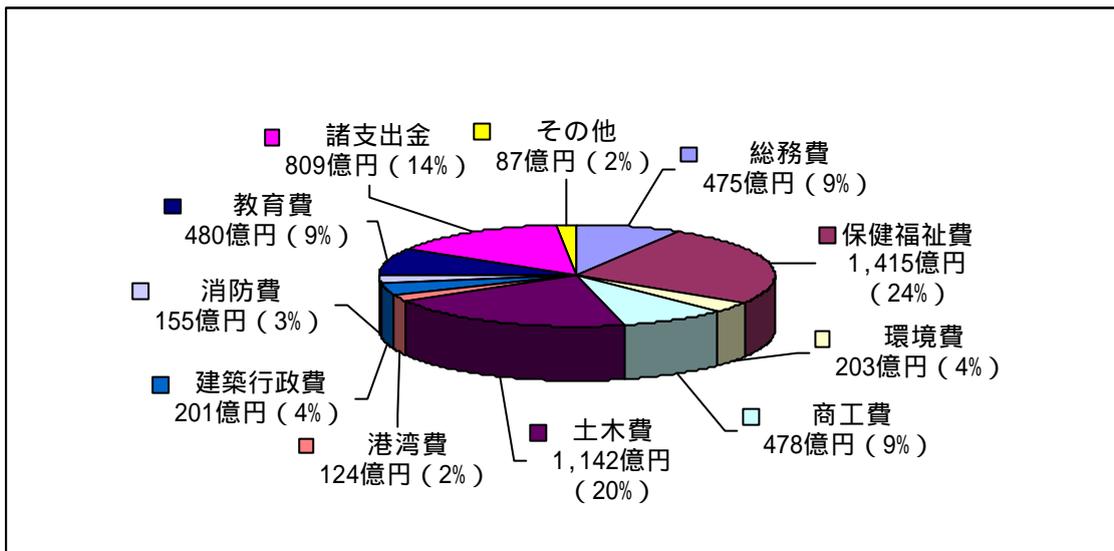
- (1) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市の構築による次世代への良好な環境の継承
- (2) 安全で快適な生活環境の確保
- (3) 豊かな自然環境の保全
- (4) 地球環境保全のための取組の推進
- (5) アジア等の海外の地域との環境保全に関する国際協力
- (6) 市、事業者及び市民の役割

市の環境施策は、この「基本条例」に基づいて行われている。市は、廃棄物等の適正な処理処分を行う中で、排出の抑制、減量化、再生利用及び再資源化の促進を進めるとともに、資源及びエネルギーの効率的な利用や自然エネルギーの活用、環境産業の振興、自動車公害問題や化学物質による環境汚染への対応、環境国際協力の推進等、さまざまな環境保全に関する事業を実施している。

また、環境保全は、行政だけでなく、市民や事業者が一体となって取り組む課題であるとの認識のもとに、環境学習の推進や民間団体等の自発的活動への支援等も行われている。

このような住民の生活環境の向上及び健康の保持のために行われる環境対策に対する財政投入額は、平成 13 年度決算で見れば、203 億円と市の歳出の約 4 %を占めている。今後、環境対策への市民の要望はますます増えてくると思われる。市の財政状況を考慮すれば、限られた財源の中で環境施策を策定し実施していく必要があり、3 E、すなわち経済性、効率性及び有効性に配慮した予算執行が求められる。

表 1 - 1 平成 13 年度決算 一般会計の歳出額



2. 歳入及び歳出の状況

(1) 歳入決算額の年次推移

表1-2 歳入決算額の年次推移

		(単位：千円)				
		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
一 般 会 計	環境費負担金	7,473	9,219	13,253	6,951	4,122
	環境使用料	3,093	2,692	1,633	1,816	3,215
	環境手数料	1,143,206	1,885,801	2,238,159	2,699,892	2,722,233
	環境総務手数料	26,732	48,415	52,898	46,751	48,353
	ごみ処理手数料	815,596	1,566,674	1,934,709	2,425,332	2,466,075
	し尿処理手数料	300,779	270,712	250,553	227,809	207,805
	環境科学研究所手数料	100	0	0	0	0
	環境費負担金(国)	619	0	0	0	431
	環境費補助金(国)	120,453	104,722	1,364,293	1,302,225	1,560,200
	環境施設災害復旧費補助金	-	-	18,507	4,711	0
	環境費委託金(国)	24,122	32,752	22,510	10,416	12,021
	環境費補助金(県)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	環境費委託金(県)	974	974	984	984	1,331
	土地貸付収入	-	-	-	9,736	20,786
	基金運用収入	6,929	6,763	4,146	4,069	3,094
	環境費寄付金	-	-	-	5,000	3,031
	廃棄物発電特別会計繰入金	0	0	0	0	1,785,000
	環境保全基金繰入金	-	24,920	223,053	489,562	439,566
	預金利子	-	-	0	0	0
	公害防止資金貸付金元利収入	13,286	10,236	15,417	10,126	7,638
つり銭準備貸付金収入	1,650	1,800	1,950	2,700	2,900	
環境費受託事業収入	1,261	184	253	9,975	11,435	
環境費弁償金	-	-	0	0	0	
環境費雑入	957,500	1,301,134	1,361,330	1,309,469	1,200,259	
環境債	12,513,000	1,229,000	896,000	3,388,000	1,763,000	
環境施設災害復旧債	-	-	18,000	5,000	0	
一般会計計	14,794,566	4,611,197	6,180,488	9,261,632	9,541,259	
特 別 会 計	発電収入	90,305	920,454	1,343,807	1,509,935	1,311,731
	熱供給施設使用料	-	-	-	-	3,868
	前年度繰越金	164,601	309,568	707,315	1,350,092	1,932,199
	雑入	290,502	348,684	266,383	268,129	265,541
	廃棄物発電事業債	2,160,000	42,000	0	0	0
	廃棄物発電補助金	58,227	-	-	-	-
特別会計計	2,763,635	1,620,706	2,317,505	3,128,156	3,513,339	
合計	17,558,201	6,231,904	8,497,993	12,389,788	13,054,598	

(資料：年度歳入決算一覧表)

## (2) 一般会計の予算・決算の対比(年次推移)

表1-3

(単位:千円)

	平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
	当初予算	決算額								
<b>環境職員費</b>	9,821,018	9,434,555	9,484,599	8,951,232	9,056,969	8,449,147	8,628,629	7,898,915	7,745,079	7,596,283
うち職員給与費	9,710,548	9,327,957	9,397,313	8,874,301	8,992,299	8,422,491	8,556,671	7,861,839	7,674,461	7,540,310
一般職人数	1,031	1,000	999	939	940	893	893	839	810	802
一人当たり給与費	9,419	9,328	9,407	9,451	9,566	9,432	9,582	9,371	9,475	9,402
<b>環境職員費(1項) 小計</b>	9,821,018	9,434,555	9,484,599	8,951,232	9,056,969	8,449,147	8,628,629	7,898,915	7,745,079	7,596,283
<b>環境総務費</b>	727,322	659,092	707,215	707,987	1,391,090	2,469,858	3,937,999	3,993,687	2,054,590	2,062,193
うちエコタウン事業費	-	0	-	71,555	673,075	1,674,722	3,097,900	3,191,116	1,216,300	1,295,312
〔うちエコタウン事業委託料〕	-	0	-	0	77,529	73,855	81,600	77,525	67,790	96,896
〔うちエコタウン事業補助金〕	-	0	-	0	7,875	1,203,485	8,537	427,396	702,150	685,653
うち衛生総連合会補助金	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	22,000	22,000	22,000	22,000
<b>環境保全費</b>	320,380	222,772	420,678	308,507	422,847	319,171	472,610	374,778	455,412	334,858
うち公害防止資金融資貸付金	100,000	13,191	100,000	10,236	100,000	16,411	100,000	10,060	104,000	8,779
うちKITA環境協力センター運営補助金	21,500	21,500	22,120	22,120	21,920	21,920	22,308	22,308	21,890	21,890
<b>環境科学研究所費</b>	197,283	187,490	158,232	141,200	274,867	245,422	152,731	142,227	175,919	160,781
<b>ごみ処理費</b>	2,730,578	2,666,368	4,209,925	4,004,312	4,556,459	3,960,133	4,495,787	4,172,878	4,466,738	4,125,649
うちごみ処理委託経費	1,245,600	1,225,841	1,474,800	1,401,892	1,708,000	1,659,540	1,797,900	1,758,386	1,871,200	1,851,382
うちごみ収集指定袋制実施等経費	-	19,724	1,213,581	1,119,406	1,350,543	838,539	1,296,518	1,030,276	1,307,578	1,037,677
<b>し尿処理費</b>	1,471,930	1,129,650	1,181,058	1,100,493	778,464	752,091	746,105	735,707	710,265	676,837
<b>工場費</b>	2,695,682	2,515,453	2,739,001	2,402,323	2,834,749	2,632,589	2,911,421	2,592,529	3,025,604	2,766,932
うち工場管理運営費	2,065,682	1,891,106	2,239,001	1,922,858	2,334,749	2,178,612	2,406,421	2,096,405	2,293,604	2,053,611
〔うち工場運転管理等委託料〕	1,083,948	1,045,305	1,059,982	1,031,866	1,143,331	1,115,542	1,162,153	1,155,728	1,217,946	1,194,488
〔うち下水処理負担金〕	508,747	466,585	526,114	441,162	557,174	518,240	591,620	460,813	545,778	479,959
うち工場整備費	630,000	624,347	500,000	479,465	500,000	453,977	505,000	496,124	732,000	713,321
<b>環境施設建設費</b>	14,634,187	13,921,691	2,213,400	1,869,771	1,533,000	1,250,029	3,665,900	3,138,456	1,935,600	2,552,662
うち新皇后崎工場建設事業費	13,375,000	12,959,828	747,500	516,314	-	0	-	0	-	0
うち豊瀬西地区廃棄物処分場建設事業費	779,500	616,215	1,306,000	1,182,601	-	0	-	0	-	0
うちその他環境施設整備事業費	70,687	27,209	139,200	151,537	1,236,000	928,184	666,800	582,239	0	40,811
うち日明工場ダイオキシン抑制対策事業費	-	0	-	0	11,000	706	1,095,000	1,090,063	1,872,600	1,868,946
うち環境ミュージアム建設事業費	-	0	-	0	0	47,052	1,830,900	1,366,387	0	581,610
<b>環境費(2項) 小計</b>	22,777,362	21,302,516	11,629,509	10,534,593	11,791,476	11,629,293	16,382,553	15,150,262	12,824,128	12,679,912
<b>合計(1項+2項)</b>	32,598,380	30,737,071	21,114,108	19,485,825	20,848,445	20,078,440	25,011,182	23,049,177	20,569,207	20,276,195

公有財産購入費 576,550千円

公有財産購入費 2,457,000千円

補正予算措置

H12年度繰越

資料:一般会計歳入歳出決算事項別明細書

一般会計予算に関する説明書

主要施策の成果その他予算の執行実績説明書

表 1 - 4 環境費（4款）決算額内訳の推移

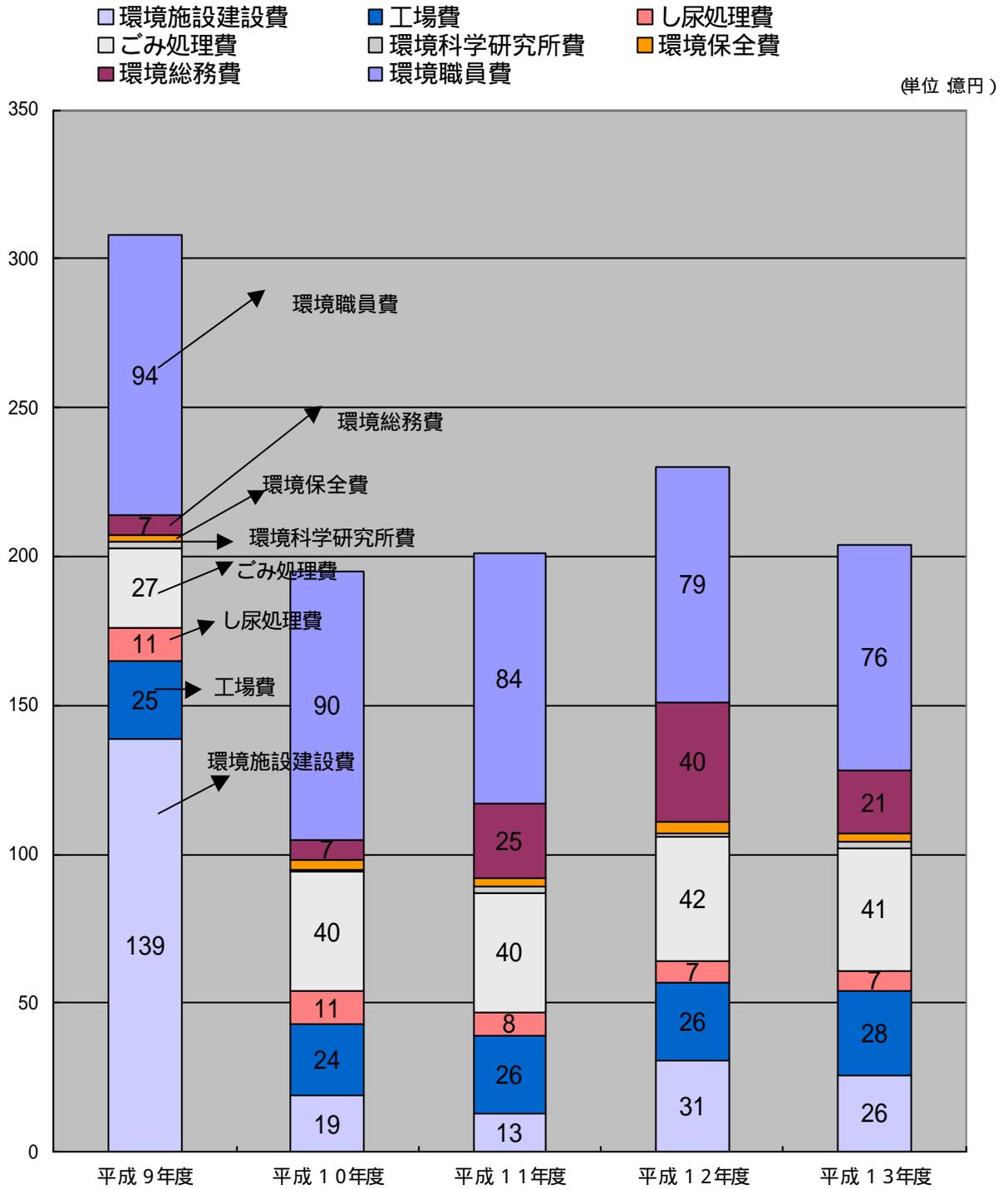
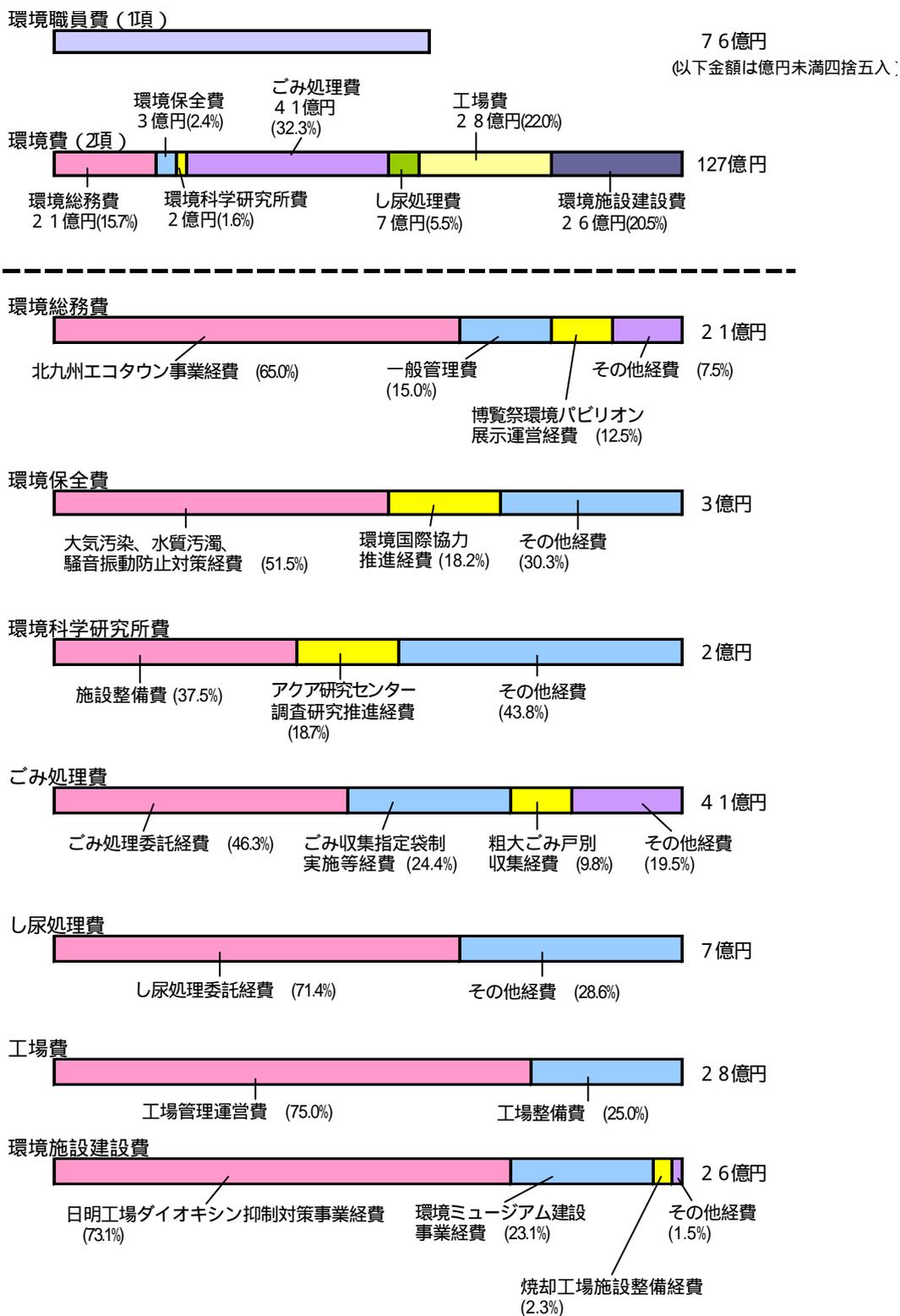


表 1 - 5 平成 13 年度決算 環境費（４款）の内訳



(3) 年次推移についての説明

環境職員費

環境職員費の当初予算額と決算額の状況は下記のとおりである。事務所の統廃合、一般ごみ・資源化ごみ収集業務に関する委託比率の上昇等により、当初予算、決算額ともに減少傾向にある。また、年度ごとにみても、組織の見直しや委託比率の変動等もあるため、当初予算と決算額に開きがある。

なお、決算額において平成9年度を100.0とした時の平成13年度の環境職員費は80.5であり、金額は、平成13年度は平成9年度と比較して、1,838百万円減少している。

表1-6 環境職員費(4款1項)の推移

項目	単位	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
当初予算額	千円	9,821,018	9,484,599	9,056,969	8,628,629	7,745,079
予算現額	千円	9,543,598	8,971,593	8,529,975	7,941,659	7,608,551
決算額 (対平成9年度比)	千円	9,434,555	8,951,232	8,449,147	7,898,914	7,596,282
	%	(100.0)	(94.8)	(89.6)	(83.7)	(80.5)
不用額	千円	109,043	20,361	80,828	42,745	12,269
予算人員	人	1,031	999	940	893	810
決算人員	人	1,000	939	893	839	802
委託比率	%	27	32	41	47	50
備考				八幡西環境事務所と八幡南環境事務所の統合	1	皇后崎環境センター・八幡東事務所の廃止

1 門司・小倉南環境事務所を新門司環境センターとして統合、小倉北・戸畑環境事務所を日明環境センターとして統合

2 委託比率は、ごみ収集運搬業務にかかる委託比率である。

(環境局作成資料)

ごみ処理費

ごみ処理費のうち、ごみ処理委託経費は、決算額において平成9年度を100.0とすると、平成13年度は151.0と比率はかなり上昇し、金額は、平成13年度は平成9年度と比較して、625百万円増加している。

表1-7 ごみ処理費(決算額)の推移

(単位:百万円,%)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
<b>ごみ処理費</b>	2,666	4,004	3,960	4,173	4,126
うちごみ処理委託経費 (対平成9年度比)	1,226 (100.0)	1,402 (114.4)	1,660 (135.4)	1,758 (143.4)	1,851 (151.0)
うちごみ収集指定袋制 実施等経費	20	1,119	839	1,030	1,038

### 環境施設建設費

環境費（2項）全体の支出額は、過去5年間最高213億円から最低105億円とかなり変動している。

この変動の要因は、皇后崎工場建設事業費が平成9年度に129億円支出されたほか、エコタウン事業が平成11年度から本格化し、平成11年度にエコタウン事業費が17億円、平成12年度に31億円支出される等、事業費の支出に年度ごとに変動があることによる。

なお、環境施設建設費のうち、平成11年度及び平成12年度のその他環境施設整備事業費の内訳を示せば、次のとおりである。

表1-8 その他環境施設整備事業費 (単位：千円)

事業名	平成11年度		平成12年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算
市民トイレ整備事業	5,300	6,491	12,100	10,713
環境事務所統合に伴う環境事務所整備	1,016,000	761,941	224,700	174,762
皇后崎工場解体	203,000	159,750	399,500	366,417
離島焼却炉解体及び可燃ごみストックヤード建築工事	11,700	-	9,500	11,614
容器包装ストックヤード建設工事	-	-	21,000	18,731
合計	1,236,000	928,182	666,800	582,239

(環境局作成資料)

### その他

ごみ収集指定袋制の実施により、平成10年度からごみ処理費のうちごみ収集指定袋制実施等経費に指定ごみ袋の製作代金が含まれているが、指定袋の販売代金はごみ処理手数料に含まれている。

### 3. マトリクスの作成

環境局は、次のような内容の事務事業を行っている。また、これら事務事業は大きく6の分野に区分（セグメンテーション）できる。

#### 一般会計

分 野	事務事業の内容
ごみ・し尿処理	ごみ・し尿の収集・運搬
	ごみ・し尿の処理・処分
	公衆便所の管理
国際協力及び環境啓発	環境国際協力の推進及び国際機関との連携
	環境シンポジウム・会議・学会等イベントの開催
	環境教育・啓発活動の推進
	ごみ資源化・減量化の推進
	環境ミュージアムの運営及び北九州博覧祭パビリオンの展示・運営
環境産業推進	エコタウンの計画・支援
	環境産業の育成・振興
環境保全・研究	省エネルギー・環境負荷削減対策の推進
	公害防止対策の推進
	大気環境・生活衛生等の試験・調査・研究
その他	環境政策・計画の策定
	まち美化の推進
	廃棄物不法投棄等の監視、指導
	その他事務事業

#### 特別会計

分 野	事務事業の内容
廃棄物発電	廃棄物発電施設・熱供給施設の管理

平成13年度環境費（4款）の決算額について分野ごとにセグメンテーションして集計し、マトリクス表（表1-9）の作成を試みた。すなわち、平成13年度の一般会計の環境費（4款）決算額20,276百万円について、決算上、歳出目的別に分類（目）されているものを事務事業目的別に分類する対照表を作成した。なお、間接・共通費には、主に本庁職員における総務管理関係業務の環境職員費等セグメントに按分できない間接・共通費やその他分野の支出が含まれている。

この表を作成した意図は、事務内容をセグメントごとに切り分けた場合、どの程度の規模の支出があるか、すなわち、市にとっていかなる事業を行う場合に金銭的な負担があるかを把握するためである。これにより、経済的な負担の度合いを考慮に入れながら、具体的な事業ごとの監査対象を選定することができる。

表 1 - 9 マトリクス表

(単位：百万円)

項目 セグメント	環境 職員費 1	環境 総務費	環境 保全費	環境科学 研究所費	ごみ 処理費	し尿 処理費	工場費	環境施設 建設費	合計	割合 (%)
ごみ・し尿処理	5,882	19	-	-	3,842	677	2,767	1,930	15,117	75
国際協力及び 環境啓発	191	413	56	-	-	-	-	582	1,242	6
環境産業推進	186	1,295	-	-	-	-	-	-	1,481	7
環境保全・研究	919	-	279	161	-	-	-	-	1,359	7
その他 間接・共通	418	336	-	-	284	-	-	41	1,079	5
合計	7,596	2,062	335	161	4,126	677	2,767	2,553	20,276	100
割合 (%)	37	10	2	1	20	3	14	13	100	

1 環境職員費については、ごみ・し尿処理セグメントでは環境局の実施している処理原価の計算において算定されたものを抽出し、その他のセグメントでは、その残額を人数等で配賦している。

2 その他の項目にある費用は、主要事業に係る経費をセグメントに賦課している。

上表をみると、環境職員費は環境費（4款）全体の37%を構成している。本来、経常的に発生している支出であるため、予算に対する決算執行率も100%に近い。この環境職員費はごみ・し尿処理セグメントにおいて多額であり、労働集約的なごみ収集の運搬業務に多くかかっていることがわかる。また、当該業務は民間にもその一部を委託していることからごみ処理費も金額が大きい。ごみ処理の焼却は工場で行われ、その設備の稼働、維持に多くの支出があり、これらは工場費及び環境施設建設費としてあらわれている。これらの結果、ごみ・し尿処理セグメントの支出は環境費（4款）全体の75%を占めている。

次いで、環境産業推進セグメントでは、主としてエコタウン地区の整備事業に係る建設費や補助金の支出が発生し、その環境費（4款）全体の7%を占めており、ごみ・し尿処理セグメントについて金額が大きい。

以上は一般会計の環境費(4款)に関連しての歳出の状況であるが、環境局では他に、廃棄物発電特別会計に係る事業も行っている。特別会計の歳出において、繰出金を除いた事業費のみの支出額は994百万円である。

この分析の結果、環境局の施策の中から、ごみ・し尿処理セグメントに特に重点をおきつつ、その他は主要施策を中心にして、幅広く総合的に監査を行うように、監査対象の選定を行った。

### 第3．外部監査の結果

今回の包括外部監査の目的は、環境施策に関する事務の執行について、内容を把握し、法令等に従って事務が適正かつ効果的に執行されているかを確かめることにある。そしてこの目的は、法令、条例、規則、要綱、要領等定められた基準（以下「法令等定められた基準」という）への合規性・準拠性を検証し、監査を実施することにより達成される。包括外部監査は、第一義的に合規性監査であることを踏まえ、監査結果の報告書ではこの趣旨に沿うもののみを記載している。

また、監査実施時に判明した経済性、効率性及び有効性の観点から組織又はその運営の合理化に資するため必要と認められた事項につき、地方自治法第252条の38第2項に基づき意見として、「包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見書」として結果報告書に添えて申し述べる。

## ．ごみ・し尿処理業務関連

### 1．ごみ・し尿処理業務の概要

ごみ処理業務は、ごみ処理費に工場費を含めると、環境費（2項）の中でも大きな割合を占め、金額的規模の大きい業務といえる。また、し尿処理業務は前表1 - 3の推移のとおり縮小傾向にあるものの、依然として金額的には全体への影響が大きい業務といえる。これら業務について推移をみると、計画的に経費削減努力は進められているが、定型的業務であるために多額の経常的な支出がある。

### 2．ごみ処理手数料

#### （1）概 要

「北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第33条第1項において、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し別表第1に定める処理手数料を徴収する旨、また、同条例第35条第1項において、産業廃棄物の処分に関し別表第2に定める処理費用を徴収する旨を定めている。

現在の別表第1及び別表第2のうちごみ処理関係は、次のとおりである。

別表第1（第33条関係）

種 別	取 扱 区 分		単 位	金 額
ごみ処理手数料	市が収集し、運搬し、及び処分する場合	定期的に行うもの (資源ごみを除く)	市長が指定する大袋1袋につき	15円
			市長が指定する小袋1袋につき	12円
			市長が指定する特小袋1袋につき	8円
	臨時に行うもの	粗大ごみ	重量、形状、処理の困難性等を勘案し、1,000円以内で市長が定める額	
			上記以外のもの	100kg又はその端数ごとに 2,300円
	市長が指定する場所に自ら搬入する場合	焼却施設又は破砕施設に搬入するとき		100kg又はその端数ごとに 700円
		埋立処分場に搬入するとき	がれき類	100kg又はその端数ごとに 300円
上記以外のもの			100kg又はその端数ごとに 500円	
犬、猫等動物の死体処理手数料	市が収集し、運搬し、及び処分する場合		1個につき 1,000円	
	市長が指定する場所に自ら搬入する場合		1個につき 400円	

別表第2（第35条関係）

種 別	取 扱 区 分	単 位	金 額
焼却破碎処理費用 （市長が指定する焼却施設 又は破碎施設に自ら搬入す る場合）	可燃性産業廃棄物	100kg又は その端数ごとに	700円
埋立処理費用 （市長が指定する埋立処分 場に自ら搬入する場合）	不燃性産業廃棄物 がれき類	100kg又は その端数ごとに	300円
	燃え殻、汚泥、金属くず、ガラスくず、 陶磁器くず、鋳さい、ばいじん又は政 令第2条第13号に規定する廃棄物	100kg又は その端数ごとに	500円
	廃プラスチック類 又はゴムくず	100kg又は その端数ごとに	800円

また、ごみ処理手数料収入の年次推移は次のとおりである。

表2-1 ごみ処理手数料収入の年次推移

（単位：千円）

		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	
計 画 収 集		15,588	5,974	-	-	-	
粗 大 ご み	シ ー ル 分	56,602	91,050	70,327	104,405	67,438	
	引越・臨時分	17,836	15,868	20,921	26,229	22,172	
自 己 搬 入	一 廃	焼 却	685,910	783,690	846,858	1,271,744	1,326,862
		埋 立	5,568	5,586	7,206	10,124	9,206
	産 廃	焼 却	33,708	39,267	44,886	52,880	85,878
		埋 立	-	-	-	-	-
犬猫死体処理		361	355	327	318	273	
指 定 袋		-	624,760	944,004	959,236	953,808	
過 年 度 分		23	125	180	397	438	
計		815,596	1,566,674	1,934,709	2,425,332	2,466,075	

上表の手数料等収入のうち、金額的ウエイトの高い「自己搬入・焼却」について以下で検討した。

(2) ごみ処理手数料(焼却施設の自己搬入分)

概要

ア. ごみ搬入から手数料徴収までの事務の流れ

市のごみ焼却工場として、新門司工場、日明工場及び皇后崎工場の3工場がある。

市では、平成2年度まではごみ処理手数料(焼却施設の自己搬入分)(以下「ごみ焼却手数料」という)の計算を人の手に頼っていたが、平成3年度から搬入カードシステムを導入し、ごみ重量の自動計量、手数料の自動徴収を開始し今日に至っている。当該システムの導入により、ごみ搬入や料金支払いの時間が大幅に短縮され、市民サービスの向上が図られるとともに、市の会計事務の省力化に寄与している。

当該搬入カードシステムによるごみ搬入から手数料徴収までの流れについては次の2つのケースがある。

A 搬入カード所持車(料金後納制度)

B 現金支払いの車

区分	A 搬入カード所持車	B 現金支払いの車
(ア) 搬入カードの登録	事業者の申請により、ごみを継続的に搬入する車を登録する。登録内容の主なものは、事業所、車両番号、車体重量、搬入するごみの種類である。	搬入カードの登録は行わない。
(イ) 現金自動徴収機での受付	現金自動計算機に搬入カードを挿入する。カードに登録されている内容(カード番号、車両番号、車体重量、事業所コード、ごみ種類等)がコンピュータに読み込まれる。運転席横の車体に車両番号の貼付を義務付けており、当該番号と登録車両番号とを係員が目視で照合する。	受付簿に、住所、氏名、持込ごみの種類を記載する。ごみ種類別の搬入カードの貸与を受ける。搬入カードを機械に挿入。コンピュータにカードの内容(カード番号、ごみ種類)が記録される。
(ウ) 搬入前の重量測定	トラックスケールで重量を測定する。搬入時の重量をコンピュータに記録する。	同左
(エ) ごみ搬入	工場担当者の指示に従いごみピットにごみを搬入する。	同左

(オ) 搬入後の重量測定	重量測定はしない(搬入カード発行時に車体重量を測定し、カードに登録されているため)。	搬入カードを現金自動徴収機に挿入した後、トラックスケールにて車体重量を測定し搬入したごみ重量を計算する。
(カ)「ごみ焼却手数料」徴収	事業者に1カ月分の「ごみ焼却手数料」総額を翌月初旬に請求する。納付期限は翌月末である。(注)	自動徴収機に納付すべき金額が表示される。利用者は徴収機に現金を入れ、領収書を受取る。

(注) 自己搬入による一般廃棄物のごみ処理手数料はその都度徴収が原則であるが、「北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則」第27条別表において「継続的に搬入するときは、1月ごとにまとめて徴収することができる。」と定められている。また、産業廃棄物の処理費用についても同規則第28条に、同様な内容が記載されている。これらの規定を根拠として、市の焼却施設へのごみ搬入事業者で事前に搬入車両の登録を実施したものについては、1カ月分のごみ処理手数料をまとめて請求し徴収しているものである。

#### イ. 「ごみ焼却手数料」徴収業務の民間業者への委託

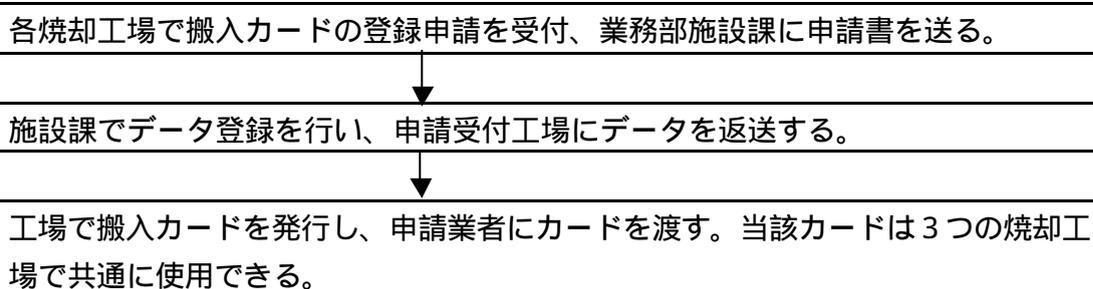
焼却工場へのごみ搬入から手数料徴収までの事務を、夜間及び土曜日・祝日の昼間については民間業者に委託している。

市と委託業者との現金受渡しは次のとおりである。

- ・ 業務開始時：市から業者につり銭用現金を引渡す
- ・ 業務終了後：業者から市につり銭用金額に徴収した手数料金額を加えた現金を引渡す
- ・ 現金の相互確認は金種別明細を記載した「夜間受付業務報告書」により実施している

#### ウ. 搬入カードの発行手続き及び手数料請求事務

搬入カードの発行手続きは次のとおりである。



また、ごみ搬入に関する記録及び月額手数料計算資料並びに手数料請求に関する書類には次のようなものがある。

(ア) ごみ搬入に関する記録及び月額手数料計算資料

- ・搬入日報
- ・手数料日別事業所別月報
- ・手数料計算書（内容：事業所別及び月別の一覧表）

(イ) 手数料の請求に関する書類

- ・定例調定決議書（内容：手数料請求に関する許可申請）
- ・請求書
- ・手数料計算明細書

実施した監査手続

皇后崎工場において、

ア．市と委託業者とのつり銭及び徴収代金の受渡しの方法を調査した。

イ．搬入カードの登録手続きについて説明を受けた。登録関連資料及び車両登録一覧表並びに事業所登録台帳を閲覧し、車両及び事業所の登録が定められた手続きに従って実施されているかを調査した。

ウ．搬入カード登録業者のうち数業者について、搬入日報から請求書までの一連の書類を閲覧し、その整合性を調査した。

監査の結果

ア．市と委託業者との現金受渡し記録

市と委託業者との現金受渡し記録である「夜間受付業務報告書」の記載は訂正可能な鉛筆書きである。当該報告書はつり銭用現金や「ごみ焼却手数料」等収入現金を金種別に記載したもので、現金受渡しの証拠書類となるものであるため、訂正不能な筆記用具での記載が必要である。

また、業務開始時に行われる市から業者への現金引渡しにおいては、報告書に市と業者の両者の確認印が押印されている。一方、業務終了時の業者から市への現金引渡しにおいては、確認印が押印されていない。現金引渡し時には、現金の受渡しを明確にするため市と業者の両者が報告書に押印しておく必要がある。

これらは、業務マニュアル等で特に定められたものではないが、一般的な現金受渡し業務に関する事故等の危険性に鑑み、責任義務の付与及び解除について行為時点に基づいて適切に行い、さらに、それを事後的に検証可能とするために必要なものである。

イ．搬入カードの管理

皇后崎工場の一定期間において監査した結果、カードの登録手続は定められた方法で実施され、関連書類の不整合は認められなかった。

(3) ごみ処理手数料の滞納

概要

平成13年度末のごみ処理手数料滞納状況は次のとおりである。

表2-2 平成13年度末のごみ処理手数料滞納状況 (単位：千円)

区分	調定額	収入額	収入未済額	平成14年9月末までの入金額	収入未済額(平成14年9月末現在)
当年度分	1,334,608	1,326,835	7,772	1,209	6,563
ごみ焼却手数料	1,334,608	1,326,835	7,772	1,209	6,563
過年度分	5,147	438	4,709	273	4,436
ごみ焼却手数料			4,370	271	4,099
ごみ指定袋代金			321	2	319
ごみ収集手数料			18	-	18
計	1,339,754	1,327,273	12,481	1,482	10,999

また、平成14年9月末現在の収入未済額を、滞納者の状況や支払いの意思等により分類すると次のとおりである。

表2-3 平成14年9月末現在の収入未済額内訳 (単位：千円)

分類		平成13年度分		過年度分		
		件数	金額	件数	金額	区分
A	分割返済中	1	5,600	1	69	指定袋
B	分割返済を約束するも予定通り入金にならないもの			1	3,529	焼却
C	代表者に督促するも支払いのないもの			1	58	焼却
D	代表者行方不明			1	18	ごみ収集
E	破産開始決定	1	964	1	513	焼却
F	会社倒産			2	250	指定袋
	合計	2	6,563	7	4,436	

### 実施した監査手続

平成 14 年 9 月末現在の収入未済分について、滞納発生原因、現在までの督促・入金状況及び回収可能性についての説明を求め、滞納処理が適正に実施されているかを検討した。

### 監査の結果

滞納の原因は、次のとおりであったが、その後事務手続が改善され、このような原因に伴う滞納の発生が防止されていることが認められた。

## ア．許可業者の搬入車両の計量カード登録ミス

### (ア) 事実関係

平成 13 年度分の分割返済中 5,600 千円が発生した原因は、計量カードの登録ミスに起因するものである。発生経過について、施設課より次のような説明を受けた。

平成 13 年 10 月に、A 社からごみ処理手数料の請求が多いとのクレームがあり調査したところ、平成 11 年 7 月に登録申請のあった B 社の車両を誤って社名が酷似（「丸」と「九」の違い）している A 社の事業所コードで登録し、その搬入カードを A 社に交付していたことが判明した。その結果、当該車両が搬入したごみ手数料を 2 年間以上の長期間にわたって A 社に請求していた。誤って請求されていた累計額は 7,800 千円である。

A 社には過納分に加算金を加えた額を払い戻した。一方、B 社にはその旨の事情を説明し未納金額についての合意を得たが、一括納入できないとのことで分割納入の約束をした。なお、現在まで約束どおり入金している。

### (イ) 改善状況

上記のような登録ミスが発見されたことから、施設課では事務処理上の問題点を分析し、改善策を講じている。その主なものは次のとおりである。

- ・ 従来はデータ登録作業と登録したデータと申請書類とを突合する作業の両方を一人の担当者が実施していたが、データ登録の確認を少なくとも二人で行うように変更した。
- ・ 施設課で登録終了後、申請を受付けた工場に業者の申請書が返送され工場では搬入カードを発行するが、業者申請書に加え、登録データを紙に打ち出したものも併せて返送し、工場においても正しくデータ登録されているかを確認することとした。
- ・ 従来は搬入業者へのごみ手数料請求は請求書のみであったが、請求書にごみ搬入明細書を添付することとした。

## イ．一業者の多額な滞納発生

### (ア) 事実関係

平成 13 年度において一業者で 3,529 千円もの多額な滞納が発生している。このように金額が大きくなった原因は支払遅延業者に対する搬入カードの取消し手続きがマニュアルどおり徹底されていなかったためである。

平成 10 年 6 月に、施設課で「ごみ処理手数料の遅延業者に対する対応マニュアル」を作成し、各工場に指導している。当該対応マニュアルによると、遅延業者に対しては納入期限から 2 回（2 カ月）遅延した者に対し文書による警告を実施し、4 回（4 カ月）遅延した時点で搬入カードの取消しを行うこととされている。

しかしながら、当該業者に対する対応手続は施設課からの説明によると次のとおりであり、マニュアルによる指示とは異なり約 10 カ月後に搬入カード取消し処分を行っている。

- ・ 電話にて再三督促を実施
- ・ 約 6 カ月後に、警告書を送付し搬入カードの取消しを予告
- ・ 業者より支払計画が提出され一部入金されたため搬入カード使用の継続を認める
- ・ 2 カ月後再度遅延が始まる
- ・ 再三の督促にもかかわらず納入しないため、再度警告書を送付
- ・ 約 2 カ月後、搬入カード取消処分とする

### (イ) 改善状況

平成 13 年 5 月に上記対応マニュアルを改正し、1 回遅延で文書による警告、2 回遅延で搬入カード取消し処分とする等対応を厳しくしている。

### 3. ごみ収集運搬業務

#### (1) 概要

##### 業務の状況と体制

ごみ収集運搬業務は、環境局計画課の算定によると、ごみ処理業務の中で最もコストのかかる部門であり、平成 13 年度部門別原価表によれば、一般廃棄物の処理にかかる経費全体の 48%を占めている。なお、環境局計画課の原価計算は、ごみ処理業務全体を収集運搬、破碎、選別、焼却、埋立に部門分類し支出額の算出を行うものである。

当該業務の約 50%の業務量は 13 社の民間業者に委託されている。平成 13 年度一般ごみの実績でみると、ごみの総収集量 308 千 t に対し、約半分の 155 千 t を市が直接収集し、153 千 t を民間業者が収集している。

委託による業務の効率化は平成 10 年度から行財政改革の一環として推進され、環境局の人員構成、安定的業務の実施及び緊急時における即時対応の可能性等の観点から総合的に検討し、実施されてきている。この結果、平成 9 年度では 27%であった比率は、平成 13 年度では約 50%まで引き上げられている。

##### 委託業務の契約

ごみ収集業務は、毎日の市民生活に最も密着し、衛生上不可欠な業務である。この業務を安定的かつ効率的に遂行するために、経験と実績等から、特定の業者と随意契約を結んで、長年、同一の業者に委託している。

契約は、地方自治法施行令（第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）等に基づくものであり、その手続は北九州市契約規則及び業務委託契約事務の手引き（契約室通達）に則って行われている。

契約金額は年度ごとに見直され、基本的に収集車 1 台を 1 カ月間、業務に従事させるために要する経費を積算して標準単価とし、これに収集エリアの予想ごみ量を処理するのに必要な台数を乗じて算定されている。

( 2 ) 実施した監査手続

当該業務について、環境局に質問し、平成 13 年度の見積書、委託契約書及び決裁書等業務に係る書面の閲覧、相互の整合性の検証等を行った。

( 3 ) 監査の結果

平成 13 年度の業務委託に関する契約手続は「法令等定められた基準」に則って行われており、形式的な側面については特に指摘すべき事項は認められなかった。

#### 4. その他の業務委託及び建設工事等の契約

##### (1) 概要

ごみ処理業務にかかる支出は、環境費（2項）の中でも大きな割合を占め、表1-3で明らかなように、特に、「ごみ処理費」と「工場費」において金額的規模の大きい支出が経常的に発生している。その多くは「委託料」である。また、工場のダイオキシン抑制対策というような非経常的な支出も、「環境施設建設費」において発生しており、特に、工場の建設や修繕にかかる経費が金額的に大きい。平成13年度決算額における、ごみ処理業務のうちの委託や建設あるいは修繕工事にかかる主要な事務事業経費の支出は次のとおりである。

表2-4 主な委託経費及び建設工事・修繕工事経費 (単位：百万円)

目	事務事業名称	金額
ごみ処理費 (目合計4,126)	ごみ処理委託	1,851
	埋立地管理委託	272
工場費 (目合計2,767)	工場運転管理委託	701
環境施設建設費 (目合計2,553)	日明工場ダイオキシン抑制工事	1,869
	焼却工場施設整備	61

これらに含まれる委託業務あるいは建設工事・修繕工事の契約のほとんどは、随意契約又は指名競争入札の契約方法を採用している。工場や業務課、施設課をはじめとする担当部局では、予算に基づいて、計画的に契約を行っている。

##### (2) 実施した監査手続

前述2.3.に記述した契約を除くごみ処理業務にかかる委託業務、建設工事又は修繕工事について、次のような契約を抽出し監査を行った。

現場視察を行った皇后崎工場において発生した工事、修繕、委託業務にかかる支出のうち、契約額が5百万円以上の契約及び任意に抽出した5百万円未満の契約

ア．運転管理業務委託	219 百万円 (契約金額)
イ．焼却炉本体整備工事	76 "
ウ．工水取水調節弁等設置工事	13 "
エ．破碎機カッターシリンダー修理	13 "
オ．炉内定期清掃委託	11 "
カ．その他 10 件	
日明工場ダイオキシン抑制工事契約	1,844 百万円 (契約金額)
一般廃棄物の埋立処分等業務委託	125 百万円 (契約金額)

海上輸送等業務委託契約

99 百万円（契約金額）

この契約に対して、契約手続あるいは契約方法等が関係法令・条例等に従ってなされているかを確認した。具体的には、契約書、見積書、決裁書等の関連帳票（事跡）を閲覧することにより、関連帳票間の整合性を検証した。また、契約の記載内容が市の方針や計画に合致し、契約金額の算定に著しく不合理な点がないかを確認した。

### （３）監査の結果

実施した監査手続の範囲に限っては、特に指摘すべき事項はなく、契約手続あるいは契約方法が「法令等定められた基準」に従って適切に行われていると認められた。

## 5. 県内自治体からの焼却灰等の受入れ契約

### (1) 概要

市は福岡県下の自治体及び一部事務組合のうち、16の団体から焼却灰、土砂、不燃ごみ及び可燃ごみ等の処理について受託している。また、当該契約上、処理委託料を収受している。

市は一般廃棄物処理基本計画でも基本理念として、ごみ処理の広域連携を標榜しており、福岡県北東部地方拠点都市地域の中核都市の役割として周辺市町村の要請に応じた広域的なごみの受入れや処分場整備等の遅れに対応する緊急的措置としての県内市町村からのごみの受入れを行うこととしている。

焼却灰等は埋立処分を行う必要があり、近年、多くの地方自治体で最終処分場が不足する問題が顕在化している。このような重要な問題の当面の解決のために、市は県内多くの地域の環境保全、廃棄物行政に対し多大な貢献をしているといえよう。

表2-5 最近3年間実績と当年度予定の受入れ量及び処理委託料の推移  
(単位:千t,百万円)

年度	受入れ量 <sup>1</sup>	金額	備考
平成11年度	71(40)	628	
平成12年度	58(36)	536	
平成13年度	63(35)	613	
平成14年度(見込)	73(41)	686	過年度実績等からの見込み数値

1 ( )は内書きで、焼却灰の受入れ量である。

ごみ処理手数料等は「北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」(平成12年3月改正)に定められているが、他の自治体からの処理委託については、条例等で特に定めず、各自治体との契約書上で個別に定められている。

契約上の料金の設定に当たっては、環境局内での方針に基づいて行われている。すなわち、単価の設定上、受入れを要請した自治体が、新たに処理のための施設を建設すると仮定した場合に発生するであろうコストの単価が、基本的なベースとなっている。ただし、採用される契約単価は市が行っている処理の単位原価が下限となる。

また、契約単価については毎年、見直している。

## ( 2 ) 実施した監査手続

環境局施設課にヒアリングし、処理算定の基本的な考え方を把握した。また、平成 13 年度の委託業務契約書の一部を閲覧し、契約内容及び契約手続が、法令等に照らして適切かどうか、また、環境局の基本的な考え方と整合しているか否かについて検討した。

さらに、当該受入れ事業における契約単価が、市の条例に設定されている単価や単位当たり処理原価に比べて、市の著しい負担となっていないか検討した。

## ( 3 ) 監査の結果

平成 13 年度の契約は「法令等定められた基準」に則って行われているものと認められた。

## ．国際協力及び環境啓発事業関連

### 1．国際協力事業

#### (1) 概要

##### 市の基本方針

産業港湾都市として発展してきた市は、高度経済成長の下で深刻な環境汚染が進行し、公害問題が発生したが、市民、事業者、研究者及び行政が一体となって取組を進めたことにより、公害問題を克服した。このような経験を生かすべく、近年、環境問題に直面しているアジアの諸都市から市に対して、環境問題に関する国際協力の要請が急激に増加してきている。

アジアの深刻化する環境問題を解決するためには、人材養成等のボランティアベースの協力を留まらず、具体的な環境改善事業に対するビジネスベースの協力が必要になっている。

「基本条例」では、基本理念のひとつとして「地球環境保全のための取組の推進、アジア等への海外の地域との環境国際協力」を謳っている。

また、基本理念を具体化した「アジェンダ 21 北九州」においても市民、事業者及び行政等の各主体の自主的・積極的な参加・協力により、地球環境保全対策や、環境国際協力に関する施策を推進し、「地球環境の保全で世界貢献するまち」をスローガン（基本的方向）として掲げている。

このような流れを受けて、市では北九州市環境国際協力推進計画を策定し、「人と地球と次の世代のために」を基本理念として、「1.地球環境保全への貢献」、「2.住み良い環境の街づくりへの貢献」、「3.地域活性化への貢献」の3つの目標を達成するため、環境国際協力を積極的に進めている。

具体的には、

ア．開発途上国からの研修員の受け入れ

イ．専門家の派遣、国際会議の開催

ウ．共同事業等の環境国際協力

等があげられる。これらの事業には、深刻な環境汚染を市民、企業、大学、行政が一体となって克服してきた過程で蓄積された、公害対策やエネルギー効率改善等の経験・技術が活かされている。

さらに、国際ネットワークを通じての情報収集や、先進事例の研究等により、効果的、効率的な国際協力の実現と市の環境改善への還元をはかり、持続的発展可能な都市づくりを目指している。

### アジアの環境問題の動向

アジア地域の経済は、1997年の通貨危機によって一時的に低迷が見られたものの、依然として経済成長の潜在力を有している。そのような経済成長が実現するとすれば、人口増加及び食料、エネルギー、枯渇性資源等の消費増大を伴いつつ、環境に対して大きな圧力が加わることが予想される。また、経済回復過程においては、環境問題への対応を誤るといっそうの環境悪化が進んでいくことも予想される。

持続的に発展可能な社会の実現のためには、開発それ自体が環境保全と両立したものであり、そのような開発の利益を、社会を構成するすべての人々が適正に分かち合っていくことが必要である。

開発と環境保全の両立については第一に国家が責任を負うべきものであるが、利益の共有や、開発現場での啓蒙的活動等については、貧困等の社会的問題解決への対応で重要な役割を果たした「地方自治体」の能力が重要であると考えられる。このような認識のもと、市ではアジア地域の環境問題に自治体レベルで積極的に対応している。

## 予算及び実績

過去3年間における市における環境国際事業の予算・決算の推移は以下のようになっている。

表3-1 事業予算・決算の対比と推移

(単位：千円)

事業名	H12予算	H12決算	H13予算	H13決算	H14予算
1 環境国際協力推進事業（H13～北九州イニシアティブ普及事業）	23,000	22,928	14,800	13,619	18,200
(1) 環境国際協力推進計画策定事業	7,000	6,999	-	-	-
(2) 北九州イニシアティブフォローアップ事業	-	-	4,500	4,466	4,000
(3) 東南アジア環境協力事業	6,196	6,764	-	-	-
(4) メトロセブ地域環境改善事業	-	-	8,300	5,198	12,700
(5) 日中友好環境保全センターとの共同研究	3,804	3,314	-	-	-
(6) 市民理解・市民参加推進事業	-	-	-	809	-
(7) 環境国際協力人材バンク拡充事業	2,000	1,998	-	-	-
(8) 環境国際協力ビジネス展開事業	350	204	-	-	-
(9) 都市環境情報機構	3,650	3,649	2,000	2,000	-
(10) 自治体枠研修	-	-	-	1,146	-
(11) 大連市との環境協力成果広報	-	-	-	-	1,500
2 大連市との環境協力事業	10,800	10,771	-	-	-
2' 国際環境ビジネス促進事業	-	-	10,400	10,400	10,300
3 国際機関等との連携	9,900	14,946	3,100	2,969	3,500
4 環境国際協力人材育成事業	-	-	2,000	1,999	4,000
(1) 環境国際協力人材バンク拡充事業	-	-	2,000	1,999	2,000
(2) 環境国際協力員拡充事業	-	-	-	-	200
(3) 自治体枠研修	-	-	-	-	1,800
5 「リオ+10」参加事業	-	-	6,200	5,375	10,000
6 フィリピンセブ地域CP導入促進調査（JBIC）	10,000	9,980	-	-	-
7 アジア廃棄物適正処理調査（JBIC）	-	-	-	-	30,000
8 KITA環境協力センター運営補助	22,308	22,308	21,890	21,890	21,600
9 地球環境戦略研究機関北九州事務所運営補助	42,000	43,161	43,450	45,069	44,560
合計	118,008	124,094	101,840	101,321	142,160

矢印は、当該事業が翌年度に統合等により別事業で計上されたことを示す。

## 監査対象

市の環境国際協力を推進するための組織として、財団法人北九州国際技術協力協会 K I T A 環境協力センター（K I T A - E C C）、財団法人地球環境戦略研究機関（以下「I G E S」という）北九州事務所が設置されており、市ではこれらの機関に対して補助金交付や人員の派遣を行っている。このため、当該補助金等の支出に関する事務の執行状況を監査の対象とした。

(2) 財団法人北九州国際技術協力協会への補助金等

概要

市が保有する産業技術の海外移転を図るため、1980年に市及び地元の企業等の出資により、財団法人北九州国際技術協力協会（以下「K I T A」という）が設立された。

「K I T A」の業務としては、発展途上国に対する環境問題を含めた研修や技術協力を目的に市や国際協力事業団（以下「J I C A」という）の要請を受け、研修の具体的実施機関として、カリキュラムやテキストの作成、研修のコーディネート等を行っている。

なお、環境協力関係の事務事業の実施に当たっては、「K I T A」内に設置されたK I T A環境協力センターがこれを行っている。

「K I T A」に対する出資及び補助金の状況は以下のとおりである。

表3 - 2 出資関係 (単位:千円, %)

出資団体	出資額	出資比率
民間	233,610	45.5
北九州市	210,000	40.9
福岡県	70,000	13.6
合計	513,610	100.0

表3 - 3 事業実績及び市からの補助金 (単位:千円)

区分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
事業実績	65,903	75,654	65,348	68,424	74,290
市補助金	21,500	22,120	21,920	22,308	21,890

#### 実施した監査手続

##### ア．補助金の申請、交付決定、確定に係る手続

補助金の申請、交付決定、確定及び金額の算定根拠並びに用途について支出負担行為伺、事業運営経費に要する補助金額の確定通知書、補助事業実績報告書等入手し、北九州市補助金等交付規則等に基づいて補助金交付手続がなされているか、合規性について検証を行った。

##### イ．委託料の申請、交付決定、確定に係る手続

下記3事業については、特命随意契約により「K I T A」に委託している事業である。

当該特命随意契約の妥当性につき、委託料の申請、交付決定、確定及び金額の算定根拠について関係資料を入手し、委託契約の合規性につき検証を行った。

表3 - 4 委託業務監査対象 (単位：千円)

	委託業務名	契約金額
(ア)	北九州国際協力人材バンク運営業務委託契約	2,000
(イ)	アジア環境都市とのモデル都市協力事業委託契約	3,220
(ウ)	第9回(平成13年度)大連市個別研修事業(環境保全コース)の委託契約	5,399

#### 監査の結果

表3 - 4の(ア)の契約において事前確認表が作成されていない。特命随意契約については、適正に作成する必要がある。

北九州市委託業務要綱第9条5項では、随意契約により委託業務の契約をしようとするときは、適正な事務処理を図るため、別に定める確認書に基づき、各契約主管課において事前確認を行うものとする規定している。

随意契約により契約する場合の事前確認表では、委託の要件、業務の内容及び仕様、予約価格の設定、委託先の選定、契約方法等につき適否を記入する項目があり、当該項目をクリアした場合には、契約主管課長の署名押印によって確認を行う仕組みになっている。

その他、「法令等定められた基準」に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項は認められなかった。

(3) 「IGES」北九州事務所への補助金等

概要

国際的研究機関である「IGES」は、持続可能な開発の実現に向けた革新的な政策手法の開発、環境対策の戦略づくり等の研究を行っている。平成11年10月に環境省によって設立された「IGES」北九州事務所は、国際協力事業やエコタウン事業等市で行っている環境政策の実績を活かした活動を行っている。

「IGES」北九州事務所に対して、市は職員を2名派遣し、また、その運営研究資金として毎年補助金を拠出している。

表3-5 「IGES」に対する補助金拠出の予算及び決算額 (単位：千円)

平成12年度		平成13年度		平成14年度
予算額	決算額	予算額	決算額	予算額
42,000	43,161	43,450	45,069	44,560

実施した監査手続

ア．補助金の申請、交付決定、確定に係る手続

平成13年度「IGES」北九州事務所に要する補助金の交付及び追加交付について補助金の申請、交付決定、確定及び金額の算定根拠及び使途について支出負担行為伺、事業運営経費に要する補助金額の確定通知書、補助事業実績報告書等入手し、補助金交付の合規性について検証を行った。

イ．補助金交付に関する合規性

市では、平成13年6月に43,450千円の交付を決定し、その後、平成14年3月に1,618千円が追加交付申請額として決定している。

平成13年6月の交付決定の補助金については、支出負担行為伺、事業運営経費に要する補助金額の確定通知書、補助事業実績報告書等を閲覧した。

### 監査の結果

平成 13 年度の補助金にかかる手続について、 における関連書類の閲覧及び照合の結果、「法令等定められた基準」に従い適切に処理されているものと判断した。

ただし、平成 14 年 3 月の追加交付における申請額の内容は、派遣職員 2 名分の退職手当負担金であるが、その金額に対する計算根拠等に関する資料が十分に整備されていない状況であった。

補助金の交付を受けるためには、補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画や交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎に関する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない（北九州市補助金等交付規則第 5 条）。

規則に従い適切な統制手続に適った運用を行う必要がある。

## 2. 北九州市環境ミュージアムに関する事務の執行

### (1) 概要

#### 北九州市環境ミュージアムの概要

北九州市環境ミュージアム（以下「ミュージアム」という）は、北九州博覧祭時を契機に建設し、平成 14 年 4 月より常設の学習施設として整備・開設したものである。

「ミュージアム」は「北九州市環境ミュージアム設置条例」に基づき、公害克服の過程、環境の保全、環境への負荷の低減に資する技術等に関する資料を収集・保管及び展示するとともに環境の保全に関する学習及び交流の場を提供することにより、市民の環境保全のための活動を促進する目的で設置されている。

施設は、1 階に展示室、情報ライブラリ、リユースコーナー、多目的ホール及び事務室があり 2 階に談話コーナー、会議室、実習室が設置されている。また、ドーム内はエコシアターとなっている。各施設の機能は環境学習センター、環境情報センター、環境活動センターとなっている。

「ミュージアム」の観覧料は一般（高校生以上）100 円、こども（小・中学生）50 円となっており、30 人以上は団体割引（2 割引）、また一定の場合には減免の規程が設けられている。

#### 「ミュージアム」の運営体制

市当局の「ミュージアム」運営に係る基本的な方針は、運営の企画・立案に関しては市がこれを行い、施設のハードウェア的側面の維持管理については市内の財団法人北九州市環境整備協会（以下「環境整備協会」という）に委託している。また、展示内容・案内等のソフトウェア的側面の開発に関しては、専門的ノウハウが必要なことから、市外の専門業者 C 社に委託している。

### (2) 実施した監査手続

「ミュージアム」の運営に関する状況の聞き取り調査を行った。

現況調査を行った。

業務委託の内容と成果に係る検討を行った。

### (3) 監査の結果

業務委託の内容と成果物に係る検討

#### ア. 管理業務委託に関する検討

「平成 14 年度北九州市環境ミュージアム及びこどもエコ広場維持管理業務委託積算基礎」に記載された人件費の積算によれば、館長（課長級）及び次長（係長級）の平均給与月額はそれぞれ 364,782 円と 284,302 円である（年俸は月額×17 ヶ月分として算定）。これに対して行政職給料表に表された給料月額のうち、課長級で

ある5級の給料月額平均受給額はおおよそ50万円程度であり、同様に係長級である4級のそれは44万円程度である。この結果を見る限りにおいて、人件費の抑制という観点からは、業務委託を行うことには一応の合理性があるものと認められる。

他の業務についてみると、点検保守作業等が外部業者に再委託されている。ここで、市と「環境整備協会」との委託契約上は再委託を行うことは原則禁止されており、止むを得ない場合には予め市当局に対して通知することとされている。

再委託に関する市当局への連絡文書の提出を求めたが、今年度については当該通知が行われておらず、文書がないとのことであった。契約書に記載されたとおりの事務を行うことが必要である。

#### イ．C社との業務委託に関する検討

C社への業務委託は「ミュージアム」の展示等に関する総合的な企画立案業務である。案内・解説者（施設インタープリター）の指導業務や環境学習プログラムの指導・助言とその作成及び環境学習サポーターの研修等の業務について委託している。これらの委託業務内容に関して、既に第2四半期までの報告書が提出されていたので、これを閲覧し、委託業務が適正に執行されているかどうか検討した。

検討の結果、報告書の記載内容は概ね委託契約仕様書に記載されている内容を充足していた。

#### ウ．委託業務事務の執行状況

委託契約の締結に関連して、伺い書、契約書等を閲覧し、事務の執行状況を検討した。検討の結果は以下のとおりである。

この業務は特命による随意契約となっており、特命とする理由は（ア）「インタープリターや環境学習サポーターの育成研修では単なる案内役ではなく、環境教育、特にインタープリター育成に精通した業者である必要がある。環境学習プログラム開発では環境学習プログラムやワークショップに精通した業者が必要であるが、相当する業者は市内に存在しない。」こと、及び同社が（イ）「他の自治体、民間企業でインタープリター育成の実績があり、環境省、茨城県、埼玉県で環境副読本を作成、林野庁で環境教育プログラムを企画制作した実績があること、また、北九州博覧祭で環境関係展示企画案に携わっており、北九州博覧祭で環境ボランティア育成、環境学習プログラム開発を行っている実績がある。」ことよるとなっている。

市内には同業他社は存在しないが、インターネットのホームページ検索による結果では、インタープリター養成業者は他に数社あるようである。しかし、北九州博覧祭から引き続き実施している事業であり、北九州博覧祭の実施において既に実績を有している業者に委託することは、効率的な事業遂行のためには一定の合理性があるものと考えられる。

したがって、上記特命理由については、一定の合理性が認められるものと判断した。

### 3. 環境シンポジウム

#### (1) 概要

市では環境に関する啓発事業の一環で定期的にシンポジウム等が開催されている。市はこれらのシンポジウム等に対し、北九州市補助金等交付規則に従い、補助金及び負担金を交付している。

平成10年度から、13年度までに開催されたシンポジウムは以下のとおりである。

下記のうち、平成13年度に開催された環境ネットシンポジウム2001及び第11回地球温暖化アジア太平洋地域セミナー・シンポジウムについて調査を行った。

表3-6 平成10年度～13年度までに開催されたシンポジウム

年度	名称	決算額 (千円)	委託先	参加人数 (アクセス数)	対象者
平成10年度	「IGES」-都市環境/IHDP-産業展開公開シンポジウム	2,500	「KITA」	約400人	市民、研究者、事業者
平成11年度	市民シンポジウム～資源循環型社会づくりに向けて	719	-	約300人	市民、事業者
	エコシンポジウム in 若松	660	-	約200人	市民
平成12年度	環境未来シンポジウム( )	1,200	環境未来シンポジウム開発実行委員会	約500人	市民
	地球環境シンポジウム	1,903	D社	約400人	市民
	エコシンポジウム in 戸畑	1,079	E社	約100人	市民
	「環境ホルモン」ってなに？	1,595	F社	約200人	市民
平成13年度	環境ネットシンポジウム2001( )	1,121	環境ネットシンポジウム2001開発実行委員会	約5,000件のアクセス	インターネットにアクセスした人
	エコシンポジウム in 八幡東	1,308	G社	約200人	市民
	第11回地球温暖化アジア太平洋地域セミナー・シンポジウム( )	5,000	第11回地球温暖化アジア太平洋地域セミナー企画・実行委員会	約300人	市民、専門家

は実行委員会形式で開催されており、市は負担金として開催経費の一部を支出している。

## (2) 環境ネットシンポジウム 2001 への負担金

### 開催概要

ア．日時：平成 13 年 10 月 2 日（火）～10 月 10 日（水）

イ．主催：環境ネットシンポジウム 2001 開催実行委員会

（構成団体：市、北九州商工会議所、（財）北九州国際技術協会、

（財）北九州国際技術協力協会、（財）西日本産業貿易見本市協会、

もったいない総研フォーラム）

### ウ．開催目的

エコタウン等環境先進都市として注目を集める市から、全国的にも新しい試みであるインターネットシンポジウムを開催し、情報発信することにより、より多くの方に循環型社会について考えてもらう。また集約した意見は、エコタウンの将来展開検討に生かしていく。

### エ．アクセス及び一般投稿件数

アクセス約 5,000 件、一般投稿件数 43 件

### オ．ネット上のシンポジウムとは

パネリストが E メールを通じて、ディスカッションを展開する（チャットのようなもの）。このメールのやりとりは、環境ネットシンポジウムの専用ウェブサイトに表示され、一般の方は、このサイトにアクセスすることにより、ディスカッションの様態、展開を閲覧する。また、一般の方も掲示板を通じて、意見を投稿することも可能であり、一般の方からの投稿を取り上げ、ディスカッションにつなげ、一般の方もシンポジウムに参加できる型で進行していくものである。

表 3 - 7 収支状況

（単位：円）

項 目	金 額	項 目	金 額
歳入の部		歳出の部	
預金利息	26	謝礼金	358,110
北九州市負担金	1,121,000	ゴム印	6,326
商工会議所負担金	100,000	システム管理費	855,750
歳入合計	1,221,026	振込手数料	840
		歳出合計	1,221,026
		歳入・歳出差引	0

#### 実施した監査手続

収支状況を通査し、異常な項目・金額の有無について検証した。

#### 監査の結果

決算報告書の数値を通査した結果では特に異常な収支は見受けられなかった。

### (3) 第11回地球温暖化アジア太平洋地域セミナー・シンポジウムへの負担金

#### 開催概要

ア．日時：平成13年8月28日(火)～9月1日(土)

イ．主催：第11回地球温暖化アジア太平洋地域セミナー企画・実行委員会  
(構成団体：環境省、福岡県、市、「IGES」)

ウ．開催目的

日々の暮らしの中で地球温暖化問題にどう関わるべきか、地球温暖化を防ぐために今できる行動とは何かを考えていこうとするものであり、海外からの専門家を交えて、地域住民として、地球市民として果たすべき役割を考え地球と共存できる暮らし方を模索していこうというものである。

エ．参加人数

約300人

#### 実施した監査手続

当シンポジウムの主催者である第11回地球温暖化アジア太平洋地域セミナー企画・実行委員会を対象とした監査は実施していないが、市から同実行委員会に対する負担金の支出について監査を行った。特に、負担金を含む収入及び支出項目状況を通査し、異常な項目・金額の有無について検証した。

表3 - 8 収支状況

(単位：千円)

項目	金額	項目	金額
収入の部		支出の部	
環境省委託金	30,000	招聘者経費	7,232
福岡県負担金	5,000	謝金	267
北九州市負担金	5,000	通訳翻訳料	2,483
収入合計	40,000	通信連絡交通費	2,424
		印刷製本費	4,284
		会場借上費	1,493
		会場設営費	1,195
		機材借上費	3,273
		会議費	1,655
		旅行関係費	536
		当日運営費	1,510
		事前・事後事務局作業費	9,688
		調査研究費	2,056
		一般消費税	1,905
		支出合計	40,000
		収入・支出差引	0

#### 監査の結果

決算書を通査した結果、決算書における消費税の計上に次のとおり誤りと推測されるものがあった。一般消費税額 1,905 千円は、総額 40,000 千円に対して 1.05 を除し消費税率 5% を乗じた金額と一致する。しかしながら、決算書における金額が千円単位であるため正確な金額は不明であるが、謝金等については消費税の対象とならない支出項目である可能性があり、総額に対する消費税相当額と一致する決算は不合理である恐れがある。また同様に、この謝金に対する不要な消費税相当額について、支出総額の予算に予め見込んで計上しているのではないかと推測できる。

当該負担金の支出は、主催者からの正当請求であり、精算等は行われない。しかし、北九州市補助金等交付規則第 6 条によれば、交付対象の目的及び内容、金額の算定等につき調査するものとされている。かかる不自然な申請内容があった場合には当然調査が行われるべきである。適正な事務執行をされたい。

## ・環境産業推進事業関連

### 1. エコタウン事業

#### (1) 概要

エコタウン事業とは、「あらゆる廃棄物を他の産業分野の原料として活用し、最終的に廃棄物をゼロにすること(ゼロ・エミッション)」を目指し、資源循環型社会の実現を図る事業とされている。

北九州エコタウン事業は、平成9年7月に通商産業省(現経済産業省)から地域承認を受け、若松区響灘地区において展開されている。

計画では600億円の投資と、800人の雇用を創出するとなっており、現時点で決定している投資額は、約417億円、うち、民間投資が269億円、行政投資が148億円(行政のうち市の投資は56億円)、雇用は900人となっている。

また、今後さらなる発展を目指して平成22年までを目標とする「第2期計画」を策定している。

市の役割は、用地の確保、道路・下水道整備等のハードインフラ整備と補助金、広報活動等のソフト支援にあるが、事業内容は主として次のとおり分類できる。

#### 実証研究エリア

環境・リサイクルに関する新技術を実証的に研究する施設を集積(現在19機関が入居)。

土地は、市が取得し入居者に賃貸している。

この他、エコタウン事業を総合的に支援するための中核的支援施設として、エコタウンに関する環境学習、研究活動の支援、情報の提供等を行う「北九州市エコタウンセンター」が設置されている。

#### 総合環境コンビナート

環境、リサイクル産業を集積し、ゼロ・エミッション型のコンビナートを形成(現在6社が入居)。

土地は、入居企業が直接購入又は賃借している。

#### 響リサイクル団地

中小・ベンチャーのリサイクル事業を支援(現在5社が入居)。

土地は、市が取得し入居者に事業用定期借地権方式で賃貸している。

## (2) 実施した監査手続

エコタウン事業については、インフラ整備やリサイクル事業立ち上げ支援のための行政投資を行っていることから、特に進出企業の選定方法、補助金の交付手続、事業用地取得・整備費の支出、土地賃貸料収入の収受等についての合規性、及び事業が有効かつ効率的に遂行されるためのモニタリングが適切に行われているかを確かめるため、証憑書類の閲覧、照合、質問等の手続により検証した。

## (3) 監査の結果

### エコタウン進出企業の選定方法

響リサイクル団地への進出企業の選定、審査、決定過程について、検証を行ったが、その手続は概ね次のとおりである。

募集は、公募によっており、進出希望企業は「響(中小)リサイクル団地進出企業選考に係る申請書」により、経営者プロフィール、事業内容、事業計画概要、事業計画書等を提出する。学識経験者から構成される評価委員会及び市職員から構成される選考委員会により、事業内容、経営計画等を審査の上、決定されている。

選考、審査の過程における各種書類を閲覧したが、選定方法はエコタウン事業の趣旨に沿い適切に行われていた。

### エコタウン事業用地取得費、リサイクル団地整備費、エコタウンセンター建設費の支出額

土地取得費	実証研究エリア	1,187	百万円
	リサイクル団地	1,596	〃
	リサイクル団地基盤整備費	367	〃
	エコタウンセンター建設費	528	〃

土地取得事務については、決裁書、売買契約書、鑑定評価書等と照合し、建設事務については、決裁書、工事請負契約書等と照合した結果、適切に処理されていた。

### 補助金の交付手続

資源リサイクル産業施設(エコタウン関係)に対する補助金の交付は、土地を除く施設整備費について、国からのものと、市独自のものとがあるが、分類すると次のとおりである。

表4 - 1 事業者の整備費に対する国・市の補助の負担割合

(単位：%)

立地地点	国の補助	市の補助 (大企業)	市の補助 (中小企業)
エコタウン地域内	50	2.5	2.5
	-	2.5	10.0
エコタウン地域外	50	-	-

国からの補助金については、市は、事業者からの申請により国に対して補助金交付申請を行う。国から市に対して補助金交付決定通知があり、一旦、国から市に入金後事業者に交付される。補助金申請に係る書類、建物建設に係る事業実績報告書等と照合した。

また、市からの補助金については、「北九州市資源リサイクル産業施設整備促進費補助金交付要綱」等と照合したが、適切に行われていた。

### 土地賃貸料収入(実証研究、リサイクル団地)

土地賃貸料収入について、北九州市公有財産管理規則、土地賃貸借契約書、土地貸付台帳と照合した結果、適切に計上されていた。

## ・環境保全・研究事業関連

### 1. 環境科学研究所

#### (1) 概要

環境科学研究所は、行政ニーズを踏まえ、また、産学官で連携して研究を行うほか、環境局、保健福祉局等の市各局からの依頼により、下記のように各課ごとに検査及び調査研究を行っている。

##### 大気環境課

ア．地域及び地球的規模での大気環境を保全するため、ダイオキシン類やベンゼン等の有害大気汚染物質の検査、アスベストや悪臭物質等の検査

イ．大気中の有害化学物質やフロンガスの調査研究、ダイオキシン類迅速分析技術の開発

##### 保健環境課

ア．安全で快適な生活環境を守るための食品中の添加物や残留農薬、家庭用品中の有害物質の検査及び調査研究

イ．感染症の流行防止と食品・水の安全性確保のための細菌・ウイルスの検査及び調査研究

##### アクア研究課

ア．海域や河川等の水質環境を保全するための水質検査及び調査研究

イ．より安全でおいしい水にするための浄水技術の開発や水道水源の安全性評価等の調査研究

ウ．生活環境を守るために、汚れた水をよりきれいにする方法や資源をリサイクルする方法等の新しい技術の開発

業務上必要である検査及び調査研究に使用する薬品の保管状況、受払いの整備状況が重要であるものと考えられるので監査を実施した。

#### (2) 実施した監査手続

質問により薬品の受払いについて各課（3課）の現況を調査し、薬品の保管状況について現場を視察した。

#### (3) 監査の結果

薬品倉庫は、各課（3課）でそれぞれ管理しており、在庫管理表をPC（パソコン）で作成していた。平成13年度までは受払いに関する統一した様式が定まっておらず、各現場での独自の受払いが作成されており、また、たな卸しについては時期が一定ではないが実施していた。

平成 14 年度より I S O 取得のため、研究所統一様式で受払表の作成を行うこととし、取り掛かったばかりである。平成 14 年 4 月末を基準にたな卸しを実施して在庫数量を確定している。

## ・ 廃棄物発電事業関連

### 1. 廃棄物発電特別会計

#### (1) 概 要

廃棄物発電とはごみを燃焼する際に発生するエネルギーにより、蒸気を発生させ、その蒸気により発電機を作動させ発電を行うものであり、廃棄物発電特別会計においてその事業を行っている。また、廃棄物発電特別会計では、その蒸気を周辺地域に熱として供給する事業も行っている。平成 10 年 7 月の皇后崎工場建設に伴い新たに導入した「スーパーごみ発電システム」は、通常の蒸気タービンによるごみ発電に都市ガスを燃料とするガスタービン発電機を組み合わせた複合発電システムであり、ガスタービン発電機から排出される廃熱を利用することにより、通常のごみ発電に比べ 10% 以上（従来の発電効率は 15% 前後、スーパーごみ発電は約 26%）発電効率を高めることができ、この高い発電効率は、そのまま地球温暖化原因となる二酸化炭素排出量の大幅な削減効果が見込まれるため、導入されたものである。

新門司工場、日明工場、皇后崎工場の各工場における施設の整備状況は次のとおりである。

表 5 - 1 各工場における施設整備状況

工場名	設置年月日	ごみ処理 能力(t/日)	発電能力 (kw)	建設費(億円)	
				一般会計	特別会計
新門司	昭和 52 年 4 月	600	1,500	59.3	-
日明	平成 3 年 4 月	600	6,000	125.0	-
皇后崎	平成 10 年 7 月	810	36,340	312.3	32.4

(注) 特別会計はスーパーごみ発電に係るものである。

各工場で発電した電力は、第一義的には、焼却工場を維持するための所内電力及び隣接する環境センター等の所要電力として自家消費し、自家消費後の余剰電力は、電気の供給について便宜を与えることにより、効率的な行政運営を図るため建設局（下水道処理施設）へ売電し、さらにその残余を九州電力㈱へ売電している。

廃棄物発電特別会計の最近 5 年間の収支状況と売電電力料と売電収入の内訳は次のとおりである。

表5 - 2 過去5年間の廃棄物発電特別会計収支状況（決算額）（単位：百万円）

科 目		平 成 9 年度	平 成 10 年度	平 成 11 年度	平 成 12 年度	平 成 13 年度
入	発電収入（発電）	90	920	1,343	1,509	1,311
	熱供給施設利用料（熱供給）	-	-	-	-	3
	繰越金	164	309	707	1,350	1,932
	雑入（発電）	290	348	266	268	240
	雑入（熱供給）	-	-	-	-	25
	電気事業債（発電）	2,160	42	-	-	-
	補助金（発電）	58	-	-	-	-
	合 計	2,763	1,620	2,317	3,128	3,513
出	発電施設管理費	2,432	849	884	1,063	991
	熱供給施設管理費	-	-	-	-	2
	起債償還繰出金	21	64	82	132	292
	一般会計への繰出金	-	-	-	-	1,785
	合 計	2,454	913	967	1,195	3,071
単年度収支（発電）		144	397	642	582	268
単年度収支（熱供給）		-	-	-	-	26
単年度収支合計		144	397	642	582	1,490
剰余金累計		309	707	1,350	1,932	441

表5 - 3 過去5年間の売電電力量と売電収入

(単位：千kwh, 百万円)

工場名	区 分		平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度
新門司	九電への 売電	電力量	4,078	3,220	3,118	2,973	2,646
		売電収入	35	27	26	25	21
日 明	九電への 売電	電力量	6,902	7,435	5,741	4,400	1,867
		売電収入	55	59	47	35	13
	建設局への 便益供与	電力量	16,511	16,063	17,375	17,281	15,373
		売電収入	145	141	153	152	130
皇后崎	九電への 売電	電力量		93,198	142,741	164,406	141,948
		売電収入		833	1,270	1,449	1,276
	建設局への 便益供与	電力量	10,067	12,698	12,790	13,082	12,912
		売電収入	88	112	112	115	109
3工場合計		電力量	37,558	132,615	181,768	202,144	174,748
		売電収入	325	1,174	1,610	1,778	1,552

(注)建設局への便益供与は下水道施設への便益供与である。

廃棄物発電に係る借入金・補助金の状況は下記のとおりである

廃棄物発電の皇后崎工場建設おける、売電に係る事業費約 32 億円は、電気事業債（平成 7～10 年度借入）及び補助金により財源手当し、売電収入により起債償還を行う予定である。電気事業債は元金 3 年据置 15 年償還予定である。

表 5 - 4 借入額 (単位：百万円，%)

年 度	金 額	利 率
平成 7 年度	208	3.4
平成 8 年度	687	2.6
平成 9 年度	2,160	2.0
平成 10 年度	42	1.7
借入額合計	3,097	

表 5 - 5 補助金 (単位：百万円)

年 度	金 額
平成 8 年度	28
平成 9 年度	58
補助金合計	86

上記のように廃棄物発電特別会計は、歳入歳出及び市債の発行等、市の財政状況に少なからず影響を与えるので、特別会計の内容を吟味し、特別会計として適正に処理されているかどうかについて検討をした。

## (2) 実施した監査手続

過去 5 年間（平成 9 年度から平成 13 年度）の収支状況（発電事業 + 熱供給事業）を把握し、発電事業収支（歳入明細及び歳出明細）の内容を確認した。

売電状況として、発電電力の利用、売電状況、売電契約及び地域熱供給状況等を把握するとともに、過去 5 年間の売電電力量と売電収入の内容を確認した。売買単価に関する契約書等を閲覧した。

発電設備に係る一般会計、特別会計費用按分の妥当性について検討した。

皇后崎工場に往査、工場の現場視察を行った。

皇后崎工場建設事業における一般会計と特別会計の区分を入手し、区分の妥当性を検討した。

皇后崎工場での平成 13 年度の主な工場年間委託契約を委託契約書と照合した。

皇后崎工場における現況設備について、管理状況を質問等により確認した。

平成 13 年度における皇后崎工場における売電まとめ表により、電力量・電力料金について売電内訳書及び大口電力検針台帳と照合した。

平成 13 年度から採用されているスーパーごみ発電運転方法の見直しの妥当性について検討した。

### (3) 監査の結果

#### 過去 5 年間の収支状況の推移

過去の推移を見ると順調に剰余金を増やしてきていた。しかし、平成 13 年度において一般会計に 1,785 百万円を繰り出した。この繰り出しは北九州博覧祭の補填のための繰り出しであり、平成 14 年 2 月の補正予算に計上され認められており、北九州博覧祭の追加的負担の財源についての基本的な考え方を検討したところやむを得ないものと認められた。

(基本的な考え方)

税金や借金(市債)ではない方法を検討

(廃棄物発電特別会計の繰越金の活用)

ア．ごみ焼却工場での発電の余剰電力を売電した収益(平成 12 年度末の繰越金 19 億 3,200 万円)。

イ．市の行財政運営上、いざという時のための財源として活用することを考えていたもの。

ウ．当初予定していなかった北九州博覧祭協会への追加負担を行うに当たり、北九州博覧祭は市をあげて実施したジャパンエキスポという重要な事業であるため、これを活用することを適当と考えた。

エ．また、廃棄物発電の性格上、環境問題との関わりが深く、北九州博覧祭も環境を主要なテーマとして開催されたことから、これを活用することについて、理解が得られるものと考えた。

#### 過去 5 年間の売電電力量と売電収入の推移

平成 13 年度における九州電力(株)に対する売電単価は、夏季昼間 12.8 円/kwh、その他季昼間 11.4 円/kwh、夜間祝日 4.9 円/kwh となっており、契約書により確認した。また、建設局に対する便益供与の料金は 8.09 円/kwh(加重平均)であり、「電気供給に関する協定書」により確認した。

委託契約は随意契約、指名競争入札により実施されており、決算金額につき委託契約書等と照合、関連帳票の整合性、合規性を検証した結果、特に問題はなかった。

皇后崎工場における資産管理は、一般会計と廃棄物発電特別会計には区分管理さ

れておらず、全体で資産管理がなされている。費用按分は表5 - 6のような按分比率でなされている。現在の特別会計を採用している限りやむを得ないと思われる。

売電まとめ表と売電内訳書の電力量及び電力料金は一致し、売電内訳書の検針部分と大口電力検針表は整合が取れており特に問題はなかった。

表5 - 6 現在の比率 (単位:%)

工場名	新門司	日明	皇后崎	
			蒸気タービン	ガスタービン
売電比率	33.0	54.0	79.0	100.0
床面積比率	1.0	3.8	5.0	
事務的経費比率	1.8	4.3	6.9	
特高変電所比率		54.0	54.3	

・その他

1. 環境債

(1) 概要

市債に占める環境債の割合

環境債は、環境に関する公共施設の建設事業費等に対して発行され、発行額及び残高の推移は次のとおりである。

表6 - 1 環境債の発行額・残高

(単位：百万円，%)

	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度
環境債発行額	12,513	1,229	896	3,388	1,763
環境債残高	37,453	37,731	37,221	38,386	36,933
一般会計市債残高 (一般会計市債に 占める環境債の割合)	494,773 (7.6)	548,022 (6.9)	608,677 (6.1)	679,471 (5.6)	728,147 (5.1)
全体会計市債残高 (全体会計市債に 占める環境債の割合)	927,679 (4.0)	999,471 (3.8)	1,068,305 (3.5)	1,164,406 (3.3)	1,223,299 (3.0)

(環境局作成資料)

環境債の発行額は、年ごとにばらつきがあるが、環境債の残高は370億円から、380億円へとほぼ平準化している。

一般会計市債が、この5年間平均年11%以上増加しているため、一般会計市債残高に占める環境債残高の割合は、7.6%から5.1%に低下している。このような傾向は、全体会計市債残高に対する割合も同様である。

市債の発行手続

市債は、地方財政法第5条の規定により、「その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建築事業費等」に対して起債されるが、その場合、同法第33条の7の規定により総務大臣の許可を受けなければならないことになっている。

また、地方債の利率もしくは償還の方法を変更する場合も、軽微な場合を除き、総務大臣の許可制となっているため、地方債の借入先を政府資金にするか、銀行の引受債にするか等は、市独自が選択し決定することはできない。

但し、軽微な場合の中には、繰上償還が認められており(地方債の許可を要しない場合を定める省令第9号)、借入先との調整がつけば、繰上償還も可能とされている。

### 環境債（市債）の管理状況

市債は、財政局財政課で一括して管理されており、その手続は次のとおりである。

- ア．証書又は償還年次表に記載された利率、償還期日、借入先の他、科目及び事業区分等の市債の情報を公債管理システムに入力する。
- イ．入力の都度、公債台帳入力票を出力し、入力担当者以外の方が入力項目についてチェックする。
- ウ．年度末に公債管理システムから市債残高を出力する。
- エ．上記ウ．によって出力した残高は、出納整理期間中の新年度の借入額を含んでいるため、その分を控除し、残高を算出する。

### (2)実施した監査手続

環境債（市債）の残高状況、発行手続、市債の管理方法について説明聴取を行った。

平成 13 年度起債分のうち環境債について、借入証書又は借入先作成の償還年次表と公債台帳を突合した。

平成 13 年度について、公債管理システムから出力した「科目別期日別現在高調」と決算審査意見書の環境債残高を突合し、残高、調整内容について事情聴取した。

借入事業者ごとに作成された公債台帳の平成 13 年度末残高を別途集計し、「科目別期日別現在高調」と突合した。

### (3)監査の結果

実施した手続において、特に問題はなく、公債管理システム上の平成 14 年 3 月 31 日現在の市債残高（環境債）は出納整理期間中（4 月 1 日から 5 月 31 日まで）の起債分で、年度としては、翌年度の起債扱いとなるキャリーオーバー分 75 百万円を除き、公債台帳と突合一致した。

表 6 - 2 公債台帳の集計表 (単位:百万円, %)

借入先	件数	公債残高	年利率平均
資金運用部(年金)	47	30,109	3.40
財政融資	3	1,224	1.57
簡保	9	34	6.03
郵貯	4	926	0.70
縁故市債引受団	22	3,396	1.97
環境事業団	4	1,319	2.54
全体	89	37,008	3.09

2. 環境局が所管する土地・建物の状況

(1) 概 要

環境局は事務事業を遂行する目的で土地・建物等の財産を保有している。主な財産である事務事業用途の施設の状況は次のとおりである。

表 6 - 3 環境局所管の土地・建物 (単位：㎡)

名 称	敷地面積	建物面積
<b>環境センター</b>		
新門司環境センター	11,296	1,747
日明環境センター	17,538 (西港し尿圧送所含む)	1,816
皇后崎環境センター 若松事務所	8,192	1,655
皇后崎環境センター	9,471	2,180
<b>ごみ処理施設</b>		
新門司工場	51,038	27,628
日明工場	33,933	15,726
日明工場 粗大ごみ資源化センター		4,259
皇后崎工場	40,925	27,719
日明かんびん資源化センター	33,933 (日明工場敷地面積)	2,377
本城かんびん資源化センター	17,000	3,250
響灘西地区廃棄物処分場	1 573,829	2 7,150 千m <sup>3</sup>
日明積出基地	13,480	-
<b>し尿処理施設</b>		
皇后崎し尿投入所	3,278	842
西港し尿圧送所	5,294	610
藍島中継所	30	-
馬島中継所	12	-
<b>環境科学研究所</b>		
環境科学研究所	2,932	5,023

1 埋立面積      2 埋立容量

( 2 ) 実施した監査手続

施設課に財産の管理状況を質問し、土地台帳及び建物台帳等を閲覧した。また、北九州市公有財産管理規則（以下「財産規則」という）について準拠性を確かめた。

( 3 ) 監査の結果

土地台帳及び建物台帳を閲覧した結果、「財産規則」第 15 条、34 条、35 条に従って整理されていることが認められた。

### 3. 環境局が所管する未利用土地の状況

#### (1) 概要

環境局は工場等施設を建設して運営する用地を保有している。これら所管する土地のうち、一部に行政用途に使われずに未利用の状況のままとなっている物件がある。面積の大きなものでは7件、合計で約231千㎡の面積の土地が、平成14年11月の監査日現在、未利用の状況となっている。

下記の未利用土地は旧来の施設が用途廃止となったため、あるいは、処分場を建設するために先行取得したが方針が変更されたために、利用していない状況に至ったものである。これらはすべて、平成14年度までに財政局財務部財産活用推進課に現況を報告している。一部については、すでに市の「土地活用検討チーム(平成12年度)」において利用又は活用に向けた方向付け分類が行われ、未利用の状況がホームページで公表されている。また、現在、その他のものについても「市有財産利用調整協議会」において同様の分類作業が行われている。

表6-4 未利用土地の大型物件

番号	所在地	面積(千㎡)	発生年度	旧用途等
1	小倉南区 長行 ( 2 )	155	昭和59 ( 3 )	埋立処分場用地
2	小倉北区 親和町 ( 1, 2 )	3	平成 8	旧西港し尿圧送所
3	八幡西区 船越 ( 1, 2 )	20	平成 11	旧八幡南環境事務所
4	八幡東区 春の町	6	平成 13	旧皇后崎環境センター 八幡東事務所
5	小倉南区 沼	8	平成 12	旧小倉南環境事務所
6	戸畑区 福柳木	5	平成 12	旧戸畑環境事務所
7	八幡西区 永犬丸	34	平成 3	埋立処分場用地
	計	231		

- 1 財産区分は普通財産である。その他は行政財産である。
- 2 ホームページ等で未利用の状況が公表されているもの。
- 3 取得年度である。処分場用地計画は継続されているが、現在は凍結となっているため未利用と判断される。

( 2 ) 実施した監査手続

土地台帳、字図等の管理帳票を査閲するとともに、環境局施設課に対し、未利用土地の状況について質問を行い、取扱いの妥当性を検証した。

( 3 ) 監査の結果

環境局が所管する土地のうち当該土地について、管理帳票間の不整合は認められず、北九州市公有財産管理規則等「法令等定められた基準」に基づいて概ね適切に管理されていることが認められた。

#### 4. 環境局が所管する物品の管理

##### (1) 概要

環境局では物品管理要領に基づいて物品を管理している。管理は所管する各課・事業所ごとに行われ、各々で管理帳票を作成、保管している。

消耗品、備品及び重要物品（自動車を含む）といった物品については当該要領に従い、管理台帳（又は出納簿）を作成している。管理台帳は、購入や異動の際に、その事実の発生した年月日、対象となる物品の品名、仕様、購入価格等を原則として一品一葉で記入したものが綴られている。

##### (2) 実施した監査手続

備品に関連して、環境局総務課及び皇后崎工場で所管されている備品の管理台帳の一部を任意に抽出、査閲した。また、工場の一部の備品については管理台帳と現物との照合確認を実施した。

また、薬品を含む消耗品に関連して、工場の管理状況について質問し、一部の品目について平成 13 年度の 3 月の受払いについて、管理帳票である出納簿と納品書とを照合し整合性を検証した。

##### (3) 監査の結果

管理台帳等の記載状況について、査閲した範囲及び照合した範囲では要領に反した不整合や、著しく不合理な取扱いは認められなかった。

しかし、皇后崎工場において、管理台帳に記載されている備品の一部について、実際に現物が無いものが散見された。これは、多くの物件については、平成 10 年に工場が建て直された際に、管理台帳にある備品の一部が除却処分されたものであるためと考えられる。備品管理台帳は全件でおよそ 1,000 件の物品が記載されている。しかし、うち 400 件あまりが新工場供用の際に、処分されているにもかかわらず、引継がれたものとしてそのまま記載されている。その際に、これらの現品の有無について確かめられていない。また、同時に、不用物品の処理（会計規則 91 条）に遺漏があると考えられる。

実際に現物がなかった物件の一部を、備品台帳から抽出して次の表に例示列举している。

表 6 - 5 現物のない備品例

管理	種類	品名	数量	摘要
129	備品	平机	1	
59	"	長机	1	
195	"	応接セット	1 式	
58	"	折りたたみ椅子	1	
83	"	"	1	

所管する物品は、その用途に従い効率的に使用するとともに、常に関係帳簿と照合・検査をしておくことと規定されている（物品管理要領第 1）。工場の建て替えによる備品の異動が生じることはまれであるが、物品現物の引継ぎの有無は管理台帳で明らかにされる必要がある。

金額的に重要性の低い物品について頻繁に実査することは不合理であるが、物品管理要領の趣旨に従って、現物の有無を確かめるべきである。

## 5. 社団法人 北九州市衛生総連合会に対する補助金等

### (1) 概要

標記社団法人は、「生活環境の改善及び健康の推進、衛生思想の普及向上を目標とし、地域衛生組織活動の援助と振興」を図る目的で、設立された団体であり、各区に設立された「各区衛生協会連合会」の総連合会としての役割をになっている団体である。

運営・活動は、選出された理事によって行われているが、活動資金の大半（平成13年度実績で92.8%）は、市からの補助金及び受託費収入である。

#### 標記団体に対する5年間の補助金の推移

表6-6 補助金の推移

(単位：千円)

年度 項目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
予算額	21,000	21,000	21,000	22,000	22,000
決算額	21,000	21,000	21,000	22,000	22,000

平成12年度に1,000千円が増額されているが、それ以外は前年度と同額が補助金として支給されており、予算額と決算額が同じである。

### (2) 実施した手続

平成13年度(社)北九州市衛生総連合会活動事業補助金が市の「北九州市補助金等交付規制」に則って支給が行われているかを検証した。

平成13年度の補助金の実績報告書が決算に基づき正しく作成されているか、閲覧、分析と環境局への質問によって検証した。

平成13年度において、市の委託業務の内容について質問、調査し、関連書類の照合を行った。

### (3) 監査の結果

平成13年度の(社)北九州衛生総連合会に対する補助金の申請、確定、支給に関する事務手続は、交付規制に則って行われていると認められた。

平成13年度の補助金22,000千円のうち、15,120千円はさらに下部団体である各区衛生連合会にそれぞれ助成金として支出されているので、その支給にかかる領収書と突合したところ、照合一致を確認した。

平成13年度の実績報告書の対象事業経費は、決算書と合致していた。「市民運動費」について、補助金充当金額の記載誤りがあったが、実質的な弊害はないと認められた。

#### 第4 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

平成 14 年度  
包括外部監査の結果に関する報告  
に添えて提出する意見書

「環境施策に関する事務の執行について」

平成 15 年 2 月

北九州市包括外部監査人  
公認会計士 小島 庸 匡

## 目 次

第1 . 意見書について . . . . .	1
第2 . 環境施策に関する事務の執行についての意見 . . . . .	2
. ごみ・し尿処理業務関連 . . . . .	2
1 . ごみ処理手数料 . . . . .	2
2 . ごみ指定袋手数料 . . . . .	4
3 . ごみ収集運搬業務 . . . . .	9
4 . ごみ・し尿処理にかかる原価計算 . . . . .	12
5 . 県内自治体からの焼却灰等の受入れ契約における単価設定 . . . . .	20
6 . 事業系一般廃棄物の処理事業に関する基本計画等の見直し . . . . .	22
. 国際協力及び環境啓発事業関連 . . . . .	26
1 . 「I G E S」北九州事務所への補助金等 . . . . .	26
2 . 北九州市環境ミュージアムに関する事務の執行 . . . . .	27
. 環境産業推進事業関連 . . . . .	29
1 . エコタウン事業 . . . . .	29
. 環境保全・研究事業関連 . . . . .	30
1 . 環境科学研究所 . . . . .	30
. 廃棄物発電事業関連 . . . . .	31
1 . 廃棄物発電特別会計 . . . . .	31
. その他 . . . . .	34
1 . 環境債 . . . . .	34
2 . 環境局が所管する土地・建物の状況 . . . . .	35
3 . 環境局が所管する未利用土地の状況 . . . . .	36
4 . 環境局が所管する物品の管理 . . . . .	38
5 . 社団法人北九州市衛生総連合会に対する補助金等 . . . . .	39
6 . 財団法人北九州市環境整備協会への委託 . . . . .	40
第3 . 環境施策に関する全般的な意見 . . . . .	44
1 . 環境会計を取り入れた ISO14001 の有効利用 . . . . .	44
2 . 環境施策に関する結果の評価 . . . . .	56
第4 . おわりに . . . . .	57

## 第 1 . 意見書について

監査実施時に判明した経済性、効率性及び有効性の観点から組織又はその運営の合理化に資するために必要と認められた事項につき、地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づき意見として述べている。

この「意見」に基づき、環境施策に関する事務の執行に対して述べた事項を参考にして、環境行政のより一層改善を望むものである。

## 第2．環境施策に関する事務の執行についての意見

### ．ごみ・し尿処理業務関連

#### 1．ごみ処理手数料

(結果報告書 P.15 ．ごみ・し尿処理業務関連 2．ごみ処理手数料 参照)

##### (1) ごみ処理手数料(焼却施設の自己搬入分)

###### 夜間受付業務における事故報告の記録・管理

夜間受付業務報告書を閲覧した中で、事故報告として現金不足が2件(1件は3,000円、1件は100円)及び機械故障により報告書が未完成のものが1件あったが、報告書には処理の顛末が記載されていない。

報告書閲覧を行った対象においては、現金過不足及び機械故障等の事故発生頻度は数件にすぎないが、事故を無くすことが理想であり目標でもある。そのため、事故の発生防止に努めるとともに、報告書に処理の顛末を記載した上で、事故発生記録簿を記録・管理し、今後の事故低減に役立てることが望まれる。

###### 登録搬入カードの管理

搬入日報において、同一車両がごく短い間隔で再入場しているケースが数回あることが発見された。そこで、搬入カードの不正使用やカードの二重発行の可能性もあると思われることから質問したところ、すぐには回答が得られなかった。監査人の指摘により工場でもその後1カ月程度にわたり当該車両のごみ搬入状況の調査や当該車両登録業者への質問等を行った。その結果、搬入カードの不正使用や工場側のミスでないことが判明した。

今回の場合、監査人が危惧したような結果ではなかったが、監査人が指摘するまで工場側で気がついていないことに問題がある。

搬入カードを発行した後は、登録内容に変更の有無やカードが正しく使用されているか等の確認手続きを実施していない。また、車体重量は登録時に測定するのみでその後の測定は実施していない。

搬入カードの不正使用等を早期に発見するためには、不正な搬入状況がないか等の確認を実施することが望まれる。なお、登録業者数が多く一斉に全業者について実施することが困難な場合は循環的に実施することを提案する。また、一般廃棄物や産業廃棄物取扱いの許可は更新が必要なことから、更新時に車体の重量確認を行うことを提案する。

なお、工場から、今回の短時間での再入場の原因は次のようなものであるとの説明を受けた。「ある業者の運転手Hがごみをわざと少量残し、工場外でUターンし再

度入場していた。その理由は、工場近くの契約先I社にごみ回収代金を請求するには『ごみ計量表』を添付する必要があり、正規にはI社からの回収ごみを工場に搬入し計量表を受領する必要があるが、運転手Hは業務時間短縮のため、他社のごみと一緒に工場に持込み、1回目はわざと少量(100kg以下)のごみを残し工場を出た後、再入場して残りのごみを搬入していた」ことが原因とのことである。

この結果、残したごみ重量の手数料代金700円(100kgの手数料金額)を毎回二重に支払っており、工場側はその部分多く収入していたことになる。

## (2) ごみ処理手数料の滞納

### データのチェック体制

結果報告書に記載のとおり、許可業者の搬入車両の計量カード登録における事務処理のミスにより滞納が発生した。

データ入力、入力後の確認及び搬入カードの発行には、すべて人が関与するものであり、数多くの事務を処理する中では常にミスが発生する危険性がある。

現在、実施しているチェック方法においても人が関与するものであるが、一人よりも、複数人でチェックする方が誤りを検出する確率が高いと思われる。したがって、データ移行を書類による転記に依存し、また、人のチェックを介在させる、現在の方法の継続使用を前提とすると、実施している一連の事務フローを今一度、見直してチェック機能を十分に発揮できるようにされたい。

また、登録事務や請求事務の正確性及び効率化の向上のため、例えば申請書記入内容をそのままデータとして取り込むシステム等に変更することも望まれる。

### 滞納時の対応

ごみ処理手数料の納入期限は翌月末であり、搬入カードの取消し時点である2回遅延時というのは利用月からすると翌々月末となり、最悪の場合3カ月分が未納となる可能性がある。3カ月間は長いと考えられることから、さらなる厳格な対応、例えば「納期限に未納付でその翌月15日までに納付がなければ、一旦、搬入カード使用を停止する」等の対応が望まれる。

## 2. ごみ指定袋手数料

### (1) 概要

北九州市は、家庭用一般ごみは無料で収集していたが、平成10年7月から指定袋(有料)を導入し今日に至っている。指定袋導入時に作成された制度説明書に、指定袋導入の趣旨として次のように記載されている。

#### <制度導入の趣旨>

本市は、これまで、環境美化、ごみの資源化・減量化施策の展開等、清潔で美しいまちづくりを進めてきましたが、これらの取組をより一層進めるとともに、行財政改革の取組とあわせ、一般ごみ収集の指定袋(有料)を導入することとしました。

この制度は、地球環境を守り、次世代に限りある資源を残すためにも、

コスト意識の高まりによる市民一人ひとりのごみ減量努力の促進

資源ごみ(かん、びん、ペットボトル)の分別の促進

ごみ出しマナーの向上及びごみステーション周辺的美観確保

ごみ収集作業の安全性、効率性の確保

を目的としたものです。

また、指定袋の価格及びその価格決定についての説明は次のとおり記載されている。

#### <指定袋の価格>

指定袋の価格は、大(45リットル)が1枚15円、小(30リットル)が1枚12円。

これは、指定袋の製作費や配送・販売手数料、消費税を含めた金額(実費)に近い価格で、さらに、市民にわかりやすいよう統一した価格とするため、市の条例で「ごみ処理手数料」として決めたものです。

なお、手数料として決定した15円、12円は、製作費等の実費に対し、若干の差額が生じることとなりますが、この差額相当分は、「北九州市環境保全基金」に積立て、地域でのまち美化活動への支援等に有効に活用することとしています。

上記の趣旨及び価格設定の考え方にに基づき、平成10年7月から、ごみ収集の指定袋有料化の実施と、環境保全基金によるまち美化活動への支援事業がスタートしたものである。

ごみ指定袋の手数料等収入、経費及び環境保全基金積立額の年次推移は次のとおりである。

表7 - 1 ごみ指定袋の手数料等収入、経費及び環境保全基金積立額の年次推移

(単位：千円)

区 分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
手数料等収入	627,154	945,317	960,601	954,953
年度末現在高運用益	-	322	737	544
経費				
指定袋製造費	443,190	238,641	168,095	147,243
流通経費	31,609	49,155	50,146	49,477
販売手数料	64,266	97,807	99,359	100,150
経費合計	539,065	385,603	317,600	296,870
差額 ( + - )	88,089	560,036	643,738	658,627
環境保全基金積立額	84,317	300,000	500,000	500,000
歳計現金(年度)( - )	3,772	260,036	143,738	158,627
歳計現金(累計)	3,772	263,808	407,546	566,173

(注) 歳計現金(年度)は、その年度における収支差額であり、歳計現金(累計)は、その年度までの収支差額の累計額である。なお、これらの金額は計算の結果を示したものであり、実際に余剰資金が存在するものではない。というのは、当該事業の収支は一般会計全体の収支計算の中に含まれており、個別事業ごとに収支差額を計算しているものではないためである。

手数料等収入が平成10年度を除き一定であるのに対し、経費総額が減少傾向にある。特に、指定袋製造費の減少が顕著である。これは、指定袋の製造は、年に数回に分けて一般競争入札により業者を選定しており、最近は落札価格が下落する傾向にあるからである。また、袋の製造が国内に比べ人件費が安価な海外生産に移行していったことにより、製造原価の削減が可能となったからである。

また、ごみ指定袋に関する環境保全基金の使用状況及び残高の年次推移は次のとおりである。

表7 - 2 環境保全基金の使用状況及び残高の年次推移

(単位：千円)

区 分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
基金積立額	84,317	300,000	500,000	500,000
基金使用額(活用事業費)	24,920	223,054	489,562	439,565
当年度残高( - )	59,397	76,946	10,438	60,435
寄付金受入れ額	-	-	5,000	531
年度末残高(累計残高) ( - )	59,397	136,343	151,781	212,747

(2) ごみ指定袋収支差額資金の使途

上掲(1)概要に記載したとおり、ごみ指定袋に関する収入と支出との差額相当額を「北九州市環境保全基金」に積み立て、地域でのまち美化活動への支援等に有効に活用することになっている。

なお、環境保全基金活動は平成2年度より実施しているが、平成10年度からはごみ指定袋の収支差額を当該基金に追加積立することとしたものである。

基金への積立額は、平成10年度に84百万円であったものを、平成11年度は300百万円に増額、更に平成12年度からは500百万円に増額しているが、それでもなお、ごみ指定袋の収支差額は単年度でも約150百万円の余剰金が発生している(上掲(1)概要の表7-1参照)

環境局は、余剰金発生主な原因を指定袋製造費用のコストダウンによるものと説明している。平成10年度のごみ指定袋制度スタート時において、袋1枚当たりの製造単価は大袋9円程度、小袋7円程度、流通及び販売経費は3円から4円程度と見込んでおり、余剰金は大袋で2円程度、小袋で1~2円程度と考えていた。そして、初期の製造単価の実績は予定価格とほぼ同程度であった。

しかしながら、その後、製造業者が袋の製造を国内に比べ人件費が安価な海外生産に移行したことにより、製造単価が大幅に下がり、平成13年度では、1枚当たりの製造平均単価が大袋3.1円、小袋2.2円となり、平成10年度の初期に比べ大幅にコストダウンした。

ごみ指定袋の平均製造単価の推移は次のとおりである。

表7-3 ごみ指定袋の平均製造単価の推移 (単位:円)

区分	予定単価	実績平均製造単価			
		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
大袋	5.0	4.7	3.2	3.0	3.1
小袋	4.0	3.3	2.3	2.5	2.2
特小袋	3.0	-	1.7	-	-

(注) 予定単価は平成12年度のものである。  
消費税を除く。

また、環境局から入手したデータにより、ごみ指定袋の1枚当たり経費単価（製造、流通及び販売経費）を概算計算したところ、次のような結果となった。

表7 - 4 ごみ指定袋の1枚当たり経費単価 (単位：円)

区 分	販売単価	実績平均経費単価			
		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
大袋	15.0	7.7	6.9	5.7	5.8
小袋	12.0	5.9	5.5	4.7	4.8
特小袋	8.0	-	3.4	3.4	3.6

環境保全基金積立予算は、基本的にはごみ指定袋手数料収入予算と経費支出予算との差額である。経費支出実績が予算を大きく下回っているため、環境保全基金積立を予算どおり実施してもなお余剰金（上掲（1）概要の表7-1「歳計現金（年度）」）が多額に発生する結果となっている。

ここで問題となるのは、当該余剰金（平成13年度は158,627千円）が一般財源として使用されていることである。

環境局の説明によると、「原油価格の高騰等によるごみ袋の製造・流通経費の増加により、収支差額が500百万円に満たないケースが生じることも考えられ、その場合も過去に歳計現金となった額を考慮して500百万円を積立額とすることとしている。」とのことであるが、近い将来に限って考えると、当分の間は現在の状況が続くと予想され、余剰金は年々増加していくと思われる。

市民への説明との整合性を保つため、基金積立額を増額するか、又は余剰金残高（歳計現金累計）を明示し、当該残高は将来の基金積立額に充当する旨を宣言することが考えられる。

しかし、それよりも、指定袋（大）1袋当たりのごみ処理費用は市の計算によると約230円（平成13年度）がかかっているため、余剰金を当該ごみ処理費用の一部に充当していることを市民に十分説明することが望ましいと考える。

### (3) 経費予算

平成 12 年度以降の予算では、ごみ指定袋 1 枚当たり製造費を大袋 5.0 円、小袋 4.0 円としている。これは、ごみ指定袋の製造単価は変動する可能性があることから、過去の製造費の実績等に基づき予算単価を決定しているとの説明を受けた。原料価格の変動により製造コストが変動する可能性はあるが、大袋で 1.6 倍 (5.0 円 / 3.1 円)、小袋で 1.8 倍 (4.0 円 / 2.2 円) と実績より高い予算となっている。

予算不足となっては業務遂行に差し支えがあるが、経費の予定と実際との差異が生じている現状を踏まえながら、今後の予算策定に当たることが望まれる。

### 3. ごみ収集運搬業務

(結果報告書 P.23 .ごみ・し尿処理業務関連 3.ごみ収集運搬業務 参照)

#### (1) 特命理由の検討

ごみ収集運搬業務の委託契約は特定の業者を指定する随意契約である。環境局では、特命理由を文書化し、業務委託決裁書に添付し、委託業務の可否につき決裁を行っている。特命理由は要約すると次のような内容である。

- ア. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって、全国的に処理水準と技術の向上が要請されている。
- イ. 業務の遂行には器材と専門的な人員、相当の経験が必要である。
- ウ. 入れ替われれば業者指導が大変であり、収集現場の混乱も予想される。
- エ. 毎年、長年経験と実績のある業者と契約を行っている。

これらの特命理由に対し、次のように検討してみる。

上記特命理由ア.及びイ.について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の2において、一般廃棄物の処理については市町村が責任を負うことが規定されている。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「施行令」)」第4条には、市町村が業者に委託する場合の基準が示されている。

それによれば、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。」とされている。

しかし、このことをもって、直ちに特命随意契約とする理由にはならないと考える。環境局は、特命随意契約を行うことにより、ごみ収集業務が円滑に実施されるとの判断と思われるが、「施行令」における要件を満たしている業者の有無の検討は、年度ごとに行う必要があるのではないかと考えられる。

市は委託契約している収集業者の他にも、廃棄物の収集業務について、条例等に基づき許可を行っている。事業系のごみや産業廃棄物等その他の収集について許可を受けている業者はかなりある。一般廃棄物処理の許可を得ている市内業者だけでも、登録している塵芥車(パッカー車)は、平成15年1月現在、250を越えており、工場に搬入されるごみのごみ処理手数料について1業者当たり金額が大きいところもあり、業者の中には相当量のごみを処理する能力を有した業者もあるものと判断される。

ごみの収集に当っては、塵芥車等の特殊な設備も必要となるが、収集人員や財政的基礎等の能力を有して対応できる業者もあるものと推測される。

### 特命理由ウ.について

業者への指導・教育には長い期間を要するものであり、日常生活に収集の混乱や滞留が生じては問題である。しかし、このような課題は、委託業者内における担当者の交代等でも必然的なものであるが、計画的に行えば克服できる課題であると思われる。

よって、業者指導監督に係る市の管理経費の増加と選定方法の変更による委託契約金額の圧縮額とを比較考量することによって、経済的な処理委託の確保が実現するものと考えられる。

### まとめ

契約手続は、形式的には概ね適切になされているが、特命随意契約とした実質的な判断について、不十分な面がある。

特命理由ア.及びイ.の検討の中で述べたように、現在の委託業者以外にも施行令で定める要件を備えた業者が存在する可能性が高い。同様に、特命理由ウ.に対しても、計画的な実施により克服できると考えられる。

したがって、収集業務について特命随意契約を現行どおり継続する場合は、根拠として更に具体的かつ客観性をもった説明をすべきである。

また、今後、特命でない随意契約や指名競争入札といった新たな業者選定の方法も検討すべきである。

現に、競争入札による業者選定によって業務委託を行っている地方自治体もある。

もちろん、市は他の自治体と業務の環境が同じではない。業務の条件や各自治体で行ってきた事務事業の経緯が異なっており、市が従来から特命随意契約による業者選定を行ってきたのにはそれなりの経緯があるはずである。

一方で、社会通念上、固定的な相手方に業務を委託することも合意されにくい状況にある。また、特定の業者に委託するのでは、競争原理が働かず、民間の力を活用した効率性・経済性の追求という面で実効性が低くなる恐れがある。

以上のことから、即座に、競争入札による業者選定が有利であるから採用しようというような判断は避けたい。

今後、指名競争入札と随意契約とのメリット・デメリットについて、それぞれを把握するとともに、他の自治体も参考にしながら、複数の方法を比較し、シミュレーションを行う等コスト低減の方策を検討されたい。

## (2) 予定価格、見積価格及び契約価格の決定

報告書「ごみ収集運搬業務」にあるとおり、予定価格等は標準単価に予定処理量（車両台数）を乗じて計算される。ここで、標準単価の決定手続に改善すべき点がある。

### 標準単価の積算が精緻でない点

予定価格等のもととなる車両1台当たりの標準単価は、年度ごとに見直され決定されている。標準単価は人件費、物件費及び（業者が営む上での必要）利益の3区分から構成され、前年度の契約での単価をベースに、人件費に対しては当年度の北九州市人事委員会勧告、物件費に対しては北九州市消費者物価指数増減比率を乗じて決定される。このことにより、年度の単価は、前年度、あるいはそれ以前の委託当初からの単価が影響している。

しかしながら、さまざまな事情から年度によっては、前年度から標準単価を改定しない場合もある。

また、年度の見直しは上記3区分の大きな括りで検討されるため、例えば、人件費で言えば社会保険料の料率の改定、物件費で言えば燃料費や税率の変化といった原価の変動要素は見込んでいない。

よって、今の方法を継続すれば、結果として実態に則さない単価が決定される恐れがある。したがって、受託業務の人員体制や人員の年齢構成等の業者の基礎データを入手しながら、標準単価について精緻な積算を行うべきである。

### 相手方によって標準単価に開きがある点

13の契約相手業者の中で契約相手方によって標準単価に開きがある。

委託相手先のひとつに「環境整備協会」があるが、この委託先の標準単価は相対的に低く決定されている。これは、市から「環境整備協会」へ車両等の設備を無償で貸付けており、委託料以外の給付があるため、その他の業者と見積上の積算内訳が異なっていることから低くなっている。

さらに、「環境整備協会」とその他の業者との単価の開きにおいて、当該設備の減価償却費等を加味しても、依然として、差額がある。これは、「環境整備協会」の性格によるもので、ア.「環境整備協会」の設置が営利目的でなく、イ.市の収集業務に従事していた退職者を嘱託契約により雇用し、良質で安価な労働力を確保しているといった要因があげられる。

しかしながら、委託している業務は同じである。単価において開きがあり、それでもなお、金額の高いその他の業者を特命する場合は、特命で委託せざるを得ない理由を、契約締結の決裁書等において説明する必要がある。

## 4. ごみ・し尿処理にかかる原価計算

### (1) 概要

#### 原価計算の目的

市は昭和 57 年度より部門別の原価計算を実施し、ごみ処理経費の総額及び単位当たり処理原価（ごみ 1 t を収集・処理・処分するために必要となる経費）を市民に公表している。

原価計算の実施に当たっては、昭和 54 年に社団法人全国都市清掃会議（以下「全都清」）の企画委員会から「廃棄物処理事業原価計算の手引き」が公表されたのを受けて、当該手引きをもとにして「原価計算の基本的な考え方」において、原価計算の目的及び方法等がまとめられている。

「原価計算の基本的な考え方」の中に示されている「原価計算の目的」は次のとおりである。

ア．廃棄物処理事業の管理、運営のための資料を提供すること。

イ．廃棄物処理手数料を決定するための資料を提供すること。

その他、この処理原価は県内自治体からの焼却灰等を受け入れる受託契約において契約設定金額の下限基準となっている。

#### 原価計算の方法

##### ア．原価計算の期間

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 力年とする。計算期間を会計年度区分に合わせることによって、決算資料をそのまま利用することができる。

##### イ．原価計算の手続き

原価計算の手続きは次の 3 過程からなっている。

##### (ア) 費目別原価計算

当該年度の決算記録に基づき計算した人件費及び物件費に、当該年度に充当すべき減価償却費及び公債利子等を加えて総原価を算出する。

##### (イ) 部門別原価計算

廃棄物処理事業を作業部門と管理部門に区分し、作業部門を更にいくつかの部門に区分する。管理部門費を間接費として、ごみ、し尿の各部門に人員比で再配賦し、部門別総原価を算出する。

(ウ) 単位当たり原価の計算

費目別計算、部門別計算の結果算出された部門別総原価を基にそれぞれの目的に応じて、次のような単位当たり原価を導く。

A．廃棄物の管理・運営の資料原価データ

部門別原価、総合原価（ごみやし尿が一連の処理過程を経て最終処分されるまでにかかる原価）、市民1人当たり及び1世帯当たり原価、直営と委託の原価

B．廃棄物手数料を決定するための資料原価データ

処理ルート別原価、市収集・持込別原価

(注) 上記する原価計算の流れについては、(参考図) 原価計算のフローチャートを参照されたい。

市民への公表状況

従来からごみ処理経費の総額及び単位当たり処理原価を市民に公表しているが、更に平成13年2月に公表した「北九州市一般廃棄物処理基本計画」の中で、「ごみ処理に要する経費について、収集、焼却等の処理部門別に事業経営的視点から整理し、市民に公表する」旨を明記した。これを受け、平成14年12月に平成13年度ごみ処理部門の部門別処理経費を公表している。

部門別原価の年次推移

ア．環境局が行っている原価計算では、ごみ処理部門の部門別処理経費及び1 t 当たりの処理原価の年次推移は次のとおりである。

表 7 - 5 部門別処理経費の年次推移表 (単位：百万円)

区 分	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
収集運搬部門	10,679	10,839	11,445	10,323	9,590	8,916
破碎部門	447	431	372	425	399	424
選別部門	186	340	335	348	356	365
焼却部門	3,741	4,092	6,534	7,196	8,349	8,686
埋立部門	236	216	344	327	307	317
合 計	15,289	15,918	19,030	18,620	19,001	18,708

(注) 収集運搬部門の経費が平成 11 年度以降低下している主な原因は、業務の外部委託化の進展により人件費が減少したことによるものである。また、焼却部門の経費が平成 10 年度に増加している主な原因は、皇后崎工場の新設により減価償却費が増加したことと当年度より開始したスーパーごみ発電の費用も含めていることによるものである。

表 7 - 6 1 t 当たりの処理原価の年次推移表 (単位：千円)

区 分	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
処理原価	37.8	38.9	45.0	41.4	40.9	39.7

(注) 処理原価とは、ごみ 1 t を収集・処理・処分するために必要となる経費であり、計算に当たっては、ごみ処理経費から売電収入、缶売却収入等の収入を控除している。

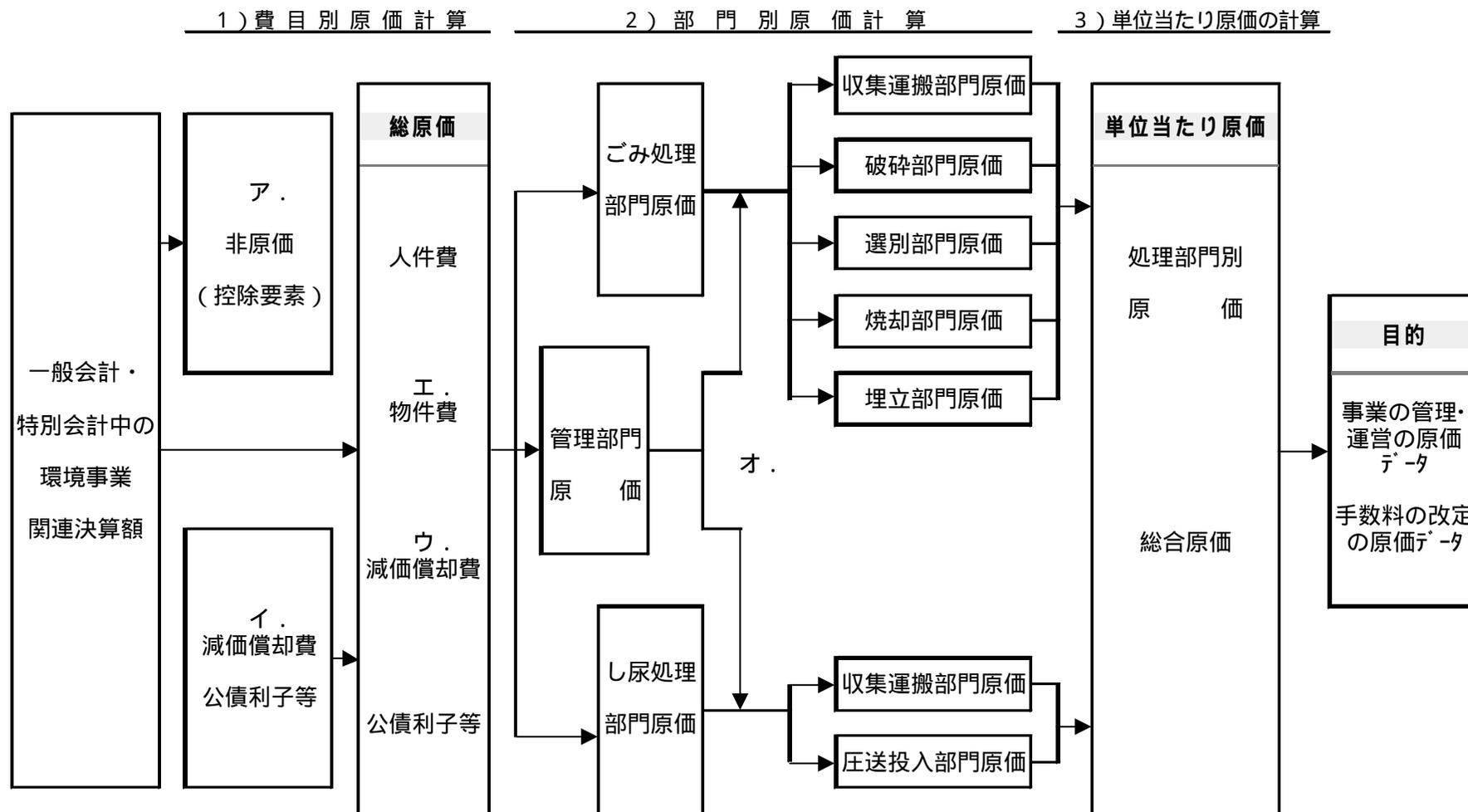
イ．し尿処理部門の部門別原価の年次推移は次のとおりである。

表 7 - 7 し尿処理部門の部門別原価の年次推移 (単位：百万円)

区 分	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
収集運搬部門	1,018	846	832	806	741	701
圧送投入部門	265	828	662	650	584	580
海洋投入部門	599	342	339	-	-	-
合 計	1,882	2,016	1,832	1,455	1,325	1,281

(注) 平成 11 年度からは海洋投入を実施していない。

表7 - 8 (参考図) 原価計算のフローチャート



(注) 図中のア. からオ. の記号は、(2) の「部門別原価計算方法の変更案」(表7 - 9) の記号との対応を示している。

(2) より適正な原価計算への提言

市は昭和 57 年度に部門別の原価計算を開始した後、現在まで継続して計算・記録していることは評価に値するものである。原価計算の方法は、前掲(1)概要に記載したとおり、全都清企画委員会の報告書に示された方式に基づき、市において「原価計算の基本的な考え方」を作成し、毎年同一方法で計算している。しかし、会計処理基準等変更に対する適用違い、原価に含める範囲の考え方及び管理部門費配賦基準等について検討すべき事項がいくつか見受けられる。

今回、われわれがより適切と考える方法を提示し、その変更案に基づき環境局計画課において平成 13 年度の部門別原価の再計算を試みた。

部門別原価計算方法についての現在の方法と変更案との対比は次のとおりである。

部門別原価計算方法の現在の方法と変更案

表 7 - 9

区分	項目	現在の方法	変更案	
			変更内容	変更理由
ア.	廃棄物発電特別会計に係る費用	原価に含めている。	原価から除外する。 影響額 994 百万円	発電のための費用であり、ごみ処理費用ではないため除外する。
イ.	固定資産・廃棄物発電特別会計の固定資産の減価償却費	原価に含めている。  (皇后崎工場・スーパーごみ発電設備)	原価対象外の固定資産とし、原価から除外する。 影響額 年間償却費 321 百万円	発電のための費用であり、ごみ処理費用ではないため除外する。
ウ. (ア)	固定資産 ・耐用年数	・焼却工場の耐用年数は皇后崎工場を除き大蔵省耐用年数省令によっている。 (例)日明工場 65 年 ・平成 10 年度以前に取得した建物は旧耐用年数を適用している。	・焼却工場については耐用年数を使用計画年数の 30 年とする。  ・平成 10 年以前取得建物についても、新耐用年数を適用する。 (耐用年数の例示) 旧 65 年：新 50 年 旧 45 年：新 38 年  影響額 83 百万円	・焼却工場の使用可能年数を 30 年として建替計画を策定しているため、減価償却期間を計画期間と一致させる。 ・平成 11 年度の大蔵省耐用年数省令の改正で建物耐用年数が短縮された。平成 10 年度以前に取得は、建物についても新耐用年数を適用する必要がある。

ウ. (イ)	固定資産 ・残存価額 の取扱い	残存価額を 10% と設定し、耐用 年数経過後は減 価償却費を計上 していない。	耐用年数経過後も簿 価がゼロになるまで 減価償却を実施する。 影響額 減価償却費追加計上 額 199 百万円  (注)車両については 多量かつ 1 件当 たり金額が少額であ るため、今回の計算 上は省略した。	現在の方法によると、 残存価額部分は原価 に算入する機会がな いため、取得価額全額 を費用に含めるよう 変更する。なお、全都 清企画委員会報告書 が示している方法は 「耐用年数到来時に 当該資産の現在価値 を見積り引き続き妥 当な原価を計上する」 というものであるが、 現在価値の見積りは 困難な場合が多いた め、左記の方法を提案 する。
エ.	資本的支 出の取扱 い(追加建 設工事費 部分)	物件費・工事請 負費として処理 する。	固定資産に計上し、減 価償却を実施する。な お、簡便的方法とし て、金額が少額なも のは支出時の費用とす ることも考えられる。 影響額 1,789 百万円	資本的支出は、固定資 産に計上し減価償却 費を通じて利用期間 に費用配分する方法 が適正な方法である。
オ.	管理部門 原価の配 賦方法	各部門への配分 は人員比を基準 に実施する。	各部門への配分は(人 件費+物件費)の合計 額を基準とする。	現在の方法では、業務 の外部委託割合が高 い部門への配賦額が 少なくなり合理性に 欠ける。人員ゼロの選 別部門には配賦され ていない。配賦基準に 物件費を含める方が 妥当と考える。

(注)ア.からオ.の区分は、前掲の「(参考図)原価計算のフローチャート」中の計算箇所と対応している。また、変更内容欄の「影響額」は平成 13 年度の原価計算全体に影響する額である。

部門別原価計算の現在の方法と変更案との計算結果の比較

平成 13 年度の部門別原価を現在の方法によるものと変更案によるものとを比較すると次のとおりである。

ア．部門別原価（総額）による比較

表 7 - 10 部門別原価（総額）による比較 (単位：百万円)

原 価 部 門	現在の 計算結果	変更案の 結果	差 額	差額の主な理由（上表の記号）
ごみ処理部門				
収集運搬部門	8,916	8,710	206	オ．管理部門費の配賦変更
破碎部門	424	447	23	ウ．（ア）耐用年数変更
選別部門	365	386	22	ウ．（ア）耐用年数変更、 オ．管理部門費の配賦変更
焼却部門	8,686	5,923	2,763	エ．資本的支出除外、ア．発電特 会の経費除外、イ．発電特会の資 産除外、ウ．（イ）追加減価償却
埋立部門	317	331	14	オ．管理部門費の配賦変更
合 計	18,708	15,797	2,910	
し尿処理部門				
収集運搬部門	701	748	47	ウ．（イ）追加減価償却、 オ．管理部門費の配賦変更
圧送投入部門	580	623	43	ウ．（イ）追加減価償却、 オ．管理部門費の配賦変更
合 計	1,281	1,371	90	

（差額の説明）

上表によると、特にごみ処理部門の焼却部門原価の減少が際立っている。その原因は、平成 13 年度において日明工場ダイオキシン抑制対策工事を実施しており、現在の計算方法では当該工事総額を焼却部門の一年度の費用として計上しているからである。この資本的支出を除き、当年度の減価償却費を費用処理することにより、原価が 1,789 百万円減少している。

また、発電特別会計の費用及び減価償却費を焼却部門に含めているが、これら費用を除外することにより 1,253 百万円減少している。一方で、固定資産の残存価額部分も減価償却対象とすること等による原価の増加が 279 百万円あり、差引き 2,763 百万円の原価減少となった。

ごみ処理部門の収集運搬部門の原価が減少しているのは、主に管理部門費の配賦額の減少によるものである。現在の方法では、管理部門費を各部門人数で配賦しているため、多数の人員を抱えている当該部門に 87% の管理部門費が配分されている。変更案によると、配分割合は 64% となる。

その他の部門における差額は、主に固定資産の耐用年数の変更、残存価額部分の減価償却追加実施及び管理部門費の配賦方法の変更によるものである。

#### イ．部門別原価（単位当たり原価）の比較

次に、各部門別の1 t当たりの原価の比較を示すと次のとおりである。

表7 - 11 1 t当たりの原価比較 (単位：千円)

原 価 部 門	現在の 計算結果	変更案の 結果	差 額
ごみ処理部門			
収集運搬部門	26.5	25.9	0.6
破碎部門	16.7	17.6	0.9
選別部門	18.1	19.2	1.1
焼却部門	15.5	10.6	4.9
埋立部門	2.1	2.2	0.1
し尿処理部門			
収集運搬部門	18.7	19.9	1.3
圧送投入部門	11.0	11.8	0.8

環境局の計算では、1 t当たりの処理原価を39.7千円と算定しているが、上述する原価計算（変更案）によると37.1千円と算定され、2.6千円低くなった。

また、ごみ指定袋（大）1袋（5.35kg換算）当たりのごみ処理料は環境局の算定では約230円であるのに対し、原価計算（変更案）では約200円と30円低くなった。

#### まとめ

事業の効率的管理・運営のため、適正な廃棄物手数料・県内自治体からの焼却灰等を受け入れる受託契約設定金額の下限基準等を決定するために、あるいは市民に有用な情報を提供し事業に関する理解・協力を求めるために、今後も、部門別の原価を算定し、これを公表することを継続していただきたい。

そして、この場合の原価計算は、できる限り合理的と考えられる方法によることが求められ、上記の変更案を環境局で十分検討した上で取り入れていただくことを提案するものである。

## 5．県内自治体からの焼却灰等の受入れ契約における単価設定

(結果報告書 P.27 ．ごみ・し尿処理業務関連 5．県内自治体からの焼却灰等の受入れ契約 参照)

処理委託料単価の設定において、次のとおり検討すべき事項が認められた。契約において、これらの事項について考慮に入れ検討していただきたい。

### (1) 契約先の自治体処理原価の試算における条件

契約先の自治体の処理原価について試算する際の条件(基礎データ)は、市の処理実績を加味している。すなわち、先方の自治体と意見交換はするものの、先方に対し仮定による単価設計を強制していない面がある。

この点で、原価の算定上、精度に限界がある。この場合、市と他の自治体とは状況が異なることを考慮に入れていないことになる。

### (2) 契約先の自治体処理原価の算定における処理原価の内容

単価決定の基本的なベースとなる、他の自治体の処理原価(可燃ごみ)を算定する際、一部不適切な面があった。処理原価を算定するには、工場で焼却する際、原価の他、焼却灰の埋立までを含めた原価を積算する必要がある。

しかしながら、工場建設費にかかった公債の年度償還額を主とする焼却業務に係る原価だけが積算されている。すなわち、ごみ焼却後の灰の埋立業務までを考慮に入れられていない面があったため、本来の処理原価とはなっていない。

なお、埋立業務に係る処理原価の算定において、山林等の陸上埋立は、市のような海面埋立による場合に比べて、かなり割高になるとされている。

### (3) 下限とされる市の処理原価の算定

契約上、基本的な考え方に基づき下限基準とされる市の処理原価は、環境局計画課の算定した処理原価に基づいている。年度当初の契約に際し、原価計算業務の時間的制約から2年度前の原価データが下限基準として採用される。例えば、平成14年度の契約では平成12年度の原価計算における処理原価が使用される。

この処理原価を用いて、契約額を決定する場合、合理的でない条件が含まれている。受入れ事業については県及び県下市町村への行政協力が重視されており、事業の経営的側面は優先事項ではない。

しかし、ごみ処理業務は市の安定的に継続されるべき事務事業として、市民に不利益となるようなことがあってはならないので、より適切な条件に基づいた算定が不可欠となる。

平成13年度原価計算において一例をあげると、もっとも影響が大きかった原価項目は日明工場ダイオキシン抑制対策工事に係る原価である。現在の計算方法では当該

工事総額を焼却部門の費用として計上している。この工事にかかる原価は、当年度の一年間に負担させるべき原価ではなく、資本的支出と判断される。よって、減価償却費として期間費用処理する必要がある。これにより、年度での原価が 1,789 百万円減少する。

これらの条件の修正による原価の再計算を平成 13 年度実績について行った。この計算結果の詳細は前述の「4. ごみ・し尿処理にかかる原価計算」に記載している。監査人の修正案の計算における焼却に係る 1 t 当たりの原価は、環境局での計算に比べ低くなってはいる。

しかし、平成 15 年度に新たに契約をする場合、処理原価の計算方法によって契約額に大きく影響するはずである。

表 7 - 12 では、直方市との受託契約をサンプルとして、直方市の処理原価試算と北九州市の処理原価（実績）との比較を行っている。平成 13 年度の受入れ処理量が約 19 千 t であったのを参考にすると、平成 15 年度の契約における市の処理原価（下限基準）において、表 7 - 12 の 又は のいずれかを採用するかによって生じる差異は約 40 百万円になる。この計算過程は次のとおりになる。

$$(13,099-10,956)\text{円} / \text{t} \times 19 \text{千t} = \text{約 } 40 \text{百万円}$$

なお、平成 14 年度の契約では、市の処理原価 が契約上の単価 を 164 円上回っているが、金額が僅少で影響が小さいため、前年度と同じ金額の契約を行うよう決裁されている。

表 7 - 12 一般ごみ 1 t 当たりの処理原価 (単位：円)

項 目	金 額	備 考
直方市との契約上の受託単価 (平成 13・14 年度)	12,000	北九州市が焼却、埋立を受託する契約である。
直方市が施設建設した場合の処理試算	11,971	北九州市が市の実績をもとに試算している。 埋立処理原価を含んでいない。
北九州市の処理原価 (平成 12 年度実績)	12,164	
" (平成 13 年度実績)	13,099	
" (監査人変更案)	10,956	

## 6．事業系一般廃棄物の処理事業に関する基本計画等の見直し

### (1) 概 要

#### 事業系一般廃棄物の処理事業の概要

「北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、市長は「一般廃棄物処理計画」に基づいて、「一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物」である家庭廃棄物の収集、運搬及び処分を行い、家庭廃棄物の処理に支障がないと認められるときは、「事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物」である事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うとされている。

一方、同条例の総則の第4条において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならないとなっており、家庭廃棄物とは異なり、事業系一般廃棄物の処理に関する排出者責任を明記している。

#### 「北九州市一般廃棄物処理基本計画」の概要

ごみ処理事業を「リサイクル型」から、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を基本に、再生品の需要拡大（グリーン購入）に至るまで総合的な取組を図る「循環型」に発展させるための基本方向や、具体的な取組を定め、また、市民・事業者・行政の共通の指針として、平成13年2月に「北九州市一般廃棄物処理基本計画」が策定されている。

「北九州市一般廃棄物処理基本計画」において、過去3年間の傾向から、平成22年度の年間ごみ量は資源化量を含めて68万6千tと予測されている（表7-13 グラフ「現行のまま」を参照）。基本計画ではこれを発生抑制と再使用の取組により、5%減量、さらには、リサイクル率の現在の13%から25%への引き上げる取組により年間ごみ処理49万t体制をめざすとしている（表7-13 グラフ「基本計画」参照）。

また、当該基本計画に記載されている過年度及び平成22年度における一般廃棄物（一般ごみ、自己搬入ごみ別）処理量の推移は表7-13のとおりである。

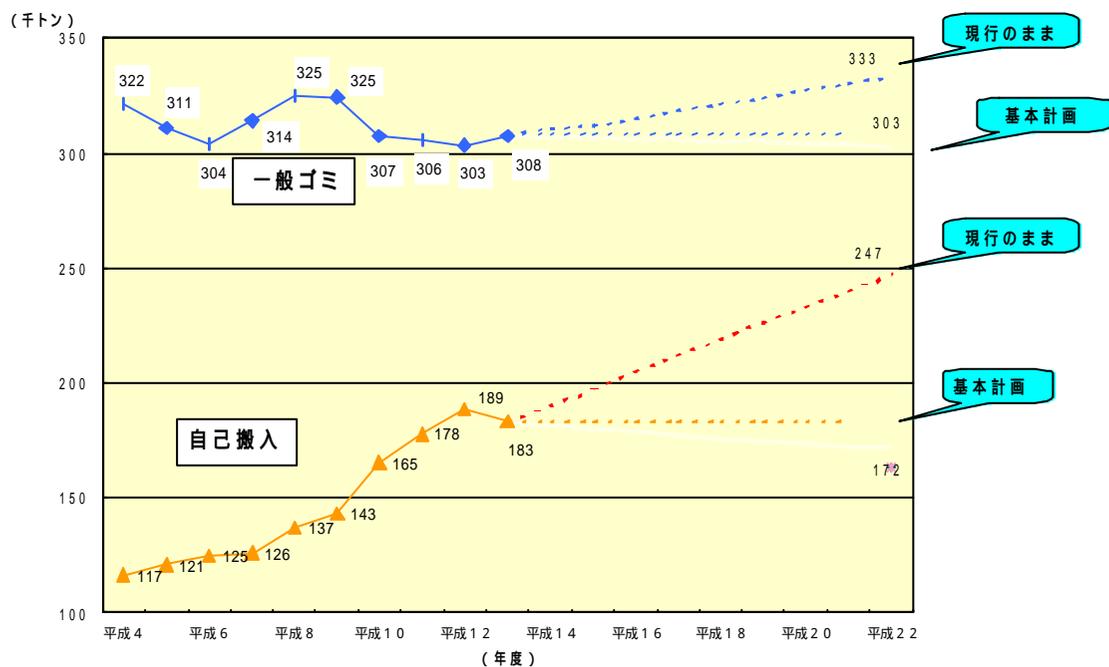
なお、自己搬入ごみは事業系一般廃棄物に該当し、一般ごみ等は家庭廃棄物に該当する（注：事業系一般廃棄物のうち1日平均排出量が50kg未満のものについては一般ごみに含まれるものがある）。

表 7 - 13 ごみ種別処理量の推移

(単位：千 t)

	平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 22 年度 (現行)	平成 22 年度 (基本計画)
市 収 集	352	348	314	325	336	337	320	319	318	319	439	480
一般ごみ	322	311	304	314	325	325	307	306	303	308	333	303
粗大ごみ	20	29	4	4	5	6	6	6	7	5	7	7
その他	10	9	6	6	6	6	7	7	7	6	7	7
資 源 化 物 (含市収集)		12	17	17	16	66	68	75	86	90	92	163
自 己 搬 入	117	121	125	126	137	143	165	178	189	183	247	172
計	468	481	456	468	489	546	553	572	592	593	686	652

資源化物のうち、平成 4 ~ 8 年までについては、古紙、生ごみ等のリサイクルの実績が不明のため表の数値には含んでいない。



## (2) ごみ処理の状況の分析

一般廃棄物（一般ごみ、自己搬入ごみ別）処理量の推移を分析すると、ごみの現状の実績及び現行のまま推移した場合、自己搬入ごみの処理量の増加が著しい。

ただし、平成 13 年度になってもなお一般ごみが引き続き横ばいの傾向であることや、平成 12 年 7 月に自己搬入手数料の値上げをしたこともあり、自己搬入ごみも減少傾向に転じている。そのため、「このまま推移した場合」の平成 22 年度のごみ処理量は、現時点ではかなり減少するものと認識はされているが、具体的な見直しはされていない。

「北九州市一般廃棄物処理基本計画」に基づいた具体的推進方策を検討するためにも、定期的に、ごみ処理量の将来予測を更新(ローリング)することが必要と考える。

## (3) 平成 13 年度のごみ処理原価の分析

平成 13 年度の事業系一般廃棄物（自己搬入分）にかかるごみ処理原価を集計すると表 7 - 14 のとおりになった。

この表のとおり、平成 13 年度に自己搬入された量をもとに 1 t 当たりの処理原価を計算すると、焼却・破砕に関するものが 11,642 円 / t、埋立に関するものが 2,190 円 / t となっている。一方で、焼却・破砕及び埋立に関するごみ処理手数料は過去 2 回の料金改定があるものの、焼却・破砕が 7,000 円 / t、埋立ではがれき類が 3,000 円 / t、その他が 5,000 円 / t となっている。

したがって、処理量のほとんどを占める焼却・破砕部門においては、単位当たり処理原価と比較して受け取る処理手数料の単価は低く、埋立部門に比べて原価回収がなされていないといえる。

また、1 日平均排出量 50 k g 未満の事業所から排出されているごみについては、家庭系ごみと一緒に一般ごみとして回収されている。よって、実質的には家庭の一般ごみと同様、指定袋 1 枚当たり 15 円（大袋）の「ごみ処理手数料」のみが収受されているものの、その収集量は約 53,000 t と推計されている。

事業系一般廃棄物の処理責任が事業者にあることからすれば、減量化の具体的な施策と併せて、市が処理をしている事業系一般廃棄物の実態調査をふまえながら、家庭廃棄物と一緒に市が収集している一般ごみと自己搬入ごみの処理コストを適切に把握し、それに見合う「ごみ処理手数料」の収受を検討すべきと考える。ただし、不法投棄、中小事業者への配慮等諸要因も考慮しなければならない課題もある。

現在、検討委員会を設置し、今後のごみ施策の検討が着手されている。これらの課題を克服して、安定した市民サービスの提供がより充実することを期待したい。

表 7 - 14 平成 13 年度の事業系一般廃棄物（自己搬入分）にかかるごみ処理原価

平成13年度の事業系一般廃棄物（自己搬入）にかかったごみ処理原価

（単位：千円，t）

	破砕部門		焼却部門（ 1 ）		再資源化部門		埋立部門		合 計	
	処理量	支出金額	処理量	収支金額	処理量	収支金額	処理量	支出金額	処理量	金額
一般ごみ			307,659	3,086,864					307,659	3,086,864
粗大ごみ	3,040	53,430	4,649	46,645	654	7,706			8,343	92,369
焼却灰							101,599	222,523	101,599	222,523
その他	810	14,236	5,273	52,906	174	2,050	966	2,116	7,223	67,208
資源化物			3,090	31,003	9,445	111,290	4,121	9,026	16,656	71,261
自己搬入	14,253	250,504	174,260	1,748,419	1,676	19,748	7,452	16,321	197,641	1,995,496
産業廃棄物	7,213	126,772	40,028	401,617	1,763	20,773			49,004	507,615
他市町村受入	128	2,250	25,975	260,617	59	695	36,896	80,810	62,930	340,732
合 計	25,444	447,191	560,934	5,628,071	13,771	162,263	151,034	330,796	751,183	6,243,795



（ 2 ）	支出内訳 金額（千円）
一般ごみ	122,049
粗大ごみ	1,844
焼却灰	
その他	2,092
資源化物	1,226
自己搬入	69,129
産業廃棄物	15,879
他市町村受入	10,304
合 計	222,523

部門別 自己搬入 単 価	破砕・焼却部門	
	金額計	2,048,303 千円
	量計	175,936 t
	単価	11,642（円/t）

埋立部門	埋立部門	
	金額計	16,321 千円
	量計	7,452 t
	単価	2,190（円/t）

手数料	7,000（円/t）
-----	------------

手数料	手数料	
	がれき	3,000（円/t）
	その他	5,000（円/t）

- （ 1 ） 焼却部門の収支金額については、支出額より発電事業収支268,122千円、熱供給事業収支26,658千円を差引いて計算している。
- （ 2 ） 埋立部門焼却灰の支出内訳。

## ．国際協力及び環境啓発事業関連

### 1 . 「 I G E S 」北九州事務所への補助金等

( 結果報告書 P.34 ．国際協力及び環境啓発事業関連 1 . 国際協力事業 ( 3 )

「 I G E S 」北九州事務所への補助金等 参照 )

「 I G E S 」北九州事務所は平成 13 年度包括外部監査において監査対象の一部とされており、監査に付随する意見として若干の指摘が行われている。今回の監査を実施するに当たり、当該指摘事項のフォローアップを行った。

平成 13 年度における指摘事項を要約すると次のとおりである。各科目の予算額に対応した会計システムが構築されていないことを主要因として各科目の予算額と決算額とに大きな差異がある。このため、補助金とリンクした形の会計システムを構築する必要がある。

また、環境局の環境国際協力室は、平成 12 年度「 I G E S 」北九州事務所補助金精算書入手し、予算金額を確定している。平成 12 年度は、北九州イニシアティブ実施事業の前倒しという例外的な事象が発生し、予算と実績の差額が大きなものとなることから、事前に内容の検討・協議を行っている。しかし、確定に当たっては、元帳の入手や次年度以降の予算の編成につながっていくような一定の手続を設ける等の措置が必要である。

このような指摘事項に対して次のような現状がある。平成 13 年度から本部元帳と「 I G E S 」北九州事務所の管理簿を照合して、期中の予算執行状況を管理している。

また、当年度より北九州事務所独自で予算の執行状況につき管理表を作成し、執行残高の管理を行っている。

補助金額の確定に際しては、関係書類の提出により内容を確認し、次年度予算編成の資料としても利用するよう努めている。

以上より、平成 13 年度における指摘事項は適切に措置されていると考えられる。

## 2. 北九州市環境ミュージアムに関する事務の執行

( 結果報告書 P.36 . 国際協力及び環境啓発事業関連 2. 北九州市環境ミュージアムに関する事務の執行 参照 )

### ( 1 ) 特命による随意契約に係る契約金額

特命による随意契約の場合、見積もり合わせは必要とされていない。したがって、市とC社との委託契約は特命による随意契約のため見積もり合わせは当然に行われていない。

しかし、特命による随意契約であっても、同業他社がある場合には見積もり合わせの作業を行うことは必要であると考え。上記の特命理由のなかに、環境教育・インタープリター育成業務に精通した業者が市内にいないことがあげられているが、同様の業務を行っている業者はインターネットのホームページを検索した結果では、市外に数社あるようである。

ここで、同業他社がある場合には特命としないことも考えられるが、事業の一貫性等、効率的な業務の遂行という観点からは一定の業者に対して特命による随意契約を交わすことも経済的には合理的な行動として認容されうるものと考え。その場合には、金額的に最少のコストで実施していることが前提となる。

委託内容と成果物の内容に鑑み、今回の委託金額が不当に高額であるとは考えられないが、契約に当たってはできる限りの情報を収集し、最少のコストで最大の効果をあげていることを立証できるだけの資料を整備すべきと考える。

### ( 2 ) 委託契約形態

「環境整備協会」からの再委託については、調査時点で判明しているだけで、人件費で1件 11,933 千円、物件費の委託料で7件、5,288 千円が再委託されている。これに対して、「積算基礎」に記載された委託料積算基礎の金額はそれぞれ、11,574 千円、20,000 千円となっており、両者を合わせた金額では現時点で 14,353 千円が未使用となっている。なお、未執行分についても契約、執行の予定である。

このことに関して、「ミュージアム」運営に関する年間予算がどのようになっているのか質問したところ、平成 14 年度予算要求書により認められた予算額を計上しており、当該予算額に基づいて年間の委託料を算出し契約を行っているとのことであった。

市と「環境整備協会」との契約では実費精算を行うことはされていない。この場合、再委託金額の多寡いかんによっては、監査の結果で述べた人件費に関する抑制効果が相殺されてしまうことも考えられる。「環境整備協会」へ委託を行うことが合理的であるのか、市が直接運営したほうが合理的であるのか、現時点では判断できない。

委託契約の締結に当たっては、委託を行うことに関する合理性を判断した上で契約意思決定を行う必要があると考えられる。たとえば委託に当たり一定の業務内容を詳

細に示し、これに対する標準コストを算定し、コスト削減効果をあげた場合にはインセンティブを与える等（独立行政法人的手法）、新しい委託形態も今後の検討課題としてよいのではないかと考えられる。

### （３）「ミュージアム」開設に対する反応と運営改善

「ミュージアム」では展示内容や運営改善の資料とするために、来館者に対して継続的なアンケート調査を実施している。そこで、調査日までに「ミュージアム」に返送されたアンケート回答を閲覧し、質問することにより、その内容とそれに対する対応の状況について検討した。

検討の結果は以下のとおりである。アンケート結果は概ね好意的であり、非常に高い評価を与えているものが多かった。このような「ミュージアム」の展示及び運営に関する高い評価は、監査人が視察を行った感想、及び、監査人視察時の他の来館者の反応等から、率直に肯定されるものと考えられる。

ただし、多くのアンケートが学校の担任教師等の代表者が取りまとめた結果として送ってきているものが多い。このことから、児童生徒一人一人の感想を全て表しているとは言い切れないのではないかという懸念がある。アンケートは「ミュージアム」にとって運営改善のヒントとなる貴重な意見を表すものであるから、できるだけ個々の生の意見を聴取できるようにすることが望ましいと考える。しかしながら、来館者全てのアンケートをとることは煩雑であり、事務的にも負担が大きい。問題となるのは「ミュージアム」に対して否定的な意見であり、このような意見は表面化しにくい。運営改善のもととなる事項を含んでいることも多いと考えられる。したがって、そのような意見をいかに取り込んでいくかが今後の「ミュージアム」運営にとって重要と考えられる。一案としては、インターネットの電子メールを利用したアンケートや投書箱のようなものを設置することが考えられる（なお、現在の「ミュージアム」のホームページ上にはこのようなメール送付先は公開されていない）。

## ．環境産業推進事業関連

### 1．エコタウン事業

(結果報告書 P.43 ．環境産業推進事業関連 1．エコタウン事業 参照)

進出企業の業務、経営状況等の実績報告及びモニター方法について改善提案をした  
い。

エコタウン進出企業からの業務、経営状況についての定期的な報告の制度は特にな  
い。環境局の環境産業政策室が、都度、進出企業と打合せ、指導・助言を行っており、  
事業の進捗状況、経営状況等については把握しているとのことである。なお、市が出  
資しているJ社からは決算書を入手しているが、他の会社からは入手はされていない。

エコタウン進出企業の経営責任は、当然第一義的には当該企業にある。しかしなが  
ら、エコタウン事業にはインフラ整備や進出企業に対する補助金の交付等多額の資金  
が投入されている。

行政としても、これら環境産業政策を積極的に推進している立場から、各社の経営  
上の問題、例えば当初の事業計画では想定していなかった事象による経営の悪化等  
の問題が生じ、仮にエコタウン事業全体にまで及ぶようなことがあれば、市の政策責任  
が問われる恐れがないわけではない。

このように市のエコタウン進出企業の経営に対する関与度合が他の民間企業に対  
するものよりは、深いと思われることを考慮すると、定期的に進出企業からの事業の  
進捗状況、経営状況等をモニターし、その内容を記録しておくようにすべきであると  
考える。

## ．環境保全・研究事業関連

### 1．環境科学研究所

(結果報告書 P.46 ．環境保全・研究事業関連 1．環境科学研究所 参照)

#### (1) 在庫管理書類についての検討

薬品管理に当たっては、ア．危機管理上、手持在庫量を最低限にするとともに、イ．円滑な業務推進のための量は確保する。また、ウ．使用量の確認、エ．二重買いの防止、オ．薬品納入及び会計処理の連動による事務処理の効率化等が求められる。

環境科学研究所では少量の薬品を多種類にわたって使用するため、受払表を一覧形式で作成した方がより使いやすく、事務量も少なく済むとのことであるが、受払表は一品ごとに(繰越)(増加)(減少)(残高)欄を設け、記載されるのが原則である。

現在作成されているものは、在庫表と受払表が一表に記載されており受払いの明瞭性が乏しく、在庫表と受払表は別に管理すべきである。

#### (2) 薬品への接近についての検討

薬品等の現物の保管状況については整理されており、劇物・毒物等は専用の保管庫に鍵をかけて管理されている。夜間及び休日には、施錠及び警備システムの作動により建物に外部からの侵入はできず、更に保管庫は施錠し、二重の対応をしているが、平日は、劇物・毒物保管庫のみの施錠であり、建物、部屋への侵入はガードがかかっておらず、盗難等による問題も出てくるのではないかと思われる。

## ・廃棄物発電事業関連

### 1. 廃棄物発電特別会計

(結果報告書 P.48 ・廃棄物発電事業関連 1. 廃棄物発電特別会計 参照)

(1) 平成 14 年度において、発電設備に係る一般会計、特別会計費用按分比率の見直しを行ったが、微細な変更であったため、結果的に採用されなかった。

売電比率は毎年変動するものであり、廃棄物発電特別会計に負担させるべき費用の正確な算出という意味合いからは毎年度見直しを実施するべきである。

経費算定の考え方として、廃棄物発電特別会計は、ごみ焼却及び発電という従来全体を一般会計で運営していた一体の事業について、次の考え方に基づき売電に係る部分のみを特別会計として運営している。

#### 工事費等

ア．発電機に係るオーバーホール、修繕経費を各工場の売電比率により按分。

イ．皇后崎工場建設に係る経費のうち、売電に係る経費を売電比率により按分。

#### 人件費

ア．7 名分の人件費を売電事業に係る相当人数として負担。

#### 運営費

ア．運営管理委託料は売電に必要な要員割合及び売電比率により委託料を按分。平成 13 年度 新門司(4.4%) 日明(6.3%) 皇后崎(14.5%)

イ．機器保安関連委託(冷凍機保守、エレベーター保守、工場清掃)について、総床面積に占める発電施設面積に売電比率を乗じて算定。

ウ．皇后崎工場運転に必要な経費うち、ガス代(都市ガス)については全額特別会計で負担し、工業用水料金、下水道料金については売電比率を乗じて按分。

表 8 - 1 平成 14 年度の発電設備に係る一般会計、特別会計費用按分比率（案）  
（単位：％）

工場名	新門司	日明	皇后崎	
			蒸気タービン	ガスタービン
売電比率	26.0	54.0	78.0	100.0
床面積比率	1.0	4.0	5.0	
事務的経費比率	1.0	4.0	7.0	
特高変電所比率		54.0	50.0	

上記の経費按分の考え方は殆どが売電比率によっている。平成 14 年度の費用按分率（案）によると売電比率が下がっており、現在のところ売電比率に基づいて一般会計と特別会計で負担するのが最も合理的であると考えられる。

( 2 ) 平成 7 年度より廃棄物発電特別会計に移行した。工場建設が長期にわたっているため、全体事業費の一般会計と特別会計に区分されているまとめ表の按分計算の妥当性検討について按分資料を検討した結果、ガスタービン部分が複雑なこともあり、再度の検証が短期間では困難な状況である。今後、発生する皇后崎工場における一般会計と廃棄物発電特別会計の按分計算のマニュアル化が必要である。なお、取りまとめ表で工事ごとに区分されている平成 4 年から平成 10 年までの皇后崎工場建設事業における全体事業費 34,477 百万円は、一般会計 31,237 百万円、特別会計 3,240 百万円である。

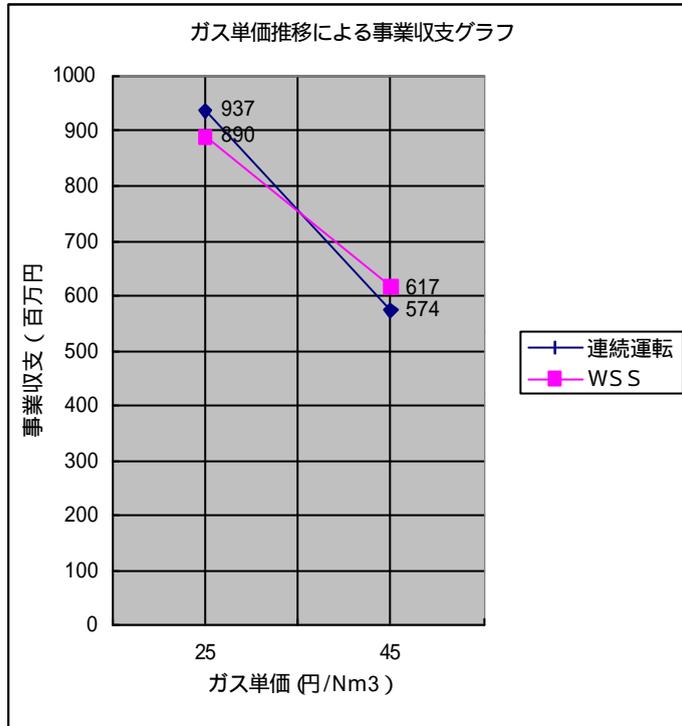
( 3 ) スーパーごみ発電については、平成 12 年度までは連続運転をしていた。しかし都市ガスの仕入単価が高くなったため、連続運転より W S S ( Weekly Start and Stop ) 運転の場合の方が有利になると考えられる。

表 8 - 2 平成 13 年度におけるガス単価推移による運転方法検討

項目	事業収支（百万円）	
	ガス単価（円/N m <sup>3</sup> ）	
	25 円	45 円
連続運転	937	574
W S S 運転	890	617
差額	47	43

（注）事業収支は（売電 - ガス料金）をいう。

表 8 - 3 ガス単価推移による事業収支グラフ



ガス単価が 25 円/N m<sup>3</sup>の場合と 45 円/N m<sup>3</sup>の場合における収支見通しを算出した結果、ガス料金が 35.5 円/N m<sup>3</sup>の時に連続運転とW S S 運転の事業収支が一致するという結論になった（連続運転でもW S S でも事業収支は同じ）。

現在の売電単価に変更のない限り、コスト的にはスーパーごみ発電の運転方法は、W S S 運転の方が連続運転よりも有利であると判断されるが、W S S 運転は機械を 1 週間に一度停止するため、連続運転するよりも機械の損耗が激しくなることは否めない。そのため、運転方法については総合的な検討が必要と思われる。

．その他

1．環境債

（結果報告書 P.54 ．その他 1．環境債 参照）

（1）市債は借入先ごとに、また年度ごとにも利率にかなりばらつきがあり、現在の市場金利に比して高くなっているものもある。可能な限り繰上償還の手続きがとられているとのことであるが、今後も継続して国等への要望活動が必要と思われる。

（2）地方自治体の年度末市債残高は、出納整理期間中の起債及び償還も加味して、年度末の残高を算出する。したがって、公債台帳を単純に合計しても、年度末の市債残高にはならない。

この状況から、国以外の外部機関との一定時点における残高算出が複雑化したり、年度末に財政当局が作成する各種決算書を作成する場合も、これらの調整が必要となる。

法改正等の整備が前提となるが、今後自治体において、企業会計方式が採用されるようになれば、かかる事務の煩雑さが解消される。

## 2. 環境局が所管する土地・建物の状況

(結果報告書 P.56 .その他 2.環境局が所管する土地・建物の状況 参照)

表9-1の物件については、環境局の行う本来の事務事業とは関連性の低い行政財産であるものと判断される。本来行政目的事務を行っている部局に所管換えすべきである。

この土地は、新門司清掃工場を建設する際に、地元市民への還元施設として、環境局が、昭和52年度、53年度に取得したものである。

一方で、この土地に建設されている施設の建物は他部局の所管となっている。

新門司老人福祉センター・新門司温水プール用地の取得当初の協議によれば施設供用後、土地についても適切な時期に所管換えすることとなっている。現地の土地を管理する上で、不法使用、占拠がないか適宜、巡回が必要である。公用又は公共用に供しており、市が所有することに変わりはないが、所管は施設一体として行うべきである。

表9-1 環境局所管の事務事業と関連性の低い行政財産

財産の種類	施設名称	所在地	面積 (㎡)	施設の種類	摘要	
行政 (土地)	新門司老人福祉センター	門司区 新門司 3丁目 5番地	26,265	老人福祉施設	老人福祉法に定める事業	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例
	体育施設			スポーツにより心身の健全な発達を図る目的	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例	

### 3. 環境局が所管する未利用土地の状況

(結果報告書 P.58 .その他 3.環境局が所管する未利用土地の状況 参照)

一般的に、行政が事業を遂行する上で、取得した土地が事業の進捗状況により一定期間利用されない場合がある。また、組織等の見直しの中で施設の統廃合があれば利用されていた土地が未利用になることが多い。

一方で、使用の見込みのない財産については、早期に処分されることが望まれる。しかし、昨今の不動産市況を鑑み、売却による早期処分は困難であり、当面の間、所有し続けることは止むを得ない面もある。

ただ、行政目的の効果達成のために資さないと判断される土地については、取扱いを統一し、より効率的な処分・使用を促進するようにすべきである。

したがって、これらの未利用土地については用途廃止手続を行い、市有財産を総括的に管理する財政局財産活用推進課等に所管換すべきと考えられる。

また、未利用土地の状況は、広く市民に公開されるべきである。現在、この未利用の状況は、市民に対して、面積、発生の理由、今後の方向付け等ある程度、公開されている。平成14年11月現在、北九州市ホームページに公開されているものは表9-2の2に該当する物件である。

当該公表資料は、平成11年の7月の段階で調査し、平成12年6月及び平成13年3月の記者発表で公表されたものである。その後、情報の追加・更新はなされていないが、現在、最新情報の公表に向けた調査・検討作業が行われている。今後も取組を継続し、より一層情報公開を推進し、有効活用に結び付けていくよう努力されたい。

なお、この公表資料には土地の評価額についての情報は掲載されていない。土地の評価額は市あるいは市民にとって土地の未利用の状況を把握する上で参考となるはずである。

ここで、環境局が所管する231千㎡の未利用土地について、路線価等を適用して現在の土地の概算評価額を算定した。この結果、下表のとおり、環境局の所管する未利用の土地はおよそ1,780百万円ある。この中には山林として緑地保全等の目的で市が保有することに合理性や意義のあるものも含まれるため、これらを除いた、利用、処分が可能な土地を抽出すると、42千㎡1,777百万円となる。

財政事情が厳しい中、歳入の確保、市債発行額の抑制等を図るためにも、利用予定がない土地については、周辺地域の環境や不動産市況等に配慮しつつ、できるだけ早い時期に処分することが望まれる。

表9 - 2 未利用土地概算評価額

(単位: 千㎡, 百万円)

番号	所在地	地目	面積	概算評価額	1	摘要
1	小倉南区長行	山林外	155	3	2	
2	小倉北区親和町	宅地	3	165	2	
3	八幡西区船越	原野	20	551	2	
4	八幡東区春の町	宅地	6	438		
5	小倉南区 沼	宅地・田	8	271		
6	戸畑区福柳木	宅地	5	352		
7	八幡西区永犬丸	山林外	34	0		
		計	231	1,780		

1 概算評価額は、原則として路線価を採用し、土地の形状等、個別の事情を勘案し、若干、調整した上で試算した(不動産鑑定評価などの正式な評価を行った額ではない)。

なお、路線価を採用できない山林については、20円/㎡として算出している。

2 ホームページ等で未利用の状況が公表されているもの。

#### 4 . 環境局が所管する物品の管理

( 結果報告書 P.60 . その他 4 . 環境局が所管する物品の管理 参照 )

物品管理は資産の保全、冗費の抑制等のために必要な事項であるが、管理担当者の責任と事務を過大にさせては実効性がともなわないばかりか、時間と手間を要し、管理の趣旨としての経費の節減に反することになる。その意味では物品管理を効率的に実施することが要請される。物品管理は環境局だけに限らず、行政上の全体的な課題でもある。

また、将来的には、物品管理上で、把握している情報はバランス・シート作成等財政状況を把握する上で重要な計算基礎となるものと考えられる。

現行の管理台帳は、物品の適切な保全や、事務の効率化を図るため一件一葉のカード方式を採用しているが、昭和 40 年代に制定された方法である。現在まで何度か見直しが行われてきたが、実効性の面で次のような限界があると思われる。

- ( 1 ) 台帳は課別、種類別に綴られており、また、現物には整理 シールを貼付し識別することにより台帳記載内容との照合が可能となっている。しかし、実際の照合作業を行うには、使用場所の配置が不明である等困難な場合がある。
- ( 2 ) 手書き用紙の綴りであり、更新、検索や集計に効率性を欠いている。
- ( 3 ) 購入手続と台帳作成の両方を行う必要があり非効率となっている。

そこで、パソコンの表計算アプリケーションを使用する等 I T ( 情報技術 ) の導入に努めることが望ましいと考える。平成 16 年度を目標に総合財務会計システムの再構築の中でデータベースの構築を検討している。その際に、このような問題について検討されることが望まれる。

## 5 . 社団法人北九州市衛生総連合会に対する補助金等

( 結果報告書 P.62 . その他 5 . 社団法人北九州市衛生総連合会に対する補助金等 参照 )

市は衛生協会連合会本部に業務委託を行っている。その委託業務の主な内容は、ごみステーション管理補助金交付事務、ごみステーション集積容器等設置補助金交付事務及びステーション美化推進業務である。平成13年度の委託費は8,000千円である。

この契約に関し、委託仕様書・積算資料等を閲覧した。その結果、委託業務契約における予定価格の積算において、積算の内訳と委託している業務内容との関連が明確でない点が見受けられた。

すなわち、費用対効果を志向した委託をするために、委託内容と積算内容の関連をより明確にした精度の高い積算が望まれる。

## 6. 財団法人北九州市環境整備協会への委託

### (1) 概要

環境関連事業の主な委託先である「環境整備協会」の概要は次のとおりである。

#### 事業内容

- ア．環境分析・検査（水質、廃棄物、大気、土壌、環境関係）
- イ．法定検査（水道法に基づく簡易専用水道の維持管理検査、浄化槽法に基づく浄化槽の新設検査及び維持管理検査）
- ウ．各種環境サービス（環境衛生思想の啓蒙普及活動、研修会、講演会の実施）
- エ．粗大ごみ・引越ごみ収集の電話受付
- オ．家具・衣類・本等のリサイクル
- カ．日明工場の運転業務
- キ．家庭ごみの収集
- ク．環境ミュージアム維持管理業務

事業ごとの収支決算の状況

表9 - 3

(単位：千円)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
ア. 検査事業収入	58,200	58,645	58,619
分析受託事業収入	200,538	231,823	186,841
小 計	258,738	290,468	245,460
検査事業費	177,855	193,523	182,626
差 額	80,883	96,945	62,834
(差 益 率)	(31.3%)	(33.4%)	(25.6%)
イ. 廃棄物処理施設業務 受託事業収入	229,740	230,880	234,576
" 受託事業費	170,971	169,684	175,853
差 額	58,769	61,196	58,723
(差 益 率)	(25.6%)	(26.5%)	(25.0%)
ウ. 粗大ごみ受託事業収入	94,655	118,436	123,232
" 受託事業費	91,096	105,461	103,052
差 額	3,559	12,975	20,180
(差 益 率)	(3.8%)	(11.0%)	(16.4%)
エ. ごみ収集受託事業収入	452,938	497,800	596,256
" 受託事業費	433,492	475,007	547,908
差 額	19,446	22,793	48,348
(差 益 率)	(4.3%)	(4.6%)	(8.1%)
ア～エ 差 額 合 計	162,657	193,909	190,085
管 理 費	85,715	84,260	101,152
(管理比率)	(52.7%)	(43.5%)	(53.2%)

響灘処分場周辺海水水質分析料 15 百万円含む  
区域拡大によるもの

事業ごとの収支状況は、上記のとおりである。「環境整備協会」の収入の大半は、北九州市からの委託業務であり、その収入から発生した事業収支差額の合計は、平成 11 年度は 163 百万円であるが、平成 12 年度は 194 百万円、平成 13 年度は 190 百万円と収入の増加とともに増加している。事業収支差額の 49.6% (3 年間平均) が管理費として使用され、その金額は増加傾向にある。

管理費内訳推移表

表 9 - 4

(単位：千円)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
役員報酬	2,987	2,987	1,734
給料	13,248	13,562	22,869
手当	12,654	11,000	12,984
賃金	-	693	1,196
退職金	-	-	1,423
退職共済掛金	2,681	2,681	2,668
福利厚生費	11,793	11,813	15,994
光熱水費	1,186	1,198	1,277
使用料及び賃借料	1,777	1,437	1,415
諸謝金	1,816	1,532	1,512
租税公課	31,126	29,532	32,287
雑費	1,499	2,377	1,114
その他の管理費	4,948	5,448	4,679
計	85,715	84,260	101,152

平成 12 年度、平成 13 年度との比較を容易にするため、福利厚生費の中には、福利厚生会繰入金 9,070 千円を含めている。

( 2 ) 引当金

退職給与引当金、減価償却費及び諸引当預金の状況は次のとおりであった。

表 9 - 5

(単位：千円)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
退職給与引当金	14,406	15,290	21,413
退職給与引当預金	113,000	75,000	81,193
減価償却累計額	72,530	83,865	89,417
減価償却引当預金	24,000	73,128	73,128
建物建設積立預金	1,000	201,000	201,000
車輛購入積立預金	-	32,000	44,000

「環境整備協会」の一般職員の退職金は「退職手当支給規定」に則り、退職の日の要支給額が支給されるが、別に特定退職金共済制度からも支給されることになっている。

したがって、公益法人の会計においても、期末時点における退職金要支給額から共済制度より給付される金額を除いた残高が、引当てられている必要があると思われる。

平成 13 年度末では、23,443 千円引当不足が生じていた。

表 9 - 6 (単位：千円)

平成 14 年 3 月末	退職金期末要支給額	81,686
”	退職金共済給付額	36,830
差引	「環境整備協会」としての要引当額	44,856
平成 14 年 3 月末	引当額	21,413
差引	引当不足額	23,443

一方、退職金を支給するために留保された資金は、本来、上記 44,856 千円になるはずであるが、「退職給与引当預金」として 81,193 千円留保され 36,337 千円多く計上している。

減価償却引当預金は、必ずしも引当てが強制されているわけではないが、減価償却累計額 89,417 千円に対し、73,128 千円であり、やや少なく計上されている。

建物建設積立預金 201 百万円について、その積立目的等について説明聴取を行ったところ、現在の建物が老朽化しているため、建設、移転に備え留保しており、現在の建設費用等の見積りは約 3 億 7 千万円とのことであった。しかしながら、規制的な積立が行われているわけではなく、平成 12 年度に積み立てられ、平成 13 年度では行われず、積立の計画性が明瞭とは言い難い状況である。

これら分析は、「環境整備協会」の決算書をもとにした環境局の担当課への質問といった限定的な手続によっている。そのため、全体的な結果を述べることはできないが、決算書は事業がどのように実施されているか判断するための不可欠な書類となるものである。したがって、環境局は、「環境整備協会」に対し、引当金の計上基準について、会計方針を明確にし、それに準拠した決算書の作成をするように指導・監督が必要と思われる。

### 第3．環境施策に関する全般的な意見

#### 1．環境会計を取り入れた ISO14001 の有効利用

##### (1) 概要

###### ISO14001

ISO14001 は、平成8年9月に国際標準化機構（ISO）によって制定された「環境マネジメントシステム規格」である。

このシステムの概要であるが、組織が自ら環境方針及び目的を定め、その実現のための計画(Plan)を立て、それを実施及び運用(Do)し、その結果を点検及び是正(Check)し、更に次のステップを目指した見直し(Action)を行うというPDCA サイクルを確立することにより、環境マネジメントシステムを継続的に向上させ、環境に与える有害な負荷を減少させることをねらいとしている。

財団法人 日本規格協会（環境管理規格審議委員会事務局）によると、平成14年10月末現在 10,361 件の登録がなされており、地方自治体においても 397 件登録されている。

###### 北九州市の ISO14001

北九州市の ISO14001 はアジェンダ 21 北九州の中で組み込まれており、本庁舎（議会棟を除く）を適用範囲として平成12年3月に ISO14001 を認証取得した。環境管理統括者（市長）をトップとした環境組織を構築し、平成14年度を目標年度とした環境目的・目標を設定して、本庁舎内における環境保全活動に取り組んでいる。そして、これらの取組の進捗状況については、「ISOnews」の発行という形で、年に1回 ISO14001 環境管理事務局から市の職員に対してイントラネットを通じて公表するとともに、市のホームページを通じて市民にも公表している。

なお、北九州市で設定した環境目的・目標及び平成13年度までの取組の進捗状況は後述する表 10 - 1 ~ 2 の形で公表されている。

表 10 - 1 平成 13 年度における取組のまとめ（使用量）

区分	項目	単位	基準年 (平成 11 年度)	平成 12 年度 実績	平成 13 年度 実績	平成 13 年度 目標	評価
省I社* -・省資源	電気	千 kwh	6,929	6,545 ( 5.5%)	6,316 ( 8.8%)	4%	☺
	ガス	千m <sup>3</sup>	589	533 ( 9.5%)	493 ( 16.3%)	4%	☺
	水道	m <sup>3</sup>	46,717	46,403 ( 0.7%)	42,130 ( 9.8%)	4%	☺
ごみ 減量・ 資源化	コピー用紙	千枚	23,386	26,957 (15.3%)	33,411 (42.9%)	±0%	☹
	一般廃棄物	t	153	145 ( 5.2%)	138 ( 9.8%)	10%	☺
グリーン 購入	グリーン製品	%	36.9	41.1 (4.2%)	43.2 (6.3%)	3%	☺
	リサイクル用紙	%	ほぼ達成	ほぼ達成	ほぼ達成	100%	☺
	PET リサイクル品	%	-	88.9	96.7	100%	☺
公用車	ガソリン	k l	166	151 ( 9.0%)	172 (3.6%)	適正管理	☺
	低公害車	台	17	22	75	導入促進	☺
意識改革	5 分間清掃	人	312	1,332	634	積極参加	☺

( ) は削減を示す。

表 10 - 2 C O 2 排出量及び経費の削減効果

区分	項目	二酸化炭素の排出量 ( C O 2 t )			経費の削減 ( 千円 )	
		基準年 (平成 11)	平成 12 年度 実績	平成 13 年度 実績	平成 12 年度 実績	平成 13 年度 実績
省エネ・ 省資源	電気	3,048.7	2,879.7 ( 5.5%)	2,779.0 ( 8.8%)	13,300	17,558
	ガス	1,383.0	1,250.3 ( 9.6%)	1,156.7 ( 16.4%)	1,400	1,682
	水道	27.4	27.2 ( 0.7%)	24.7 ( 9.9%)	1,860	3,330
	小計	4,459.1	4,157.2 ( 6.8%)	3,960.4 ( 11.2%)	13,760	22,570
ごみ減量 ・資源化	北°-用紙	-	-	-	18,00	5,230
	一般 廃棄物	134.5	127.2 ( 5.4%)	121.8 ( 9.4%)	60	153
	小計	134.5	127.2 ( 5.4%)	121.8 ( 9.4%)	1,740	5,077
公用車	ガソリン	389.2	353.2 ( 9.2%)	403.3 ( 3.6%)	1,490	683
計		4,982.8	4,637.7 ( 6.9%)	4,485.5 ( 10.0%)	13,510	16,810
削減量		-	45.1	497.3	-	-
累計		842.4			30,320	

( 2 ) 環境会計の導入について検討

市役所における環境保全活動と環境会計

ア．自治体が行う環境保全活動のあるべき姿

自治体実践する環境保全活動において重要なことは、市民あるいは事業者の模範となるよう率先して行うことにある。

北九州市の ISO14001 における環境方針の基本理念には以下のような文言が記載されている。

『今日の環境問題解決のためには、市民、事業者、行政の 3 者が自主的かつ着実に環境問題へ取り組むことが必要です。このため、市役所として率先実行計画を一步進め、「市役所からはじまるエコオフィスへの挑戦」をテーマに、環境管理の国際規格である「ISO14001」の認証を取得することで、確実に継続的な取組を推進します。

この取組を通じて、市職員の環境に対する意識の醸成、確実に実行できる仕組みづくりを行い、市役所から市民、事業者へと、この活動を拡大することで、21 世紀に向け、市全体が環境と共生する「環境未来都市北九州」の実現を目指します。』

この基本理念は自治体として環境問題にどう取り組んでいくべきかということ  
を端的に表しており、非常に評価できるものである。今後の課題は、この基本理念  
を如何に実践していくかであるが、その際、市役所としては ISO14001 で掲げた環  
境目標を達成するために努力することはもちろん、常に市民や事業者を意識し、ど  
のように活動を拡大していくかを念頭において環境保全活動を実施する必要があ  
る。つまり、市役所において実践している環境活動について市民や事業者に説明す  
ることとコストをかけない環境保全活動を実践することが重要である。

このような視点で北九州市の環境保全活動を見てみると、ISO14001 で掲げた目  
標についてはその達成度を明らかにするとともにそれによるコスト削減額を、前述  
のようにイントラネットやホームページで公表しているが、環境保全活動にどれだ  
けのコストをかけているのかという情報については公表していない。

この公表内容では、市民や事業者及び市職員が見ても取組による結果がわかるの  
みで、その取組にどれだけのコストがかかったのかが判らない。

市民や事業者に活動を広げるには、具体的な取組内容を明らかにして、それによ  
ってどれだけの効果があったのか、それにはどれだけのコストがかかるのかという  
情報が重要である。そのためのツールとして環境会計というものが最近注目されて  
きている。以下では、その環境会計を用いてどのように環境保全活動の取組結果を  
表すかを紹介する。

## イ．環境会計とは

環境会計は、企業等の環境保全への取組を定量的に評価するための枠組みの一つ  
と考えられている。環境会計は様々なツールが開発されているが、環境省では環境  
会計への取組を支援するために、環境会計に関する共通の枠組みを構築することを  
目的として、環境会計ガイドラインを取りまとめ公表した。現在、平成 14 年 3 月  
に公表された「環境会計ガイドライン(2002 年版)」が最新のガイドラインである。

このようなガイドラインが公表された結果、平成 13 年度の環境省「環境にやさ  
しい企業行動調査」によると、環境会計を公表している企業は 367 社にのぼってお  
り、更に多くの企業が導入を検討している。

そして、地方自治体においても、横須賀市での導入を最初として、東京都下水道  
局や岩手県等いくつかの自治体で導入が進んでいる。

地方自治体における環境会計は、現在のところ、大きく分けて自治体自身の環境  
保全活動に関するものと、自治体が行う環境施策に関するものがあるが、ここ  
では自治体自身の環境保全活動に関する環境会計を考える。

自治体自身の環境保全活動に関する環境会計は、環境保全活動によりどれだけの  
環境負荷を削減できたか、そしてそれを実現するためにどれだけのコストをかけた

かを明らかにして、その結果を外部に公表し、また、環境負荷削減のための内部管理資料として利用するというものである。

#### ウ．北九州市の環境保全活動の取組結果を環境会計で表す

自治体自身の環境保全活動に関する環境会計を北九州市の環境保全活動をもとに構築してみると、表 10 - 3 のようなものが考えられる。なお、空白部分については時間的に報告書作成時点では算定できなかったもの及び現在の情報だけでは算定不能であるものである。また、金額は平成 13 年度の単価ですべて算出しているため、実績値と異なる。

目的、目標、取組結果の効果（物量ベース）は、公表ベースである表 10 - 1 ~ 2 を利用している。次の効果（金額ベース）については、物量に平成 13 年度の各々の平均単価を乗じたものである。このように金額ベースで総量を明らかにする方が、よりイメージが湧きやすいというメリットがある。そして、このような効果がどのような取組によって発生したかを明らかにし、その具体的な効果を物量あるいは金額で表せられる。これにより、市民や事業者及び市職員は今後活動を実践する際の参考とすることができる。また、それにコストがかかるのであればその情報も併せて記載すると、より効率的な取組を選択できることになる。

この環境会計は、市民、事業者及び市職員に対して、北九州市の環境保全活動の取組結果を報告するという目的だけでなく、更に環境負荷を削減するための内部管理ツールとしても役立つ。以下では、コピー用紙使用量削減を例に検討する。

表 10 - 3

目的	目標（目標年度 14年度）	総量（物量ベース）								
省エネルギー・省資源の推進										
1 電気使用量の削減	平成11年度を基準として7%削減する。	<p>電気使用量 (千kwh)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>電気使用量 (千kwh)</th></tr> <tr><td>基準年 (H11)</td><td>6,929</td></tr> <tr><td>H12年度</td><td>6,545</td></tr> <tr><td>H13年度</td><td>6,316</td></tr> </table>	年度	電気使用量 (千kwh)	基準年 (H11)	6,929	H12年度	6,545	H13年度	6,316
年度	電気使用量 (千kwh)									
基準年 (H11)	6,929									
H12年度	6,545									
H13年度	6,316									
2 ガス使用量の削減	平成11年度を基準として7%削減する。	<p>ガス使用量 (千m<sup>3</sup>)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>ガス使用量 (千m<sup>3</sup>)</th></tr> <tr><td>基準年 (H11)</td><td>589</td></tr> <tr><td>H12年度</td><td>533</td></tr> <tr><td>H13年度</td><td>493</td></tr> </table>	年度	ガス使用量 (千m <sup>3</sup> )	基準年 (H11)	589	H12年度	533	H13年度	493
年度	ガス使用量 (千m <sup>3</sup> )									
基準年 (H11)	589									
H12年度	533									
H13年度	493									
3 水使用量の削減	平成11年度を基準として7%削減する。	<p>水使用量 (m<sup>3</sup>)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>水使用量 (m<sup>3</sup>)</th></tr> <tr><td>基準年 (H11)</td><td>46,717</td></tr> <tr><td>H12年度</td><td>46,403</td></tr> <tr><td>H13年度</td><td>42,130</td></tr> </table>	年度	水使用量 (m <sup>3</sup> )	基準年 (H11)	46,717	H12年度	46,403	H13年度	42,130
年度	水使用量 (m <sup>3</sup> )									
基準年 (H11)	46,717									
H12年度	46,403									
H13年度	42,130									
ごみの減量化・資源化の推進										
1 コピー用紙使用量の抑制	平成11年度の使用量を維持する。	<p>コピー用紙使用量 (千枚)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>コピー用紙使用量 (千枚)</th></tr> <tr><td>基準年 (H11)</td><td>23,386</td></tr> <tr><td>H12年度</td><td>26,957</td></tr> <tr><td>H13年度</td><td>33,411</td></tr> </table>	年度	コピー用紙使用量 (千枚)	基準年 (H11)	23,386	H12年度	26,957	H13年度	33,411
年度	コピー用紙使用量 (千枚)									
基準年 (H11)	23,386									
H12年度	26,957									
H13年度	33,411									
2 一般廃棄物の減量化	平成11年度を基準として15%削減する。	<p>一般廃棄物処理量 (t)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>一般廃棄物処理量 (t)</th></tr> <tr><td>基準年 (H11)</td><td>153</td></tr> <tr><td>H12年度</td><td>145</td></tr> <tr><td>H13年度</td><td>138</td></tr> </table>	年度	一般廃棄物処理量 (t)	基準年 (H11)	153	H12年度	145	H13年度	138
年度	一般廃棄物処理量 (t)									
基準年 (H11)	153									
H12年度	145									
H13年度	138									

取組結果				具体的取組内容（把握できるもの）			
総量（金額ベース）				取組内容			
単価（H13年度）	基準年（H11）	H12年度	H13年度	取組内容	コスト	効果（物量）	効果（金額）
18.6円/kwh	128,879千円	121,737千円	117,477千円	昼休みや残業時の不要な照明は消す	-	-	-
				OA機器等使用しない時はスイッチを切り、待機電力の削減に努める	-	-	-
				OA機器等の省エネ型への切り替えを図る	××千円	××kwh	××千円
				エレベーターを省エネ型に替える	××千円	××kwh	××千円
77.3円/m <sup>3</sup>	45,529千円	41,200千円	38,108千円	室内温度の適正管理を図る	-	-	-
				空調の効率化のため、直射日光が差し込む窓のブラインドを閉める	-	-	-
				空調機の吹き出し口には、物を置かない	-	-	-
				ボイラーの適正使用を図る	-	-	-
344円/m <sup>3</sup>	16,066千円	15,958千円	14,488千円	節水に努める	-	-	-
				トイレに擬音装置をつける	××千円	××m <sup>3</sup>	××千円
				給水圧の適正化によりクーリングタワーへの補給水量の減少を図る	-	××m <sup>3</sup>	××千円
A3 509円/締 B4 382円/締 A4 253円/締	14,206千円	15,771千円	19,201千円	資料の簡素化に取り組む	-	-	-
				両面コピーを徹底する	-	-	-
				ミスコピー用紙の裏面を使用する	-	-	-
				両面プリンターに変更する	××千円	××枚	××千円
15.3円/kg	2,340千円	2,218千円	2,111千円	分別廃棄を徹底する	-	-	-
				シュレッダー使用は重要文書に限る	-	-	-
				トナーカートリッジのリサイクルを推進する	-	-	-

目的	目標（目標年度 14年度）	総量（物量ベース）								
<b>グリーン購入の促進</b>										
1 環境配慮型製品の割合の向上	用品調達における環境配慮型製品の購入割合を平成11年度を基準として4%増加させる。また、品目数の増加を図る。	<p>グリーン製品購入率（%）</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>購入率 (%)</th></tr> <tr><td>基準年 (H11)</td><td>36.9</td></tr> <tr><td>H12年度</td><td>41.1</td></tr> <tr><td>H13年度</td><td>43.2</td></tr> </table>	年度	購入率 (%)	基準年 (H11)	36.9	H12年度	41.1	H13年度	43.2
年度	購入率 (%)									
基準年 (H11)	36.9									
H12年度	41.1									
H13年度	43.2									
2 古紙配合率の高い用紙類の使用促進	使用する全ての用紙類の古紙配合率を高める。	購入率100%ほぼ達成								
3 ペットボトル製品の購入割合の向上	技術系職員の作業服のペットボトル製品の購入割合を100%とする。	<p>ペットリサイクル品購入率（%）</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>購入率 (%)</th></tr> <tr><td>基準年 (H11)</td><td>88.9</td></tr> <tr><td>H12年度</td><td>96.7</td></tr> </table>	年度	購入率 (%)	基準年 (H11)	88.9	H12年度	96.7		
年度	購入率 (%)									
基準年 (H11)	88.9									
H12年度	96.7									
<b>公用車の適正管理</b>										
1 ガソリン使用量の抑制	公用車の適正運転（エコドライブ）を徹底する。	<p>ガソリン使用量（キロリットル）</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>使用量 (キロリットル)</th></tr> <tr><td>基準年 (H11)</td><td>166</td></tr> <tr><td>H12年度</td><td>151</td></tr> <tr><td>H13年度</td><td>172</td></tr> </table>	年度	使用量 (キロリットル)	基準年 (H11)	166	H12年度	151	H13年度	172
年度	使用量 (キロリットル)									
基準年 (H11)	166									
H12年度	151									
H13年度	172									
2 低公害車の導入割合の増加	公用車の低公害車の導入割合を増加させる。	<p>低公害車購入台数（台）</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>購入台数 (台)</th></tr> <tr><td>基準年 (H11)</td><td>17</td></tr> <tr><td>H12年度</td><td>22</td></tr> <tr><td>H13年度</td><td>75</td></tr> </table>	年度	購入台数 (台)	基準年 (H11)	17	H12年度	22	H13年度	75
年度	購入台数 (台)									
基準年 (H11)	17									
H12年度	22									
H13年度	75									
<b>施設及び設備の適正管理</b>										
1 特定フロン使用設備等の適正管理	本庁舎の空調機器及び公用車等の特定フロンの適正管理を徹底する。									
2 PCB使用機器の適正管理	PCB使用機器の適正管理を図る。									
<b>環境保全活動の推進</b>										
1 環境保全活動への意識の定着	「クリーン北九州」百万市民運動へ参加する。	<p>5分間清掃参加人数（人）</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>参加人数 (人)</th></tr> <tr><td>基準年 (H11)</td><td>312</td></tr> <tr><td>H12年度</td><td>1,332</td></tr> <tr><td>H13年度</td><td>634</td></tr> </table>	年度	参加人数 (人)	基準年 (H11)	312	H12年度	1,332	H13年度	634
年度	参加人数 (人)									
基準年 (H11)	312									
H12年度	1,332									
H13年度	634									

取組結果				具体的取組内容（把握できるもの）			
総量（金額ベース）				取組内容	コスト	効果（物量）	効果（金額）
グリーン購入額	××千円	××千円	××千円	用品調達指針が指定する環境配慮型製品を購入する	-	-	-
				用品調達以外で事務用品を購入する場合は、グリーン購入指針に従って購入する	-	-	-
ペットボトル製品購入額	××千円	××千円	××千円	新規・更新時における購入にあたっては、ペットボトル再生繊維を使用した製品を購入する	-	-	-
102円/1	16,932千円	15,402千円	17,544千円	公用車の適正運転を図る	-	-	-
				不要なアイドリングをやめる	-	-	-
低公害車購入額	××千円	××千円	××千円	公用車の購入にあたっては、低公害車の導入促進を図る	-	-	-

### (3) コピー用紙使用量の環境会計での管理

平成 12 年 3 月から ISO14001 に基づき環境保全活動を行ってきた中で、本庁内の職員の努力でほとんどの環境目標について達成されている。しかし、コピー用紙使用量については、目標を基準年度（平成 11 年度）の使用量を維持するという目標を設定したにもかかわらず、平成 13 年度時点で 33,411 千枚を使用しており、基準年度から 42.9%も増加しており、目標達成は難しい状況にある。

コピー用紙の使用量が増加している主な原因としては、多様化、高度化する市民サービスへ対応するために事務量が増加すること以外に、IT 化に伴う内容確認のための出力が増加すること、修正する度に出力すること等様々な原因が考えられる。これらのうち必要不可欠なもの以外のコピー用紙の使用量を削減するためには職員一人一人の意識を高めること及び削減の具体的方法を周知徹底することが重要である。

そのためには、まず、紙の使用量について、課ごとにどれだけ使っているかを正確に把握することにより、責任の所在を明確にする必要がある。そして、その際には紙使用量の増加に伴い、どれだけの紙使用関係コスト（コピーのトナー等）が増加しているかという視点から、物量ベースだけでなく金額ベースで表すことも重要である。それにより、職員一人一人が紙使用量の現状を認識し、それを削減しようという動機付けの第一歩になると考える。また、コピー用紙使用量削減のためにかかったコストも併せて把握すれば、如何に効率的に活動を行っているかを把握することも可能になるため、他部署が費用対効果を考えて実施するための参考とできる。

環境局環境管理課にヒアリングしたところ、平成 14 年度から用品の伝票処理が電算で行えるようになったことから、課ごとに正確な数量が把握できるとのことであった。早急に課ごとに比較できるような資料の作成が望まれる（表 10 - 4 参照）。

表 10 - 4

(単位：枚，円)

局・室名	課	規格	リース会社からの購入箱数	リース会社からの購入枚数 (A)	用品払出 締数	用品払出 枚数 (B)	カラーコピー機使用 枚数 (C)	紙使用量合計 (D = A + B + C)	印刷センター 印刷枚数 (内製化)(E) *2	紙使用量合計 (F = D - E)	単価	購入額	紙使用に付随するコスト (トナーカットリッジ等)	紙使用関係 総コスト
環境局		A 3	19	28,500	96	48,000	5,221*1	76,500	22,665	53,835	0.932	50,174		
		A 4	180	450,000	1,531	765,500		1,220,721	67,060	1,153,661	0.506	583,752		
		B 4	5	12,500	11	5,500		18,000	5,500	12,500	0.754	9,425		
		B 5	0	0	0	0			0			0		
.	.	.												
.	.	.												
.	.	.												
.	.	.												
.	.	.												
.	.	.												
合計		A 3												
		A 4												
		B 4												
		B 5												

(注) 数値は例示するためのもので実際のものではない。表は上半期で作成したもの。

\* 1 全てA 4と仮定する。

\* 2 本来、外部の印刷会社に委託していたものを経費削減のために内製化したものであり、紙使用量合計から控除する。

#### (4) 環境施策への環境会計の拡大

もう一つの環境会計として、自治体が行う環境施策に関する環境会計があるが、これについては平成 14 年度から本格導入された行政評価システムを有効に利用することにより構築が可能と考える。その場合には、結果指標や成果指標に具体的かつ有用な環境負荷量や環境指標を用いることが重要であるとともに、それにかかる支出額を明らかにする必要がある。

#### (注) 北九州市の行政評価の概要

北九州市では、平成 12 年度から平成 13 年度にかけて、試行的に行政評価手法を導入し、平成 14 年度からは本格的に導入が開始された。

ここで、行政評価とは、行政活動について、結果（何をしたか）や成果（問題・課題がどの程度解決されたか）を経済性、効率性、有効性の視点から測定又は予測・分析し、意思決定や事業内容の改善、見直し等に活用するものである。

北九州市の行政評価の特徴は、全ての施策・事務事業を評価するのではなく、各局がそれぞれの問題意識に基づき評価対象を選定する方法と、総務市民局が全市的な視点から評価対象を指定する方法の 2 通りの方法を用いることにより、主要なものについてのみ施策・事務事業を評価することになる。

この行政評価手法が軌道に乗ると、目標を定めて「結果」や「成果」ができる限り数量的に把握されることになるため、その達成度がより客観的に把握できることが期待できる。それにより、ア．市民本位の効率的で効果的な行政サービスの推進、イ．マネジメントサイクルの確立、ウ．市民とのコミュニケーション改革と行政活動の信頼性の向上、エ．職員の意識改革、政策形成に関する能力の向上が可能と考えられる。

## 2. 環境施策に関する結果の評価

平成 13 年度における市民意識調査の結果によれば、市の環境施策に関する市民の評価は「以前と比べてよくなった」項目（市政評価）で、「ごみ処理とリサイクル」が 4 年連続 1 位になり、「緑のまちづくりの推進」が前年度 3 位から 2 位になる等、非常に高い評価を得ていることがわかる。しかしながら、その一方で、「今後、もっと力を入れてほしい」項目（市政要望）の順位では、「大気・騒音・水質等の環境保全」の 8 位を最高として「ごみの適正処理とリサイクル」が 11 位、「自然環境の保全と整備」が 16 位となっており、市民の要望の順位は評価の順位に比べて相対的に低いものとなっていることがわかる。

現在行われている環境施策は、市が必要と認め、所定の承認手続きを経て適法に意思決定されたものである。この限りにおいて市の施策になんら問題ない。しかし、市民の要望が相対的に低い施策を実施するに当たっては、一般的に要求される以上に市民に対する説明責任が問われるものとする。特に、環境施策のなかでも国際協力事業等はその効果が見えにくく、市民にとっては評価が難しい。このような事業を遂行するに当たっては、施策の目標、遂行計画、結果等についてより具体的な説明を行うことが求められるであろう。

民間企業では経済活動を行うに当たり、Plan (P)、Do (D)、Check (C)、Action (A) の、いわゆる PDCA サイクルを用いて活動のコントロールを行っている。市が活動を行うに当たっても、このような活動統制が考慮されて次年度の活動が決定されている。

ただし、市の財政は予算・決算中心であり、(P) と (D) は明示されるものの、これに対する (C) と (A) 予算編成過程において考慮され、その過程が見えにくいのも事実であろう。

活動の目標が明示され、これに対する評価と対応が明確に示されることで、より具体的に説得力のある説明が可能になるはずである。前述のとおり、市では平成 12 年度から行政評価（事業評価）を試行しており、平成 14 年度から本格導入している。このような行政評価（事業評価）を積極的に活用し、市民に対する説明がより明確、かつ有効に行われることを期待する。

#### 第 4 . おわりに

環境問題は、地方公共団体にとって、住民の生活環境を確保するために、避けては通れない重要な課題である。

北九州市もかつては日本で有数の公害都市であったが、その反省として環境保全に積極的に取り組んできた結果、いまや公害を克服するとともに、その経験と実績をもって、発展途上国が直面する環境問題解決のための環境国際協力等も進められている。

このような北九州市の取組は、他の都市からも高く評価されており、また、平成 14 年 8 月南アフリカ共和国ヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」でも、北九州市をモデルにしたアジア太平洋地域における地方自治体支援の国際的仕組みである「北九州イニシアティブ」が、実施計画に明記される等、世界的にも広く知られているところである。

このように環境行政の重要性に鑑み、「環境施策に関する事務の執行について」をテーマに選定して、外部監査を実施した。

外部監査の結果、環境施策に関する事務の執行は、地方自治法、条例及びその他の法令等の「法令等定められた基準」に従い、概ね適切に行われているものと認められた。

しかしながら、現在のところ、市が行う環境施策に対しては、市民からも一定の評価を得てはいるものの、事務の執行面においては意見として記載したとおり、いくつか改善すべき点が見受けられた。

都市経営において環境保全の必要性は今後とも失われることはないが、地方自治体の財政状態はますます厳しくなることが予想されていることから、環境施策といえども「聖域」とはならない。しかも、施策・事務事業の選択肢において、過去に最適であったものが、現在も常に最適であるとは限らないのである。

したがって、過去から行われている環境施策に関する事業を、今後、3E（経済性、効率性及び有効性）の観点から見直し、事業の選択と資源の集中を行いながら、より合理的な事務執行に努めることが望まれる。

以 上